

大津市
新型インフルエンザ等対策
業務継続計画

平成21年10月策定

令和2年4月15日改定

令和2年8月25日改定

令和2年12月1日改定

一 目 次 一

第1部 業務継続計画総論	1
第1章 業務継続計画の基本的な考え方	2
1. 業務継続計画の目的	2
2. 流行規模と被害の想定	4
3. 業務継続計画の基本的な考え方	5
(1) 業務の運用	5
(2) 人員等の業務継続体制の整備	5
(3) 業務継続計画実行の市民等への情報提供	5
第2章 発生段階別の対応	7
1. 発生段階別の対応	7
(1) 第1段階 未発生期	7
(2) 第2段階 海外発生期	8
(3) 第3段階 国内発生、県内・近隣市（京都・大阪）未発生期	9
(4) 第4段階 県内、近隣市（京都・大阪）発生早期	9
(5) 第5段階 県内感染期	10
(6) 第6段階 小康期（再燃期）	10
2. 体制の整備	11
(1) BCP本部会議の設置	11
(2) 保健所の体制強化	11
(3) 応援体制の検討・実施	12
(4) 業務の代替性の確保	15
(5) 勤務形態の変更	15
(6) 施設及び執務室等の代替措置事項	16
3. 職員等の感染拡大防止対策及び健康観察	18
(1) 職員等の感染拡大防止対策	18
(2) 職員等の感染確認等	18
4. 職員に感染者が発生した場合の対応	19
(1) 職員に感染者が発生した場合	19
(2) 同一エリア内で5人以上又は3つ以上の所属で感染者が発生した場合	20
(3) 本庁舎を閉鎖する場合	23
(4) 報道機関等への情報伝達	24
(5) 出勤の停止等	25
第3章 教育・訓練・見直し	28
1. 教育・訓練等の実施	28
2. 計画の運用及び見直し	28

第2部 部局の業務継続計画	29
第1章 部局における発生段階別の対応	30
1. 部局において新たに発生する業務等	30
(1) 各課共通事項	31
(2) 筆頭課共通事項	32
(3) 政策調整部	33
(4) 総務部	40
(5) 市民部	47
(6) 福祉子ども部	56
(7) 健康保険部	64
(8) 保健所	67
(9) 産業観光部	73
(10) 環境部	77
(11) 都市計画部	83
(12) 建設部	89
(13) 教育委員会	92
(14) 消防局	100
(15) 出納室・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・議会局	104
第2章 業務の優先度	108
1. 業務の優先度	108
(1) 政策調整部	109
(2) 総務部	112
(3) 市民部	118
(4) 福祉子ども部	124
(5) 健康保険部	130
(6) 保健所	134
(7) 産業観光部	138
(8) 環境部	142
(9) 都市計画部	146
(10) 建設部	151
(11) 教育委員会	155
(12) 消防局	163
(13) 出納室・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・議会局	168
第3章 学校・保育園等関連施設への連絡体制	172
(1) 学校関係	172
(2) 保育園・児童クラブ・児童館	172
(3) 障害福祉事業所、介護保険事業所	172
(4) 市の所管施設	173

第1部 業務継続計画総論

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1. 業務継続計画の目的

大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画の目的は次のとおりである。

- (1) 2014年6月に策定した「大津市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)に基づき、新型インフルエンザ等発生時において、市民生活に不可欠な行政サービスの提供と市民への感染拡大の防止及び感染予防の対策を図るため、市の業務を「新型インフルエンザ等対策業務(優先度 S)」「継続すべき優先業務(優先度 A)」「縮小すべき業務(優先度 B)」「停止・休止が可能な業務(優先度 C)」の4つの業務に分類して対応することとし、その基本的な考え方を提示する。

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症に基づき、一部改正を行った。2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎患者が確認されて以降、世界各地で新型コロナウイルス感染症が確認されるようになった。2020年1月には、国内で初めて新型コロナウイルス感染者が、3月5日には滋賀県で1例目となる感染者が大津市でそれぞれ確認された。その後も全国で感染者が急増し、4月11日には、本市職員から初めて感染者が確認された。

新型コロナウイルス感染症は、り患者や濃厚接触者への経過観察の措置等、ワクチンや専門的な治療法が確立されていないことなど、新型インフルエンザと異なる部分があることから、4月15日に本計画の一部を改定した。

こうした状況の下、国や各都道府県では、ステージ設定による注意喚起等が行われることとなり、滋賀県では5月14日、「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」を策定し、客観的指標により3段階のステージに応じた行動指針等を示していくこととした。その後、国において感染状況を表す判断指標が新たに示されたことや、滋賀県内における医療提供体制の拡充等により、10月15日にステージの見直しが行われ、これまでの3段階から4段階(特別警戒・警戒・注意・滋賀らしい生活三方よしステージ)※(P3参照)に変更となった。

2020年8月31日現在で、世界の感染者数が2,500万人を超える世界的なパンデミックの現況を踏まえ、今後もさらなる警戒と備えが必要であることから、一部を改正し、業務体制の強化や業務継続計画の発動時期などの意思決定のプロセス、職員に感染者が発生した場合の対応などを明確化した。

- (2) 市の各部局が分類した業務内容を事前に確認しておく、新型インフルエンザ等発生時において市の業務を迅速かつ円滑に実施する。
- (3) 市民の生命と健康を守り、ライフラインなど市民生活を維持するため、優先的に実施すべき市の業務(非常時優先業務)を継続する。市民に対しては、新型インフルエンザ等による社会への影響の長期化への対応及び収束後の「新たな日常」に向けて、ICTなど新しい技術を活用し、適切な行政サービスの提供に努める。

滋賀県「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」

各ステージの判断指標

■ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		特別警戒ステージ (ステージIV)	警戒ステージ (ステージIII)	注意ステージ (ステージII)	滋賀らしい生活三方よし ステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージI)
		大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生、爆発的な感染拡大により、公衆衛生体制および医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増および医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の散発的発生および医療提供体制に特段の支障がない段階
医療体制等への負荷	①病床のひつ迫具合	病床全体 最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
	うち重症者用病床	最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
	②療養者数	人口10万人当たりの全療養者数 25人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 15人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人未満 入院+自宅+宿泊
体制監視	③PCR等陽性率	10%以上	10%以上	2%以上	2%未満
	④新規報告数	25人/10万人/週 以上	15人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 未満
感染状況	⑤直近1週間と先週1週間の比較	直近一週間が先週一週間よりも多い	直近一週間が先週一週間よりも多い	直近一週間が先週一週間よりも多い	-
	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

【参考指標】

- ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
- ・入院患者受入病床の稼働率(ピーク時の入院患者受け入れ病床数)
- ・実効再生産数(Rt)
- ・K値
- ・感染経路不明の患者数
- ・濃厚接触者を除くPCR等陽性率

感染拡大防止対策

■感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応

【対策移行のイメージ】



2. 流行規模と被害の想定

新型インフルエンザの感染被害に関する国の想定数値では全人口の約25%が感染し、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人になると推計している。

これを、本市の人口に基づいて想定すると、医療機関を受診する感染者数は約35,000人～67,000人、1日最大入院患者数は1,310人と推計される。

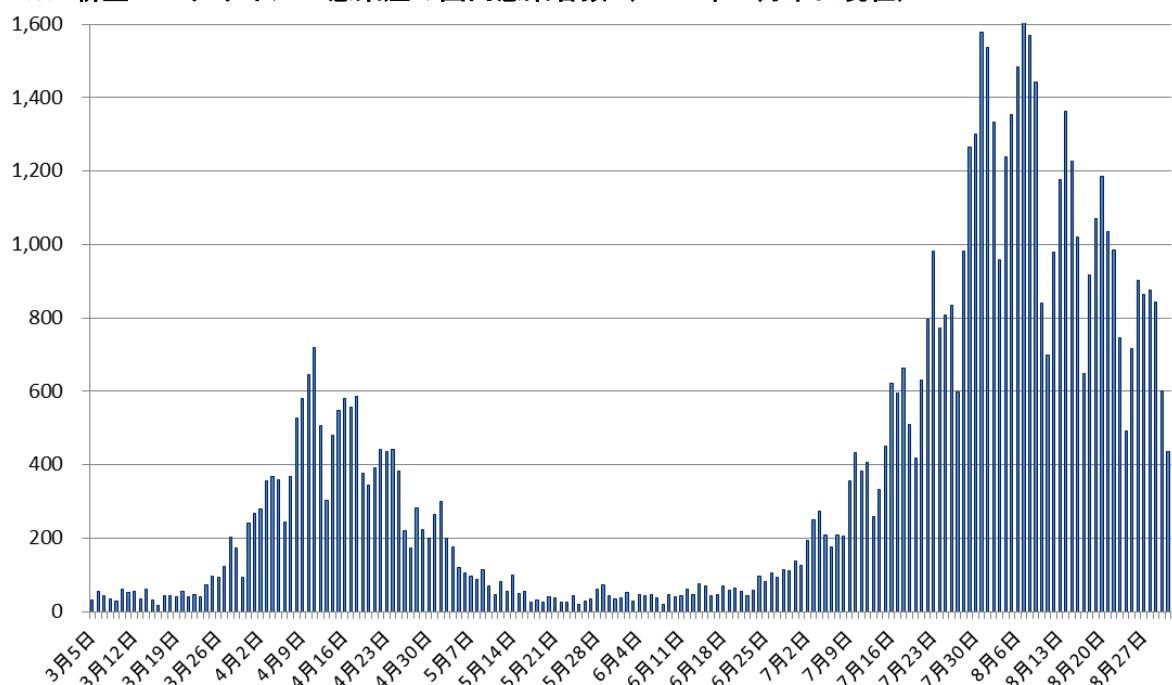
社会・経済的な影響は、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に従業員本人や家族のり患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、一部の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。また、市民生活においては、学校・児童クラブ・幼稚園・保育園等の臨時休校・休所・休園、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料・生活必需品や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

なお、2019年12月以降、世界中に拡散している「新型コロナウイルス感染症」の感染者数は、2020年8月31日現在、世界全体で2,500万人を超えてい。

国内では、2020年1月16日に初めて感染が発生した後、政府は3月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正し、4月7日には7都道府県に、4月16日には全国を対象に「緊急事態宣言」が発出された。8月末日現在の国内の感染者数は6万人を超えてい。

滋賀県では、3月5日に県内初の感染確認後、4月16日の「緊急事態宣言」を受け、外出自粛等により人ととの接触機会を低減する「滋賀1／5ルール」を提唱、5月14日には「社会経済活動の再開」と「感染者が再度増えてきた際の対策強化」を図るため、客観的指標により3段階に分けたステージごとの対策を講じる「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」を策定、5月29日には同プランに基づく6月1日以降の対応として、社会経済の活動レベルを引き上げるため、段階的に対策を緩和する方向性が示された。10月15日には国が新たに示した判断指標や医療提供体制の拡充等により4段階にステージを分ける見直しが行われた。

※ 新型コロナウイルス感染症の国内感染者数（2020年8月末日現在）



3. 業務継続計画の基本的な考え方

新型インフルエンザ等発生時においては、職員自身の感染や家族のり患による行動制限等により、出勤可能な職員数が制約されることが予想されているが、このような状況下においても、休止・中断することにより市民生活や企業活動等に大きな支障を及ぼすこととなる業務は、従事する職員の感染防止対策等に万全を期した上で継続する必要がある。同時に、新たに発生する新型インフルエンザ等対策業務も実施しなければならない。

このため、新型インフルエンザ等発生時における市業務の継続を図るため、以下の考え方に基づいて必要な措置を講じる。

なお、市行動計画においても、実際に発生する新型インフルエンザ等の特徴によって弾力的な対応が必要と考えられる場合は、国が示す対応方針等を踏まえて対策等を実施することとしていることから、本業務継続計画においても、必要に応じBCP本部会議(第2章2(1)参照)の決定に基づく弾力的な対応を実施するものとする。

(1) 業務の運用

市民生活に最低限必要な行政サービスを提供しつつ、新たに発生する新型インフルエンザ等対策業務に万全を期するため、休止等による影響を考慮した上で、通常業務を可能な限り縮小・休止し、人員等を優先度の高い業務に集中させる。

また、継続する業務についても、感染防止対策の観点から、職員の時差勤務を積極的に推奨し、勤務形態を弾力化することで、機動的な業務執行を行う。

(2) 人員等の業務継続体制の整備

発生時に出勤が困難となる可能性の高い職員や、業務の継続に支障を来すおそれのある事項をあらかじめ整理し、その代替措置を講じる。そのために、以下の職員配置を行う。

- ① 新型インフルエンザ等の感染状況及び業務段階の移行によって、各部局で人員の不足や施設等の閉鎖によって余剰の状況が生じるため、非常時優先業務の実施に必要な人員を、応援職員として配置する。
- ② その他、高齢者や障害者等の要援護者に対する支援などが必要であると判断した場合は、BCP本部会議において必要な応援職員を配置する。

(3) 業務継続計画実行の市民等への情報提供

新型インフルエンザ等が発生したときに停止等する業務の期間等について、市民や関係機関等に混乱が生じないよう、以下のとおり適切かつ正確で、効果的な周知を図るものとする。

- ① 市は、災害の被害状況や新型インフルエンザ等の感染の状況及び感染予防に関する最新の情報を、国及び滋賀県、関係機関等と連携して、市民及び市議会、報道機関に対して、迅速かつ的確に情報を提供する。
- ② 市民への情報提供は、市の広報紙やホームページ、SNS、市施設へのチラシ等の掲示、報道

機関への発表等により、迅速かつ効果的な情報提供に努める。

- ③ 外国人への情報提供は、ホームページやSNS等で、ICTを活用した多言語対応を図るなど、情報格差の解消に努める。
- ④ 高齢者や障害者等の要配慮者への情報提供は、ICT機器の活用や福祉関係機関との連携を図るなど、情報格差の解消に努める。
- ⑤ 報道機関への情報提供は、記者発表等により行うこととし、患者や家族等の個人情報の守秘に最大限留意しつつ、正確な情報発信に努めるとともに、報道機関の要請に対して、迅速かつ丁寧な対応に努める。なお、本庁舎が閉鎖された場合は、BCP本部会議の決定に基づき、第2章2(6)に定める代替施設等で記者発表等を行うこととする。
- ⑥ 市議会への情報提供は、二元代表制の趣旨に則り、迅速かつ丁寧に行う。議会災害対策会議等が開かれ、執行部の出席が要請された場合は説明員を派遣し、情報提供を行う。

第2章 発生段階別の対応

1. 発生段階別の対応

本業務継続計画は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内発生、県内感染、小康状態に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。

なお、2020年新型コロナウイルス感染症では、海外で発生した後、国内では、まず首都圏で感染者が確認され、大阪、京都へと拡大した後、短期間のうちに大津市内で感染者が確認されたことから、県内と近隣都市（京都・大阪）の感染者の発生状況同じ段階として分類した。

また、小康期となった場合も、新型インフルエンザ等のワクチンや治療薬が確立し、国民に行き渡るまでは、感染の波は継続すると想定されることから、感染者数等の状況により、3～5の発生段階における対策は繰り返し講じることとなる。

発生段階	状態
第1段階 未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
第2段階 海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生しているが、国内では発生していない状態
第3段階 国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期	国内のいづれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内・近隣都市（京都・大阪）では新型インフルエンザ等が発生していない状態
第4段階 県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期	県内・近隣都市（京都・大阪）で新型インフルエンザ等が発生しており、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことが出来る状態
第5段階 県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことが出来なくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少にいたる時期を含む）
第6段階 小康期（再燃期）	国内の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(1) 第1段階 未発生期

1) 各所属の取組

- ① 所管する通常業務の休止等による影響を考慮し、業務の優先度及び継続する業務の実施レベル等を検討する。
- ② 市行動計画に基づき、所管業務に関連する新型インフルエンザ等対応業務の具体的な内容を検討する。

③ 所属職員に対し、発生時の職員としての対応や職場内の感染防止対策、日常における留意事項等について周知徹底を図る。

④ 各所属職員の健康状態を把握し報告するための緊急連絡網を整備し伝達方法を確定する。

⑤ 優先度の高い業務や新型インフルエンザ等対策業務の実施に必要な人員や職種等を把握する。

⑥ 出勤困難職員の把握

職員自身の感染はもとより、それ以外の理由により出勤が困難になる職員が多数発生するおそれがあることから、あらかじめ当該職員を特定し把握する。

【出勤が困難となる可能性のある職員の例】

・妊娠中の職員

・透析や糖尿病等の持病があり免疫力が低下し、新型インフルエンザ等の罹患により重篤となる可能性のある職員

・共働き世帯職員（学校・保育園等の休校等による対応）

・要介護世帯職員（福祉サービスの縮小等による対応）

・鉄道・バス等の公共交通機関により勤務する職員（自家用車等代替交通機関のない者）

2)各部局の取組

BCP本部会議からの情報を伝達する部局内の緊急連絡網を整備し、伝達方法を確定する。

3)職員個人の行動

個々の職員は、新型インフルエンザ等から自らの身を守ることの重要性を自覚し、次の事項に主体的に取り組む。

① 新型インフルエンザ等に関する知識の習得

② マスク等の感染予防具の確保（私生活用）

③ 消毒液、食料、日用品その他生活必需品の備蓄

(2) 第2段階 海外発生期

1)職員の健康管理

人事課及び職員支援室は、職員の健康管理のため、次の取組を検討する。

① 新型インフルエンザ等に関する基本情報の収集及び提供

② 保健所と連携し、発生国（地域）における新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集

③ 感染予防に関する留意事項の把握

④ 職員及び家族等の健康状態等の確認方法の整備

2)各所属の取組

① 所属長は、職員（家族等を含む。）の新型インフルエンザ等発生国内及び周辺国への渡航状況や健康状態を確認する。渡航歴のある職員等が確認された場合は保健所と協議し、当該職員に対し必要な対応を指示する。

② 職員の海外出張は原則休止し、国内出張は可能な限り自粛する。

③ 感染防止対策に必要な衛生用品を確保し、必要な箇所に配備する。

3)各部局の取組

① 施設管理者は、施設内での感染予防・まん延防止のため、廊下等の清掃・消毒方法（不特定

多数の者が触れる可能性のある場所等)について検討する。

- ② 市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と、職場における感染対策を実施するための準備を要請する。

(3) 第3段階 国内発生、県内・近隣市(京都・大阪)未発生期

1) 職員の健康管理等

人事課及び職員支援室は、職員の健康管理のため、次の取組を実施する。

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本情報の収集及び提供
- ・ 保健所と連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集
 - ・ 感染防止対策に関する留意事項を把握し、職員へ周知徹底する。
- ② 職員及び家族等の健康状態等の確認を徹底し、発熱・呼吸器症状を有する職員に対して、帰国者・接触者相談センターを通じて専門外来へつなぐ。

2) 各所属の取組

- ① 職員及びその家族の健康管理を徹底し、PCR 検査を受検した場合は、速やかに職員支援室へ報告する。
- ② 時差勤務やテレワークによる在宅勤務を積極的に活用する。
- ③ 2交替制勤務に備え、各所属でグループ編成を行う。
(本庁はエリアごとで異なるグループのメンバーの勤務が重複しないよう編成する。)
- ④ 執務室の分散に備え、使用する場所と業務を検討する。
- ⑤ 職員の感染予防具等の着用や職場内の机・職員等の配置変更など、業務を継続する際の感染防止対策を実施する。

3) 各部局の取組

- ① 施設管理者は、施設内での感染予防・まん延防止のため、廊下等の清掃・消毒方法(不特定多数の者が触れる可能性のある場所等)について感染防止対策を徹底する。
- ② 市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と、職場における感染対策を徹底するよう要請する。

4) 職員個人の取組

- ① 出勤前に職員本人及び家族等の体温及び健康状態を確認する。
- ② 出退勤時及び勤務時にマスク等の感染予防具を着用する。
- ③ 外出を自粛するなど、日常生活においても感染リスクの高い行動を自粛する。

(4) 第4段階 県内・近隣市(京都・大阪)発生早期

1) 各所属の取組

- ① BCP本部会議による計画発動の決定に基づき、業務継続計画へ速やかに着手する。ただし、職員の感染に伴わない施設の休止などについては、新型インフルエンザ等感染症対策本部会議の決定に従う。
- ② BCP本部会議の決定に基づき、2交替制勤務及び執務室の分散等を実施する。
- ③ 会議や出張等は、原則として休止する。(やむを得ず実施等する場合は、感染防止対策に万全を期する。)

④ 職員及びその家族の健康管理は引き続き徹底する。

2)各部局の取組

- ① 部局内各所属の取組状況等を把握し、その徹底を図る。
- ② 部局内各所属の業務量等を踏まえ、必要に応じて応援体制を整備する。
- ③ 施設管理者は、次の事項を徹底する。
 - ・入場制限を開始する。
 - ・廊下など不特定多数の者が触れる箇所の清掃・消毒及び換気を徹底する。
 - ・一般開放スペースを閉鎖する。
- ④ 市内事業者に対しては、上記①～③の取組を継続する。

3)職員個人の取組

上記(3)④の取り組みを徹底する。

(5)第5段階 県内感染期

- 1)BCP本部会議の業務継続計画発動の決定に基づき、各所属は、継続する通常業務を更に絞り込み、優先度の高い業務に人員等を集中させる。そして新たに発生する業務を優先して行うとし、必要な人員配置を行う。
- 2)(3)から実施した感染防止対策、職員の健康管理、庁舎管理等を徹底する。

(6)第6段階 小康期(再燃期)

- 1)BCP本部会議の決定に基づき、各所属は、順次、平常の対応に戻す。また、次の感染拡大に備えた対応を検討する。
- 2)必要に応じて、感染予防・まん延防止対策を引き続き講じる。

2. 体制の整備

新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、以下の体制の整備を行う。

(1) BCP本部会議の設置

発生段階が第2段階（海外発生期）になった時点で、本業務継続計画の実施に関し協議及び決定する組織として「BCP本部会議」を設置する。

また、BCP本部会議の下にBCP実施チームを設置し、当チームの所管課に必要に応じて応援職員を兼務発令し、人員体制を整備する。

会議は、災害対策本部室で開催する。ただし、本庁舎が閉鎖された場合は、BCP本部会議の決定に基づき、第2章2(6)に定める代替施設等で行うこととする。

① BCP本部会議

ア) 構成

- ・本部長 市長
- ・副本部長（2名） 副市長
- ・構成員 部長会の構成員と同様
- ・事務局 人事課

イ) 役割

- ・本業務継続計画の発動と停止の決定
- ・発生段階の決定、変更
- ・業務の中止、再開の指示
- ・優先業務への職員の再配置指示
- ・職員への感染予防対策の周知
- ・職員に感染者が発生した場合の施設の閉鎖の決定（本庁舎の閉鎖を含む）

② BCP実施チーム

ア) チーム構成

- ・リーダー 総務部長
- ・サブリーダー 政策調整部長、危機管理監
- ・メンバー 総務部次長、政策調整部次長、総務課長、危機・防災対策課長、人事課長、職員支援室長、管財課長、企画調整課長、市長公室長、広報課長
※その他、必要に応じて、応援職員に兼務発令を行う。
- ・事務局 人事課

イ) 役割

- ・BCP本部会議の事務局
- ・BCP本部会議における決定事項の実施、庁内周知、関係所属への伝達・指導

(2) 保健所の体制強化

1) 第3段階

・保健所保健予防課の体制を強化するため、応援職員に兼務発令し、今後の県内発生に備える。(この段階では、応援職員は本務で勤務し、待機している状態)

【想定している人員体制】医療職：8名、事務職：7名（令和2年5月の場合）

※上記医療職のうち保健師は、発生段階に応じて乳幼児健診の延期、すこやか相談所の部分的閉鎖等を検討し、人員を確保する。

2) 第4段階

応援職員は、下表の基準に従い、保健予防課に勤務する。なお、新型インフルエンザ等への対応の多寡は、様々な要因によって左右されるため、下表に示す複数の区分をもって総合的に判断し、弾力的に運用する。また、収集人数についても、状況に応じて必要人数を決定するものとする。

区分／応援を要請する割合	全員	5割程度	最小限の人数 (0～3人程度)
① 滋賀県の設定するステージ	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ・滋賀らしい生活三方よしステージ
② 市内患者発生時（7日間）	5名以上	3～4名	2名以下
③ 健康観察対象者（1日）	51名以上	26～50名	25名以下
④ 擬似症発生届（1日）	11件以上	6～10件	5件以下
⑤ クラスター発生時	発生時		
⑥ 保健所内感染者発生時	発生時		
⑦ その他想定外の事案発生時	事案の内容・影響規模による		

3) 滋賀県への応援要請

クラスター発生等により想定を超える感染者が発生した場合や保健所の職員が感染し、本市職員だけで、業務体制が維持出来なくなった場合は、滋賀県と締結した「新型インフルエンザ等の発生及びまん延時における相互協力に関する協定書」に基づき、滋賀県に派遣職員の協力を求める。

(3) 応援体制の検討・実施

所属内で必要人員が確保出来ないと予想される場合は、部局内での応援体制をとる。

部局のみで対応しきれない場合については、総務部長(BCP実施チームリーダー)に報告し、人事課は他部局からの応援体制を調整する。その際、より実効性の高い人員配置を実施するため、職種や資格・職歴等を勘案する。特に特殊な条件・資格等を必要とする専門性の高い業務については留意する。

令和2年の新型コロナウイルス感染症の対応例から、以下の1)2)を参考例として定める。

また、令和2年度の当感染症に対する具体的な人員配置は、次ページの図のとおりである。こ

これらの対応状況を参考とし、感染症の状況に応じ柔軟に対応する。

1) 生活支援、経済支援の体制強化

- ・特別定額給付金の支給事務（福祉子ども部）
- ・事業者等への持続化給付金の支給事務（産業観光部）
- ・生活困窮者等の相談及び虐待相談等（福祉子ども部、健康保険部）

2) その他

- ・支所又は窓口所属の経験者への兼務発令により、支所職員へのバックアップ体制を強化する。

【令和2年の対応状況（令和2年8月1日時点）】

① 職員り患時等の業務継続に関する業務

＜人員配置、職員の健康観察、庁舎消毒等対応＞

応援先所属	応援職員数	応援元所属
人事課	2名	企画調整課1名（経験者） 行政改革推進課1名
人事課職員支援室	1名	企画調整課1名（経験者）
管財課	2名	市長公室1名（経験者） 人権・男女共同参画課1名（経験者）

② 市全体の感染拡大防止に関する業務

応援先所属	応援職員数	応援元所属
危機・防災対策課	1名	地域交通政策課1名（経験者）
保健予防課	15名	人権・男女共同参画課1名（事務・経験者） 市民スポーツ課2名（事務） 幼児政策課1名（保健師） 長寿政策課1名（保健師） 地域包括ケア推進室1名（保健師） 衛生課2名（薬剤師） 健康推進課3名（保健師） 都市魅力づくり推進課1名（事務） 広域事業課1名（事務・経験者） 路政課1名（事務・経験者） 学校教育課1名（事務・経験者）

新型コロナウイルス対策室	9名 (専任5名)	健康保険部1名（室長） 保険年金課1名（室次長） 長寿政策課1名 介護保険課1名 保健総務課2名 観光振興課1名 路政課1名 企業総務課1名
--------------	--------------	---

③ 生活支援、経済支援に関する業務

<生活支援業務>

応援先所属	応援職員数	応援元所属
特別定額給付金室	95名 (専任12名)	(専任) 福祉政策課1名（室長） 福祉指導監査課1名（室次長） イノベーションラボ1名 公共施設マネジメント推進課1名 資産税課1名 文化・青少年課1名 保育幼稚園課1名 環境政策課1名 施設整備課1名 都市計画課1名 市街地整備課1名 料金収納課1名 (専任以外) 各部局から短期応援

<経済支援業務>

応援先所属	応援職員数	応援元所属
商工労働政策課	10名	観光振興課6名 農林水産課2名（会計年度任用職員） 田園づくり振興課2名

<支所応援体制>

応援先所属	応援職員数	応援元所属
自治協働課	40名	支所経験者、窓口（戸籍住民課、税3課、保険年金課）経験者による応援

＜フロア閉鎖（都市計画部、建設部）の応援体制＞

応援先所属	応援職員数	応援元所属
都市計画部	22名	都市計画部以外の部局の経験者による応援
建設部	21名	建設部以外の部局の経験者による応援

（4）業務の代替性の確保

優先度の高い業務を担当する職員が出勤困難となった場合に備え、業務内容の共有化や、代替要員への引継ぎ等を適宜行い、発生時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施出来るよう準備する。

また、優先度の高い業務の実施が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が発生時においても当該業務を継続することが可能かどうか確認する。継続出来ない場合はその対応策を、可能である場合も、何らかの理由で継続が困難になった場合の対応策を併せて検討する。同様に、優先度の高い業務の継続に必要な物資の調達についても、調達先の体制を確認するとともに、必要に応じて代替調達先や物資の備蓄等を検討する。

（5）勤務形態の変更

勤務時や職場内における職員の感染リスクを低減させるため、2交替制勤務の導入及び時差勤務や在宅勤務を推奨するとともに、人事課及び所属長は職員に対して、テレワークの積極的な活用を図るなど、勤務形態の変更（職務命令による在宅勤務等）の措置を講じる。また、BCP本部会議の決定により、2交替制勤務や執務室の分散を実施する。

1) 2交替制勤務の導入における判断基準

2交替制勤務の導入における判断基準は、下記のとおりとする。

- ア　国の緊急事態宣言が発令された場合（滋賀県が区域外であっても必ず実施する）
 - イ　滋賀県「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」特別警戒ステージに移行し、BCP本部会議が、2交替制勤務の導入が必要であると判断した場合
 - ウ　職員に感染者が発生し、BCP本部会議が、2交替制勤務の導入が必要であると判断した場合
 - エ　その他、BCP本部会議において必要と判断した場合
- なお、令和2年の新型コロナウィルス感染症における対応状況は次のとおり。

【令和2年の対応状況】

1) 2交替制勤務

令和2年4月 7日（火） 緊急事態宣言（東京都ほか6府県）

4月16日（木） 緊急事態宣言（全国に拡大）

4月20日（月）～5月 6日（水） 隔日2交替勤務

5月 7日（木）～5月31日（日） 隔週2交替勤務

2) 時差勤務

令和2年2月28日（金） 時差勤務の推奨を庁内周知

（対象、運用等は「大津市職員の時差勤務に関する規程」に基づく）

2) 2交替制勤務等の留意点

2交替制勤務の導入に当たっては、感染拡大防止策をより効果的なものとするため、P22の表で示すエリアごとに、隔週で勤務する班の職員が、もう一方の班の職員と勤務日が重ならないようにすること。それが出来ない場合は、執務室の分散を図るなど、リスク回避に最大限努めること。

3) 市民サービスの維持・向上

下記のとおりICTを活用し、2交替制勤務を導入した場合でも、市民サービスの質が維持・向上出来るよう努める。

- ・テレワークの環境整備
- ・WEB会議の環境整備
- ・L o G o チャットの活用
- ・電子申請の拡充
- ・支所でのオンライン窓口
- ・各種オンライン相談の充実
- ・アプリを活用した市民への情報提供 など

（6）施設及び執務室等の代替措置事項

本庁舎、その他の市施設及び執務室の閉鎖により、保健所や福祉事務所等の業務を行う代替施設等が必要であると判断した場合は、3密及び感染拡大を防ぐため、下記のとおり執務室の変更及び代替施設等を確保する。

1) 本庁舎及びその他の市の施設

- ・3密の解消、感染リスクの分散の観点から、市民文化会館、各支所及び公民館及び市が指定する施設（皇子山陸上競技場等）の執務室をサテライトオフィスとして使用する。
- ・在宅では出来ない個人情報を取り扱う業務等を行えるスペースとして、市役所の本館（旧食堂、互助会会議室）、別館（大会議室）・新館（大会議室、特別会議室、221会議室、272会議室）など、市が指定する執務室をフリースペースとして使用する。当該執務室には、業務用パソコンで業務が使用出来るよう、LAN環境を整備する。
- ・専用端末を使用している所属については、そのLAN環境の整備についても検討する。

2) 指定管理者及び受託事業者による市施設

- ・市は指定管理者及び受託事業者と協議し、当該施設をサテライトオフィスとして使用することに承諾を求める。このことによって発生する経費等については、別途、市と指定管理者等が定める協定に基づき対応する。

3. 職員等の感染拡大防止対策及び健康観察

(1) 職員等の感染拡大防止対策

第2段階以後、感染拡大防止対策として以下の事項を実践する。感染症の状況に応じ対応する。

1) 職場内での対策

- ① マスクの着用
- ② 手洗い・手指消毒の徹底
- ③ 市民の待合の3密解消
- ④ 職員間の3密解消
- ⑤ 職場内の換気の徹底
- ⑥ 職員のデスク間にパーテーション設置
- ⑦ 共用部分の消毒の徹底
- ⑧ 外部関係者との接触時の感染防止対策の徹底

2) 職場外での対策

- ① 懇親会の自粛（第3段階以降）
- ② 家族や友人との会食時の感染防止対策徹底

3) 旅行の取り扱い（業務上の出張も同様）

- ① 県をまたぐ移動（国内）は感染防止対策を徹底
(断続的に感染者が確認されている地域の移動は真に必要なものを除き自粛。国、県の方針に応じ変更する。)
- ② 海外渡航は真に必要なものを除き原則自粛

(2) 職員等の感染確認等

1) 職員の健康観察

第2段階以後、職員は本人又は家族の体調不良により休暇を取得する場合及び本人又は家族がPCR検査等を受検する場合（以下「体調不良により休暇を取得する場合等」という。）は、電子申請により症状を職員支援室に報告する。

各課においては、課内職員及び職員家族の感染状況を把握し、体調不良により休暇を取得する場合等の所属職員がいる場合は、職員支援室への電子申請が完了しているか確認する。電子申請が未完了の場合は、職員本人に申請を指示するか聞き取りの上、代行申請する。また、その状況について、部局長に報告する。

2) PCR検査等の受検及び結果の報告

所属長は、所属職員又はその家族がPCR検査等を受検した場合及び検査の結果が判明した場合は、P24のフローに基づきり患報告する。

4. 職員に感染者が発生した場合の対応

(1) 職員に感染者が発生した場合

1) 職場の閉鎖

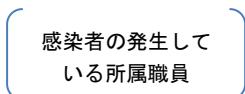
ア 本庁

- ・感染が確認された直後から、執務室の消毒が完了し濃厚接触者が確定するまでの間、当該所属への市民の立ち入りを閉鎖する。
- ・閉鎖期間が翌日以降となり、かつ当該所属の職員が出勤出来ない状況の場合、電話対応は、同じ部局の職員で対応するなど業務継続に努める。(必要に応じ電話回線を変更)
- ・執務室の消毒が完了し、濃厚接触者が確定した場合は、当該所属の執務室での業務を再開し、濃厚接触者のうち陰性であった者が復帰するまでの間（最大 14 日目まで）は、下記③）に基づく業務体制とする。
- ・隔週の 2 交替制勤務や執務室の分散を行っている所属は、執務室の消毒が完了したときから、在宅勤務者又は別の執務室の勤務者が当該所属の執務室での勤務にあたり、業務を継続する。

イ 出先機関

- ・感染が確認された直後から、執務室の消毒が完了し濃厚接触者が確定するまでの間、施設への市民の立ち入りを閉鎖する。
- ・消毒が完了した後、濃厚接触者が翌日以降も確定されていない場合や濃厚接触者が多数の場合、応援職員により業務を継続する。
- ・応援職員による業務継続が困難な場合は、BCP 本部会議の決定に基づき、当該出先機関の職員が復帰するまでの間、出先機関を閉鎖する。（ライフラインの施設を除く。）

2) 職員の業務体制及び休暇等

- ・感染者 …… 非常災害時の特別休暇（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第 13 条第 1 項第 2 号）※新型コロナ感染症の場合
- ・濃厚接触者 …… 濃厚接触者としての指定を受けた場合は、感染者との最終接触日から 14 日目まで非常災害時の特別休暇とする。
- ・その他の職員 …… 濃厚接触者の可能性の高い職員は、濃厚接触者が確定されるまでの間は在宅勤務とする。濃厚接触者としての指定を受けなかった場合は、通常勤務に戻る。


〔 感染者の発生している所属職員 〕

3) 業務体制の確保

- ・感染が確認された日の翌日から濃厚接触者が復帰するまでの間は、本計画に基づき、優先すべき業務を選定し、次のとおり応援体制を組む。

ア 課内の人員で継続出来る場合

業務継続計画のA・Bに該当する業務を行う。

イ 課内の人員では継続出来ず、部局内の人員で継続出来る場合

部局内で出勤出来る職員を特定し、業務継続計画のAに該当する業務を行う。

ウ 部局内の人員で継続出来ない場合

必要になる人員を速やかに総務部長（BCP実施チームリーダー）に報告し、業務継続計画のAに該当する業務を行う。

BCP実施チームリーダーは、優先業務に応じた職員を特定し、応援体制を組む。

この場合、各部局長及び所属長は、優先業務を最優先として、職員の派遣に協力する。

なお、市民生活に重大な影響を及ぼす業務については、執務室の閉鎖期間中においても、仮設の執務室を確保し、以下の体制で対応する。

- ① 濃厚接触者でないことが確定している職員
- ② 当該所属の経験者などの他課からの応援職員
- ③ 濃厚接触者かどうか未確定の職員は在宅勤務で対応

4) 職場の消毒

- ・執務室の閉鎖期間中に職員又は委託業者が消毒作業を実施
- ・職員が実施する場合は、消毒液による清拭を行う。消毒液は管財課、手袋等は職員支援室で配備しているものを使用

(2) 同一エリア内で5人以上又は3つ以上の所属（※）で感染者が発生した場合

※この数値はあくまでは目安であり、ウイルスの毒性や感染力などにより、その都度総合的に判断するものとする。

1) 職場の閉鎖

ア 本庁

- ・クラスター等が発生した別紙エリアについて、当該エリアの消毒が完了し濃厚接触者が確定するまでの間、当該エリアへの市民の立ち入りを閉鎖する。
- ・閉鎖期間中の電話対応は、次のいずれにも該当する職員が行う。（感染者の発生していない執務スペース又は仮執務室へ電話回線を変更する。）
 - ① 同じエリア内の感染者が発生していない所属のうち、濃厚接触者でないことが確定している職員
 - ② 発生日から遡って14日間風邪症状のない職員
- ・当該エリアの消毒が完了し、濃厚接触者が確定した場合は、執務室での業務を再開するが、感染者の発生した所属は、濃厚接触者が復帰するまでの間、上記（1）③の応援職員による業務体制とする。
- ・隔週の2交替制勤務や執務室の分散を行っている所属は、執務室の消毒が完了したとき

から、在宅勤務者又は別の執務室の勤務者が当該所属の執務室での勤務にあたり、業務を継続する。(感染者が発生した所属も含む。)

【特記事項】

本館1階の戸籍住民課などの窓口エリアでクラスターが発生した場合は、執務室を消毒後、窓口業務の継続に必要な応援職員を過去の経験者の中から人選し、当該執務室で業務を再開させる。

イ 出先機関

- ・ 感染が確認された直後から、執務室の消毒が完了し、濃厚接触者が確定するまでの間、施設への市民の立ち入りを閉鎖する。
- ・ 消毒が完了した後、応援職員により業務を継続する。
- ・ 応援職員による業務継続が困難な場合は、BCP本部会議の決定に基づき、当該出先機関の職員が復帰するまでの間、出先機関を閉鎖する。(ライフラインの施設を除く。)

2) 職員の業務体制及び休暇等

- ・ 感染者 … 非常災害時の特別休暇（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第13条第1項第2号）※新型コロナ感染症の場合
- ・ 濃厚接触者 … 濃厚接触者としての指定を受けた場合は、感染者との最終接触日から14日目まで非常災害時の特別休暇とする。
- ・ 他の職員 …

濃厚接触者の可能性の高い場合は、濃厚接触者が確定されるまでの間は在宅勤務とする。濃厚接触者としての指定を受けなかった場合も、7日間程度、在宅勤務又は執務室を分けるなど、他の職員との接触を避け、健康観察を継続する。
（感染者の発生している所属職員）
- ・ 他の職員 …

14日遡って風邪症状のない職員は、出勤可能。
（感染者の発生していない所属職員）

3) 職場の消毒

委託業者により実施

上記業務体制は、職員が新型コロナウイルスに感染した場合の行動指針を示したものであるが、想定していないケースや指針と現状に乖離があった場合は、臨機応変に対応するものとする。

【エリアの区分】

施設	フロア	エリア		部局等
本館	1階		広域	戸籍住民課
		東側	広域	保険年金課
		東側	広域	税3課
		東側	単独	自治協働課
		西側	単独	障害福祉課
		西側	単独	出納室
	2階	東側	単独	市長公室
		東側	単独	広報課
		東側	広域	企画調整課、総務部
		西側	広域	福祉子ども部、健康保険部
	3階	東側	単独	議会局
		西側	広域	都市計画部、子ども家庭相談室
	4階	西側	広域	建設部
	5階	西側	単独	契約検査課
新館	1階		広域	料金収納課
			広域	通信指令課
	2階		広域	消防局
			単独	危機・防災対策課
	3階		広域	環境部
	4階	東側	広域	企業局
		西側	広域	企業局
	5階	東側	広域	企業局
		西側	広域	企業局
	6階		広域	企業局
			単独	選挙管理委員会事務局
			単独	農業委員会事務局
			単独	監査委員事務局
	7階		単独	市政情報課
			単独	福祉指導監査課
			単独	子ども家庭課
別館	1階	東側	広域	中消防署
		西側	広域	環境部、児童クラブ課
	2階	東側	広域	市民部、コンプライアンス推進室
		西側	広域	教育委員会、総務部
	3階		広域	産業観光部
第2別館			単独	情報システム課

(3) 本庁舎を閉鎖する場合

(2) の想定をはるかに超える職員の集団感染が確認された場合は、下記に基づき、本庁舎を閉鎖する。

1) 閉鎖条件

原則として、本庁舎を閉鎖することなく業務を継続することを前提とするが、市民及び職員の健康といのちを守るために、BCP本部会議でやむを得ないと判断した場合に、保健所の助言を基に、本庁舎を閉鎖する。

2) 閉鎖期間

原則7～10日程度（勤務日の閉鎖は最大5日。感染拡大の防止の観点から週休日・祝日を利用し、職員間の接触を出来るだけ長期に避けるようにする。）とし、濃厚接触者のPCR検査等の結果及び保健所の助言に基づき、BCP本部会議で決定する。

3) 閉鎖期間中の市民サービスの維持

本庁舎の閉鎖期間中においても、市民サービスを維持するため、ICTを活用するなど、下記の業務を遂行するための体制を構築する。特に、市民サービス維持のため、支所はリスクヘッジとして、重要な役割を担うことになるため、閉鎖期間中においても、本庁舎において、支所業務のバックアップ体制として、必要最小限の職員を配置し、支所との連携を図る。

ア 窓口業務は、支所がその代替機能を果たす。

支所のオンライン窓口により、本庁勤務者（又は在宅勤務者）と支所の来客者との相談機能を充実させる。

イ 平日の電話対応は、コールセンターがその代替機能を果たす。

電話回線の増設などを体制強化を検討する。

ウ 福祉事務所の業務の継続

① 生活保護受給者への支給事務を継続する

- ・コールセンターと在宅勤務者との連絡手段を確保
- ・生活保護費の支給日の対応

② 虐待の緊急対応

- ・コールセンターと在宅勤務者との連絡手段を確保

エ ごみコールセンター

ごみコールセンターを庁外に設置出来るよう検討

オ ライフライン

業務を継続する。

カ 消防・防災業務

業務を継続する。

キ 幹部職員におけるオンライン会議

在宅においても常に情報共有し、今後の対策を協議する。

4) 再開の判断基準

保健所の助言に基づき、BCP本部会議で決定する。

5) 市議会・市民への周知

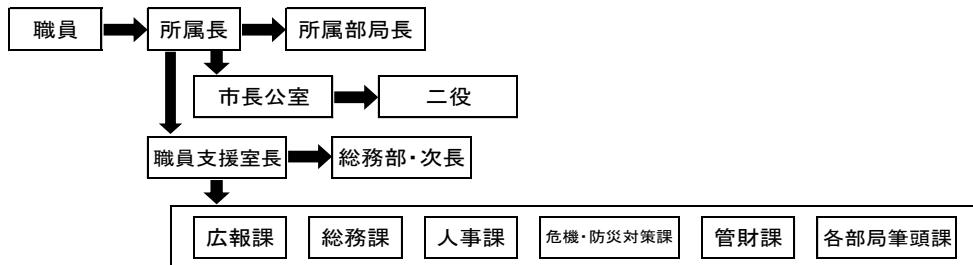
第1章3(3)に基づき、迅速かつ正確な周知に努める。

(4) 報道機関等への情報伝達

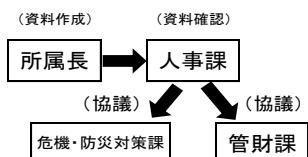
報道機関への発表は下図のフローに従い行う。

1. 市職員の場合

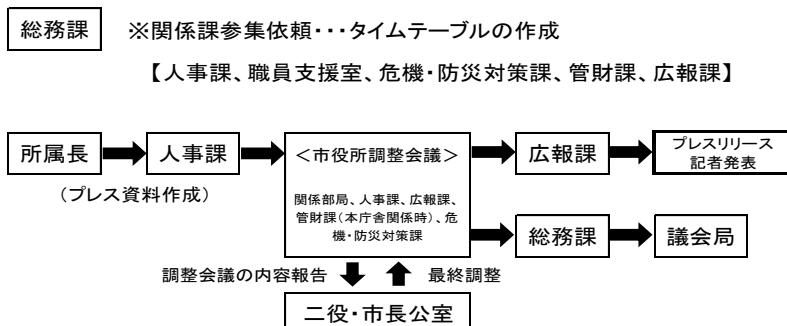
【第1報 検査の受検決定時】及び【第2報 検査結果の判明時】



【第1報後：プレスリリース準備】



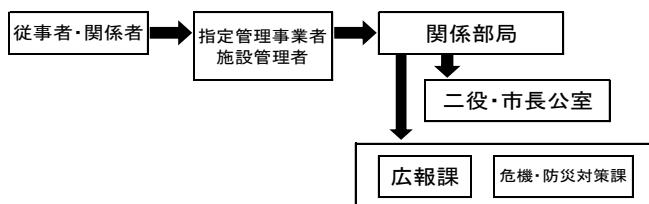
【第2報で陽性の場合のプレスリリース流れ】



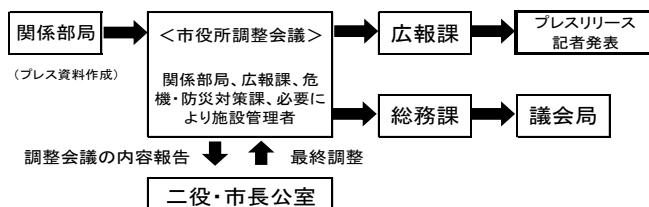
2. 市職員以外の場合

例1：指定管理の観光施設の施設長が検査する予定で、その家族に指定管理の体育館で従事するものがおり情報が入った場合
例2：小学生と保育園の子どもを持つ母親が検査する予定で、小学校と保育園から情報が入った場合

【第1報 検査の受検決定時】及び【第2報 検査結果の判明時】



【陽性の場合：プレスリリース流れ】



(5) 出勤の停止等

職員が新型インフルエンザ等患者であること又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由が確認された場合、又は感染が疑われる場合は、所属長は職員支援室に報告の上、必要に応じて、当該職員に対して特別休暇や病気休暇の取得等を指示する。

また、発症者に濃厚接触の可能性のある職員や家族が発症した職員についても、所属長は職員支援室、部局長に報告の上、当該職員に対して、自宅待機命令等、必要な対応を指示する。

なお、令和2年の新型コロナウイルス感染症における対応状況を参考とし、感染症の状況に応じ適宜対応することとする。

【令和2年の対応状況】

新型コロナウイルス服務等対応表

区分	状態	対象者	風邪症状	服務関係	復帰時期
感染の疑い ①	発熱等の風邪症状がある場合	本人	症状あり	① 医師の診断でPCR検査等の受検が必要ないと診断され、発熱などの風邪症状が続いている場合 →年休、病休等 ② 医師の診断でPCR検査等の受検をすすめられた場合 →コロナ休 ③ 医師の診断でしばらく様子を見るとなった場合 →コロナ休 ※発熱等症狀がある場合、まずは、かかりつけ医や近くの診療所等へ相談してください	① 風邪症状が改善した日 ② 「感染の疑い③」の対応に従う ③ 発症から8日、解熱後3日が経過した時 ※ただし、上記いずれも、別途、医師の診断があればそれに従う
			症状なし		
		同居家族	症状あり	① 家族の看護が必要な場合 →コロナ休 ※医師の診断でコロナ以外の症状と診断された場合 →年休、家族看護休暇等 ② 同居の家族の職場に感染者が発生し、自宅待機を命じられている場合 →在宅勤務	① 出勤可 ② 同居家族の自宅待機命令が解除された時
			症状なし		
	PCR検査を受検する場合 (風邪症状や集団感染の疑いによる検査の場合) ※他の疾病による手術や抜歯などを行うため、急のためPCR検査を実施する場合を除く。	本人	症状あり	① PCR検査を受検し検査結果が出るまで →コロナ休	
			症状なし	① PCR検査を受検し検査結果が出るまで →コロナ休	
		同居家族	症状あり	① 家族の看護が必要な場合 →コロナ休 ② 同居の家族の職場に感染者が発生し、自宅待機を命じられている場合 →在宅勤務 ③ 上記以外 →PCR検査の結果が出るまで在宅勤務を推奨	
			症状なし	PCR検査の結果が出るまで在宅勤務を推奨	
感染の疑い ③	PCR検査の結果、陰性だった場合	本人	症状あり	① 風邪症状が改善するまでの間 →コロナ休 ※風邪症状が発症してから8日を経過しても改善しない場合は、再度医療機関を受診すること	① 風邪症状が改善した日、又は医師が出勤可能と判断した時
			症状なし	通常勤務	検査結果の翌日から出勤可
		同居家族	症状あり	① 家族の看護が必要な場合 (風邪症状が改善するまで) →コロナ休 ② 同居の家族の職場に感染者が発生し、自宅待機を命じられている場合 →在宅勤務	① 出勤可 ② 検査結果の翌日から出勤可
			症状なし	通常勤務	検査結果の翌日から出勤可

新型コロナウイルス服務等対応表

区分	状態	対象者	風邪症状	服務関係	復帰時期
濃厚接触者 ①	濃厚接触の疑いがあり、保健所の調査対象となっていたが、濃厚接触者の指定は受けなかった場合	本人	症状あり	コロナ休	【医療機関に受診できる場合】 医療機関を受診し、医師の診断に従う
			症状なし	通常勤務	【医療機関に受診できない場合】 発症から10日、解熱後3日が経過した時 (ただし、医師の診断がある場合はそれに従う)
		同居家族	症状あり	① 家族の看護が必要な場合 (風邪症状が改善されるまで) →コロナ休 ② 同居の家族の職場に感染者が発生し、自宅待機を命じられている場合 →在宅勤務 ③ 上記以外 →在宅勤務を推奨	①③ 出勤可 ② 同居家族の自宅待機命令が解除された時又はPCR検査の結果が陰性だった時
			症状なし	通常勤務	出勤可
	保健所の調査の結果、濃厚接触者として確定した場合	本人	症状あり	コロナ休	①職員のPCR検査が陽性だった場合 発症から10日、解熱後3日が経過した時 (ただし、医師の診断がある場合はそれに従う) ②職員のPCR検査が陰性だった場合 罹患者との最終接觸日から14日経過後
			症状なし	コロナ休	①職員のPCR検査が陽性だった場合 検体採取日から10日が経過した時 ②職員のPCR検査が陰性だった場合 罹患者との最終接觸日から14日経過後
		同居家族	症状あり	① 家族の看護が必要な場合 (風邪症状が改善されるまで) →コロナ休 ② 上記以外 →在宅勤務	①家族のPCR検査が陽性だった場合 職員本人が濃厚接触者としての対応となる ②家族のPCR検査が陰性だった場合 出勤可
			症状なし	在宅勤務	①家族のPCR検査が陽性だった場合 職員本人が濃厚接触者としての対応となる ②家族のPCR検査が陰性だった場合 出勤可
陽性患者	陽性が確定した場合	本人	症状あり	コロナ休	発症から10日が経過し、病状軽快後72hが経過した時 (ただし、医師の診断がある場合はそれに従う)
			症状なし	コロナ休	検体採取日から10日が経過した時 (ただし、医師の診断がある場合はそれに従う)
		同居家族	症状あり	濃厚接触者として指定されることを前提 →コロナ休	①職員のPCR検査が陽性だった場合 発症から10日、解熱後3日が経過した時 (ただし、医師の診断がある場合はそれに従う) ②職員のPCR検査が陰性だった場合 罹患者との最終接觸日から14日経過後
			症状なし	濃厚接触者として指定されることを前提 →コロナ休	①職員のPCR検査が陽性だった場合 発症から10日、解熱後3日が経過した時 (ただし、医師の診断がある場合はそれに従う) ②職員のPCR検査が陰性だった場合 罹患者との最終接觸日から14日経過後

第3章 教育・訓練・見直し

1. 教育・訓練等の実施

新型インフルエンザ等発生時に、全ての職員が的確に行動するためには、新型インフルエンザ等に関する基礎知識や感染防止対策の内容、業務継続の重要性等を正しく理解しておくことが不可欠である。

このため、市は各所属等を通じて職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自ら積極的に情報収集し、必要な対策を講じる。

また、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施し、「市行動計画」及び「本業務継続計画」の有効性を確認する。

訓練等を通じて対策の課題等を洗い出し、是正すべきところを見直すなど継続的な改善を行い、市としての業務継続力の向上を図る。

2. 計画の運用及び見直し

この計画は強毒性である高病原性鳥インフルエンザ由来の新型インフルエンザの発生を想定した内容となっているが、実際に発生する新型インフルエンザ等のウイルスの特徴によって弾力的な対応が必要と考えられる場合は、国が示す対応方針等を踏まえて対策等を実施する。(令和2年発生の新型コロナウイルス感染症等)

また、常に最新情報の収集に努め、新たな知見や国や県等の行動計画等の見直しが公表された場合には、業務継続計画その他の対策等も必要に応じて見直しを行う。

第2部 部局の業務継続計画

第1章 部局における発生段階別の対応

1. 部局において新たに発生する業務等

部局における段階別対応内容は、新型インフルエンザ等が発生する前から、小康状態に至るまでの間を6つの段階に分類し、感染拡大の防止及び感染予防の対策として、通常業務以外に新たに発生する業務とする。

このうち、第2段階から第6段階の業務を、第2章で規定する業務の「優先度S」の業務とする。

なお、この部局における段階対応内容については、強毒性である高病原性鳥インフルエンザ由来の新型インフルエンザを基本とした内容となっているが、実際に発生する新型インフルエンザ等のウイルスの特徴によって弾力的な対応が必要と考えられる場合は、国が示す対応方針等を踏まえて対策を実施する。

新型インフルエンザ等のウイルスの変異等によって、第6段階(小康期)の前に、次の流行に備えた新たな段階も必要であると考えられ、BCP本部会議の判断に基づき、段階に縛られず、柔軟かつ弾力的な対応を行う。

(1) 各課共通事項

所 属 段 階		共 通
第1段階	未発生期	<p>P.7(1)①～⑥</p> <p>①所管する通常業務の休止等による影響を考慮し、業務の優先度及び継続する業務の実施レベル等を検討する。</p> <p>②市行動計画に基づき、所管業務に関連する新型インフルエンザ等対応業務の具体的な内容を検討する。</p> <p>③所属職員に対し、発生時の職員としての対応や職場内の感染防止対策、日常における留意事項等について周知徹底を図る。</p> <p>④各所属職員の健康状態を把握し報告するための緊急連絡網を整備し伝達方法を確定する。</p> <p>⑤優先度の高い業務や新型インフルエンザ等対策業務の実施に必要な人員や職種等を把握する。</p> <p>⑥出勤困難職員の把握</p> <p>職員自身の感染はもとより、それ以外の理由により出勤が困難になる職員が多数発生するおそれがあることから、あらかじめ当該職員を特定し把握する。</p>
第2段階	海外発生期	<p>P.8(2)①～③</p> <p>①所属長は、職員（家族等を含む。）の新型インフルエンザ等発生国内及び周辺国への渡航状況や健康状態を確認する。渡航歴のある職員等が確認された場合は保健所と協議し、当該職員に対し必要な対応を指示する。</p> <p>②職員の海外出張は原則休止し、国内出張は可能な限り自粛する。</p> <p>③感染防止対策に必要な衛生用品を確保し、必要な箇所に配備する。</p>
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<p>P.9(3)①～⑤</p> <p>①職員及びその家族の健康管理を徹底し、PCR検査を受検した場合は、速やかに職員支援室へ報告する。</p> <p>②時差勤務やテレワークによる在宅勤務を積極的に活用する。</p> <p>③2交替制勤務に備え、各所属でグループ編成を行う。 (本庁はエリアごとで異なるグループのメンバーの勤務が重複しないよう編成する。)</p> <p>④執務室の分散に備え、使用する場所と業務を検討する。</p> <p>⑤職員の感染予防具等の着用や職場内の机・職員等の配置変更など、業務を継続する際の感染防止対策を実施する。</p>
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<p>P.9(4)①～④</p> <p>①BCP本部会議による計画発動の決定に基づき、業務継続計画へ速やかに着手する。ただし、職員の感染に伴わない施設の休止などについては、新型インフルエンザ等感染症対策本部会議の決定に従う。</p> <p>②BCP本部会議の決定に基づき、2交替制勤務及び執務室の分散等を実施する。</p> <p>③会議や出張等は、原則として休止する。(やむを得ず実施等する場合は、感染防止対策に万全を期する。)</p> <p>④職員及びその家族の健康管理は引き続き徹底する。</p>
第5段階	県内感染期	<p>P.10(5)①②</p> <p>①BCP本部会議の業務継続計画発動の決定に基づき、各所属は、継続する通常業務を更に絞り込み、優先度の高い業務に人員等を集中させる。そして新たに発生する業務を優先して行うとし、必要な人員配置を行う。</p> <p>②第3段階から実施した感染防止対策、職員の健康管理、庁舎管理等を徹底する。</p>
第6段階	小康期 (再燃期)	<p>P.10(6)①②</p> <p>①BCP本部会議の決定に基づき、各所属は、順次、平常の対応に戻す。また、次の感染拡大に備えた対応を検討する。</p> <p>②必要に応じて、感染予防・まん延防止対策を引き続き講じる。</p>

(2) 筆頭課共通事項

所 属 段 階		共 通
第1段階	未発生期	P.8(1)2)
第2段階	海外発生期	P.8(2)3)を部局内各課へ指示
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①部局内の応援体制の確認 ②BCP本部会議との連絡調整 ③BCP本部会議からの対応方針等について、各課へ周知 ④部局内の役割分担の把握 P.9(3)3)を部局内各課へ指示
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①第二段階(県内未発生期)の継続 ②部内職員及び職員家族の感染状況の把握及び人事課への報告 P.10(4)2)
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	

(3)政策調整部

所 属		企画調整課
段 階		
第1段階	未発生期	①交替制や在宅勤務、時差勤務に係る体制づくり ②部内緊急連絡網の整備及び点検 ③部内間で円滑な情報共有ができる体制づくり
第2段階	海外発生期	①WEB会議などの非接触型の会議の検討 ②国内発生時に向けて、会議、ヒアリング等の優先度を検討 ③寄附制度など関連事業の検討 ④国、県の関連事業についての情報収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①会議、ヒアリング等を優先度、重要度に応じて実施の可否について検討 ②非接触型の会議の準備 ③寄附制度など関連事業の準備 ④部内応援体制の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①会議、ヒアリング等を優先度、重要度に応じて実施、延期、中止を決定 ②非接触型の会議の導入 ③寄附制度など関連事業の実施
第5段階	県内感染期	④感染状況に応じて部内応援を実施
第6段階	小康期 (再燃期)	①会議、ヒアリング等の再開について検討

所 属		市長公室
段 階		
第1段階	未発生期	①二役・各部局次長・所属職員との連絡網及び伝達方法の確認 ②交替制や在宅勤務、時差勤務に係る体制づくり
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①二役・関係部局との連絡調整 ②二役公務(来客・表敬訪問・感染拡大地域への出張・イベントへの出席等)の調整 ③二役動静を踏まえた所属職員の勤務体制を検討 ④市長公室会議室や応接室の感染予防対策の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①二役・関係部局との連絡調整 ②二役公務(来客・表敬訪問・感染拡大地域への出張・イベントへの出席等)の調整 ③二役動静を踏まえた所属職員の勤務体制を実施 ④市長公室会議室や応接室の感染予防対策の実施
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	①二役・関係部局との連絡調整 ②二役公務(来客・表敬訪問・感染拡大地域への出張・イベントへの出席等)の調整 ③二役動静を踏まえながら所属職員の勤務体制を通常体制へ移行

所 属 段 階		広報課
第1段階	未発生期	①業務の優先順位の確認 ②交替制や在宅勤務、時差勤務に係る体制づくり
第2段階	海外発生期	①国内発生に備えて、広報紙やホームページにおける感染予防啓発 ②感染症に係る情報収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①感染症予防・対策に係る報道機関への情報提供 ②広報紙に感染予防・対策に係る特集記事等の掲載 ③ホームページ内に感染症対策等に係る特設ページの設置及び特設ページ内での感染症対策等の周知 ④テレビ・ラジオ等における感染予防・対策に係る周知 ⑤ホームページ等の職員研修の延期・中止、感染防止対策について検討 ⑥記者クラブ室利用者への咳エチケット・手洗い・手指消毒の励行依頼
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①感染予防・対策、職員の感染に係る市長会見の実施 ②感染症予防・対策に係る報道機関への情報提供 ③広報紙に感染予防・対策に係る特集記事等の掲載 ④ホームページ感染症対策等の特設ページにおける対策等の周知 ⑤テレビ・ラジオ等における感染予防・対策に係る周知 ⑥ホームページ等の職員研修の延期・中止 ⑦記者クラブ室利用者への咳エチケット・手洗い・手指消毒の義務付け
第5段階	県内感染期	①感染予防・対策、職員の感染に係る市長会見の実施 ②感染症拡大防止に向けた報道機関への報道要請 ③広報紙の発行の有無の決定(自治会配布担当者への感染リスクの判断) 発行する場合は、広報紙に感染予防・対策に係る特集記事等の掲載、特集号発行の検討 ④ホームページ感染症対策等の特設ページにおける対策等の周知 ⑤テレビ・ラジオ等における感染予防・対策に係る周知 ⑥ホームページ等の職員研修の延期・中止 ⑦記者クラブ室利用者への咳エチケット・手洗い・手指消毒の義務付け
第6段階	小康期 (再燃期)	①ホームページ等の職員研修の再開について検討 ②ホームページ感染症対策等の特設ページにおける対策等の周知と特設ページの閉鎖について検討

所 属		市政情報課
段 階		
第1段階	未発生期	①交替制や在宅勤務、時差勤務に係る体制づくり
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<p>【統計調査】</p> <p>①感染拡大防止に配慮した統計調査実施方法に関する国の方針の確認及び県との連絡調整</p> <p>②国、県の方針に基づく調査員説明会、調査方法等の実施計画検討</p> <p>【情報公開】</p> <p>①審査委員会の開催の可否、方法、感染防止対策を検討</p> <p>②職員研修会における感染防止対策の検討及び延期・中止の検討</p>
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<p>【統計調査】</p> <p>①感染拡大防止に配慮した統計調査実施方法に関する県との連絡調整強化</p> <p>②国、県の方針に基づく調査員説明会、調査方法等の実施計画策定</p> <p>③調査員への感染拡大防止に関する情報提供</p> <p>④対面調査を行う調査員への感染予防具等の準備</p> <p>⑤感染拡大防止に配慮した統計調査の実施</p> <p>【情報公開】</p> <p>①審査委員会の開催の可否、方法の決定と感染防止対策を実施</p> <p>②職員研修会の延期・中止及び研修方法(研修資料配布など)を検討</p>
第5段階	県内感染期	<p>【統計調査】</p> <p>①感染拡大防止に配慮した統計調査実施方法に関する県との連絡調整強化</p> <p>②国、県の方針に基づく調査員説明会、調査方法等の実施計画策定</p> <p>③調査員への感染拡大防止に関する情報提供</p> <p>④対面調査を行う調査員への感染予防具等の配布</p> <p>⑤調査客体向けの感染拡大防止に配慮した調査方法の周知</p> <p>⑥感染拡大防止に配慮した統計調査の実施</p> <p>【情報公開】</p> <p>①(交替勤務体制の場合)公文書開示請求について請求者と所属との調整</p> <p>②審査委員会の開催の可否、方法の決定と感染防止対策を実施</p> <p>③職員研修会の延期・中止及び研修方法(研修資料配布など)を検討</p>
第6段階	小康期 (再燃期)	<p>【統計調査】</p> <p>①感染拡大の状況に応じた統計調査実施方法に関する県との連絡調整強化</p> <p>②国、県の方針に基づく調査員説明会、調査方法等の実施計画策定</p> <p>③感染拡大の状況に応じた統計調査の実施</p> <p>【情報公開】</p> <p>①審査委員会の開催の可否、方法の決定と感染防止対策を実施</p> <p>②職員研修会の再開について検討</p>

段階	所属	情報システム課
第1段階	未発生期	①交替制や在宅勤務、時差勤務に係る体制づくり
第2段階	海外発生期	①システム安定稼動のための体制の整備 ②職員向け研修の延期・中止、感染防止対策について検討
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	③来館者への消毒の義務付け ④来館者、入室者の制限等について検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①システム安定稼動のための体制の整備 ②常駐のサポート保守業者等との協議や定例会をオンライン会議や書面報告等に切り替え ③常駐以外のサポート保守業者等の事務室への入室禁止(エントランスホールにて対応、必要最低限のサーバー室への入室) ④来館者への体温測定と消毒の義務付け ⑤職員向け研修の延期、中止
第5段階	県内感染期	①システム安定稼動のための体制の整備 ②常駐のサポート保守業者を含め、可能な範囲でテレワークへ切り替え ③常駐以外のサポート保守業者等の事務室への入室禁止(エントランスホールにて対応、必要最低限のサーバー室への入室) ④来館者への体温測定と消毒の義務付け ⑤職員向け研修の延期、中止 ⑥情報システム課並びに情報システム課イノベーションラボの職員以外は事務室への入室を原則禁止
第6段階	小康期 (再燃期)	①常駐のサポート保守業者を含め、通常体制移行について検討 ②常駐以外のサポート保守業者等の事務室への入室再開について検討 ③職員向け研修の再開について検討 ④情報システム課並びに情報システム課イノベーションラボの職員以外の事務室への入室について検討

段階	所属	イノベーションラボ
第1段階	未発生期	①Web会議の環境構築、ルール整備、運用 ②行政手続きオンライン化の推進 ③テレワーク等に活用可能なコミュニケーションツールの試験運用 ④温度検知システムの試験運用 ⑤インフルエンザ等対策に資するICT(情報通信技術)活用に向けての調査、研究の実施 ⑥交替制や在宅勤務、時差勤務に係る体制づくり
第2段階	海外発生期	①Web会議の環境構築、ルール整備、運用 ②行政手続きオンライン化の推進 ③テレワーク等に活用可能なコミュニケーションツールの試験運用 ④温度検知システムの試験運用 ⑤インフルエンザ等対策に資するICT(情報通信技術)活用に向けての調査、研究の実施
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①Web会議利用拡大のサポート ②行政手続きオンライン化利用拡大のサポート ③テレワーク等に活用可能なコミュニケーションツールの導入、運用 ④温度検知システムの導入、運用
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①Web会議利用拡大のサポート ②行政手続きオンライン化利用拡大のサポート ③テレワーク等に活用可能なコミュニケーションツールの運用 ④温度検知システムの運用
第5段階	県内感染期	①Web会議利用拡大のサポート ②行政手続きオンライン化利用拡大のサポート ③テレワーク等に活用可能なコミュニケーションツールの運用 ④温度検知システムの運用
第6段階	小康期 (再燃期)	①Web会議利用拡大のサポート ②行政手続きオンライン化利用拡大のサポート ③テレワーク等に活用可能なコミュニケーションツールの運用 ④温度検知システムの運用

所 属 段 階		人権・男女共同参画課 女性力室 男女共同参画センター
第1段階	未発生期	①交替制や在宅勤務、時差勤務に係る体制づくり
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①人権に係る研修会等の延期・中止、感染防止対策について検討 ②男女共同参画センター内での感染防止対策及び閉鎖検討 ③人権・男女共同参画課及び男女共同参画センター事業(講座・多目的室、団体連絡室の貸出)の中止について検討 ④相談業務(相談員、女性カウンセラー、人権擁護委員)の中止について検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①人権に係る研修会等の延期・中止について検討 ②感染症に関する人権への配慮について啓発 ③男女共同参画センター内での感染防止対策の実施 ④人権・男女共同参画課及び男女共同参画センター事業(講座・教室)の延期・中止の検討 ⑤相談業務(相談員、女性カウンセラー、人権擁護委員)を対面から電話による相談に切替 ⑥男女共同参画センターの閉鎖の検討
第5段階	県内感染期	①人権に係る研修会等の延期・中止 ②感染症に関する人権への配慮について啓発 ③男女共同参画センター内での感染防止対策の継続・強化 ④人権・男女共同参画課及び男女共同参画センター事業(講座・教室)の延期・中止 ⑤相談業務(相談員、女性カウンセラー、人権擁護委員)の中止 ⑥男女共同参画センターの閉鎖
第6段階	小康期 (再燃期)	①人権に係る研修会等の再開について検討 ②感染症に関する人権への配慮について啓発 ③男女共同参画センター内での感染防止対策の継続 ④人権・男女共同参画課及び男女共同参画センター事業(講座・教室)の再開について検討 ⑤相談業務(相談員、女性カウンセラー、人権擁護委員)の再開について検討 ⑥男女共同参画センター貸館の再開について検討

所 属	いじめ対策推進室	
段 階		
第1段階	未発生期	①交替制や在宅勤務、時差勤務に係る体制づくり
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①主催イベント・集会・会議の中止・延期、感染防止対策について検討 ②いじめ対策推進室内での感染防止対策検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①主催イベント・集会・会議の中止・延期、感染防止対策について検討 ②いじめ対策推進室内での感染防止対策検討 ③緊急時を除く面接相談の停止を検討 ④感染症に関する人権への配慮について啓発
第5段階	県内感染期	①主催イベント・集会・会議の中止・延期 ②いじめ対策推進室内での感染防止対策の継続・強化 ③緊急時を除く面接相談の停止 ④感染症に関する人権への配慮について啓発
第6段階	小康期 (再燃期)	①主催イベント・集会・会議の再開について検討 ②いじめ対策推進室内での感染防止対策の継続 ③緊急時を除く面接相談の再開検討 ④感染症に関する人権への配慮について啓発

(4) 総務部

所 属 段 階		総務課
第1段階	未発生期	①総務部等危機管理体制計画の見直し ②総務部等緊急連絡網の更新
第2段階	海外発生期	①BCP実施チームの事務局補完業務
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①BCP実施チームの事務局補完業務 ②市議会との連絡調整(議会BCPを含む)
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①BCP実施チームの事務局補完業務 ②市議会との連絡調整(議会BCPを含む)
第5段階	県内感染期	①BCP実施チームの事務局補完業務 ②市議会との連絡調整(議会BCPを含む)
第6段階	小康期 (再燃期)	①BCP実施チームの事務局補完業務 ②市議会との連絡調整(議会BCPを含む)

所 属 段 階		危機・防災対策課
第1段階	未発生期	①大津市危機管理基本計画等の見直し
第2段階	海外発生期	①海外感染状況の情報収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①国内感染状況の情報収集 ②国及び県の動向確認
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①本部の設置及び運営 ②情報収集 ③国及び県の動向確認 ④市民・事業者等への情報発信
第5段階	県内感染期	①本部の設置及び運営 ②情報収集 ③国及び県の動向確認 ④市民・事業者等への情報発信
第6段階	小康期 (再燃期)	①本部の廃止 ②市民・事業者等への情報発信

所 属 段 階		人事課・職員支援室
第1段階	未発生期	<p>①新型インフルエンザ等に関する基本情報の収集及び提供 (職員支援室だより・職員研修等)</p> <p>②職員用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄</p> <p>③発生段階に応じた感染予防具配布リストの作成</p> <p>④新型インフルエンザ等発生状況に対応した業務の維持・継続に必要な職員配置計画の取りまとめ (発生状況に応じた継続業務、中断業務の判断と必要な人員体制の算定は、各部局が検討し人事課へ報告)</p> <p>⑤プレパンデミックワクチンの接種について、国の指針のもと、優先接種対象職員名簿等の実施計画を作成</p> <p>⑥職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が発生した場合のサービス取扱の策定</p> <p>⑦対策本部等発生時の連絡体制網の確認</p> <p>⑧テレワーク環境の準備</p>
第2段階	海外発生期	<p>① 新型インフルエンザ等に関する基本情報の収集及び提供(継続) ・保健所と連携し、発生国(地域)での新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集</p> <p>②感染予防に関する留意事項の把握</p> <p>③職員及び家族等の健康状態等の確認方法の整備</p> <p>④職員への感染予防具、衛生用品の各職場への配布</p> <p>⑤国内発生時に備えた継続的業務、職員配置計画に基づく職員再配置の準備</p> <p>⑥感染リスクの高い職員の把握</p> <p>⑦国の指針のもと、プレパンデミックワクチン優先接種対象職員名簿による接種の実施</p> <p>⑧BCP本部会議・BCP実施チームの事務局業務</p>
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<p>①新型インフルエンザ等に関する基本情報の収集及び提供(継続) ・保健所と連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集 ・感染防止対策に関する留意事項の把握と職員周知の徹底</p> <p>②職員及び家族等の健康状態等の確認の徹底。発熱・呼吸器症状を有する職員に対して、帰国者・接触者相談センターを通じて専門外来へつなぐ。</p> <p>③職場内、業務上の感染予防に関する職員教育指導</p> <p>④職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了した場合の就業制限の徹底</p> <p>⑤業務の維持・継続に必要な職員配置計画に基づく職員の再配置の準備</p> <p>⑥職員への感染予防具、衛生用品の各職場への配布(継続)</p> <p>⑦感染リスクの高い職員への感染予防指導(テレワークの推奨等)</p> <p>⑧「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」における現状のステージ等を周知する。</p> <p>⑨BCP本部会議・BCP実施チームの事務局業務</p>
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<p>①業務の維持、継続に必要な職員配置計画に基づく職員の再配置</p> <p>②職場、業務上の感染予防に対する指導の徹底</p> <p>③感染リスクの高い職員への感染予防の徹底(テレワークの推奨等)</p> <p>④職場への感染予防具の配布(継続)</p> <p>⑤職員及び職員の家族の健康観察と感染状況の確認</p> <p>⑥職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了した場合の就業制限の徹底(継続)</p> <p>⑦人事課所管事業の中止、延期の決定と周知</p> <p>⑧テレワークの推奨と端末の貸与</p> <p>⑨BCP本部会議・BCP実施チームの事務局業務</p>

第5段階	県内感染期	①業務の維持、継続に必要な職員配置計画に基づく職員の再配置調整 ②職場、業務上の感染予防に対する指導の徹底 ③職員及び職員の家族の健康観察と感染状況の確認、感染者の回復状況の把握 ④職場への感染予防具の配布(継続) ⑤職員の労働環境の整備(長時間労働対策、定期的休暇調整、会計年度任用職員の雇用等) ⑥感染リスクの高い職員への感染予防の徹底(テレワークの推奨等) ⑦職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了した場合の就業制限の徹底 ⑧職員の健康管理(メンタルケア・健康相談等) ⑨テレワークの推奨と端末の貸与 ⑩BCP本部会議・BCP実施チームの事務局業務
第6段階	小康期 (再燃期)	①業務の維持、継続に必要な職員の再配置から通常体制への移行調整 ②職員及び職員の家族の健康観察と感染状況の確認、感染者の回復状況の把握 ③職場への感染予防具の配布(継続) ④職員の健康管理(メンタルケア・健康相談等) ⑤感染リスクの高い職員の感染予防の徹底、健康管理 ⑥人事課所管事業の通常開催の決定 ⑦職場、業務上の感染予防に対する指導の徹底 ⑧BCP本部会議・BCP実施チームの事務局業務

所 属		財政課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	①新型インフルエンザ等発生に伴う備蓄消耗品等にかかる予算の確保
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①新型インフルエンザ等発生に伴う備蓄消耗品等にかかる予算の確保
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①新型インフルエンザ等発生に伴う備蓄消耗品等にかかる予算の確保
第5段階	県内感染期	①新型インフルエンザ等発生に伴う備蓄消耗品等にかかる予算の確保
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		行政改革推進課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①指定管理施設の影響等に関する状況把握 ②国、県、他都市等への情報収集
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①指定管理施設への影響等に関する状況把握(継続) ②国、県、他都市等への情報収集(継続) ③指定管理者の経費負担等について方針検討
第5段階	県内感染期	①指定管理者への影響確認及び集約 ②国、県、他都市等への情報収集(継続) ③指定管理者の経費負担等について方針作成・施設所管課へ周知 ④施設所管課からの方針等に関する問い合わせ対応及び集約
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		公共施設マネジメント推進課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市有施設定期点検時における感染予防対策の徹底(マスク着用・消毒等)
第5段階	県内感染期	①市有施設定期点検業務の停止
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		管財課
段 階		
第1段階	未発生期	①消毒用資材(マスク・消毒液・防護服・飛沫感染防止資材等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①庁舎内の感染予防策の準備(職場の清掃・消毒) ・手指用消毒液の確保 ・施設用消毒液をはじめとする消毒用資材の確保
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①庁舎内の感染予防策の実施(職場の清掃・消毒) ・各館入口に来庁者向け消毒液の設置 ・清掃業者による共用部分(エレベーターボタン、手すり、ドアノブ)の消毒作業(第二別館含む)
第5段階	県内感染期	①清掃及び消毒作業の強化(共用部清掃部分の拡大、消毒作業の頻度をあげる等) ②庁舎の警備(特定空間への立入禁止措置等を検討) ③緊急事態対応用として担当所属への共用車の搬出 ④館内消毒作業受託業者の選定 ⑤仮執務室への移転準備 ⑥公用車の消毒作業を実施 ⑦自動ドア、窓の開放による換気の徹底
第6段階	小康期 (再燃期)	①状況により上記の取り組みの縮小化(消毒液設置箇所の縮小、清掃頻度を下げる等)

所 属		契約検査課
段 階		
第1段階	未発生期	①入札参加申請の受付にかかる郵便申請対応の検討
第2段階	海外発生期	①マスク等感染症対策関連資材の流通情報の収集及び所属あて周知
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①前段階(海外発生期)の継続 ②工事請負契約における国及び県からの対応通知等の関係所属あて周知
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①前段階(海外発生期)(国内発生、県内・近隣都市未発生期)の継続 ②入札契約関係書類(仕様書、請書等)の郵便、FAX、メール送信への切替 ③電子入札以外の入札にかかる郵便入札への切替(所属への指導含む) ④工事検査時の三密防止及び名簿作成による感染経路の特定対策の実施 ⑤入札室における感染防止対策の措置 ⑥職員向け研修の延期、中止対応 ⑦入札監視委員会のWebex会議への切替
第5段階	県内感染期	①前段階(海外発生期)(国内発生、県内・近隣都市未発生期)(県内・近隣都市発生早期)の継続 ②経済対策(工事請負契約の特例小額工事及び物品購入の前倒し発注)の検討・実施 ③本市関連施設における感染者発生時の施設閉鎖状況の把握 ・対象所属あて物品検収対応の指示(検収印の確認など) ・物品納入業者への対応指示 ④工事現場における感染状況及び工事施工への影響の把握 ⑤建設工事契約審査委員会の書面審査による対応の検討・実施
第6段階	小康期 (再燃期)	①順次、平常の対応に戻す ②第5段階までに実施した対策についての検証と改善

所 属		市民税課 資産税課 収納課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①窓口、各所属内に手指殺菌消毒剤を設置
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①窓口の消毒(業務開始前後) ②窓口、各所属内に手指殺菌消毒剤を設置 ③現地調査時における感染防止策の徹底(マスク着用、消毒の徹底)
第5段階	県内感染期	①窓口の消毒(業務開始前後) ②窓口の過密緩和、感染防止対策の検討 ③窓口、各所属内に手指殺菌消毒剤を設置 ④税3課フロアの一斉消毒(所属内感染発生時、クラスター発生時) ⑤税3課における業務応援体制の構築(所属内感染発生時) ⑥仮設窓口、仮執務室の設置(クラスター発生時) ⑦税務経験者への業務応援依頼(クラスター発生時) ⑧現地調査時における感染防止策の徹底(マスク着用、消毒の徹底)
第6段階	小康期 (再燃期)	①窓口の消毒(業務開始前後) ②窓口の過密緩和、感染防止対策の検討 ③窓口、各所属内に手指殺菌消毒剤を設置 ④現地調査時における感染防止策の徹底(マスク着用、消毒の徹底)

所 属		コンプライアンス推進室
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①行政不服申立の審理手続における口頭意見陳述等の実施方法検討 ②コンプライアンス研修等、集合研修の延期(WEBでの開催等検討) ③包括外部監査人ヒアリングの実施方法検討
第5段階	県内感染期	①原則電話による府内法令相談の実施
第6段階	小康期 (再燃期)	①対面による府内法令相談の再開

(5)市民部

所 属 段 階		自治協働課 協働のまちづくり推進室
第1段階	未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①課内職員連絡体制の整備・更新 ②課内職員用・施設用の感染予防具(マスク・消毒液・アクリル仕切り板等)の計画的な備蓄及び備蓄品リストの作成 ③イベント実施時(カンガルー教室等)の感染防止対策(留意点のチェックシート等)の準備・確認 ④自治会等への書面での総会実施方法等の周知準備(ホームページ等) ⑤施設(支所・滋賀里交流センター・コミュニティセンター)への情報共有 ⑥指定管理施設(市民活動センター・木戸交流センター)への情報共有・上記①②③④の整備指示・利用団体への周知方法の整備・市との連絡体制の整備 ⑦発生段階に応じた継続業務、中断業務と必要な人員体制の検討 ⑧課内及び施設(支所・滋賀里交流センター・コミュニティセンター)の職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了場合の業務体制の作成 ⑨業務継続計画の定期的な見直し・確認
第2段階	海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①課内職員用・施設用への感染予防具の計画的な確保・配布準備 ②感染防止対策実行方法の周知徹底(マスク着用・消毒・アクリル仕切り板の設置等) ③国内発生時に備えた継続的業務・職員配置計画に基づく課内の再配置(応援体制)の準備 ④課内の妊婦・基礎疾患を持つ職員の把握 ⑤課内職員テレワーク体制の準備 ⑥施設(支所・滋賀里交流センター・コミュニティセンター)への情報共有(継続) ⑦指定管理施設(市民活動センター・木戸交流センター)への情報共有(継続)
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①課内、業務上の感染予防に関する職員教育指導 ②課内職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了場合の就業制限措置の周知徹底 ③課内職員及び職員家族の体調把握 ④行政事務の維持・継続に必要な職員配置計画に基づく課内の再配置(応援体制)の準備(支所業務を含むA業務からの優先体制) ⑤感染症に関連する新たな制度(給付金等)発足時の支所での対応マニュアル(Q & A)整備に係る関係課との調整 ⑥関係団体(自治連合会等)への情報提供 ⑦市対策本部等の方針に従い、各施設の利用に関する注意事項や対応策等についての連絡、調整、本部決定の周知 ⑧施設(支所・滋賀里交流センター・コミュニティセンター)への情報共有(継続)感染予防具の配布 ⑨指定管理施設(市民活動センター・木戸交流センター)への情報共有(継続) ・職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了場合の就業制限措置の周知徹底・職員及び職員家族の体調把握・市への連絡方法再確認 ⑩妊婦・基礎疾患を持つ職員の職務見直し及びテレワーク実施

第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<p>①BCP本部会議等の方針に従い、業務継続計画へ速やかに着手する ②課内職員及び職員家族の体調把握(継続) ③行政事務の維持・継続に必要な職員配置計画に基づく課内の再配置(応援体制)の配置 ④課内テレワーク体制の実施 ⑤支所の業務継続・維持に必要な人員の再配置(応援体制)の要請 ⑥所管事業や会議、研修会の中止・延期の決定及び周知 ⑦課内や外出時の消毒やマスクの着用など感染防止対策の徹底と感染リスクの高い行動の自粛徹底。 ⑧関係団体(自治連合会等)への情報提供(継続) ⑨市対策本部の方針に従い、各施設の利用に関する注意事項や対応策等についての連絡、調整、本部決定の周知(継続) ⑩施設(支所・滋賀里交流センター・コミュニティセンター)への情報共有(継続)市本部会議の指示に従い、施設の閉鎖と周知 ⑪指定管理施設(市民活動センター・木戸交流センター)への情報共有(継続) ・本部会議の指示に従い、指定管理施設の閉鎖と周知・職員及び職員家族の体調把握・市への連絡</p>
第5段階	県内感染期	<p>①市対策本部の方針に従い、業務継続計画へ速やかに着手する(継続) ②課内職員及び職員家族の感染状況・体調把握(継続) ③行政事務の維持・継続に必要な職員配置計画に基づく課内の再配置(応援体制)の配置(継続) ④課内テレワーク体制の実施(継続) ⑤支所の業務継続・維持に必要な人員の再配置(応援体制)の要請(継続) ⑥所管事業や会議、研修会の中止・延期の決定及び周知(継続) ⑦マスク着用・消毒実施など感染防止対策の徹底と業務上の外出を最小限に留めるなど感染リスクの高い行動を自粛する(継続) ⑧関係団体(自治連合会等)への情報提供(継続) ⑨市対策本部の方針に従い、各施設の利用に関する注意事項や対応策等についての連絡、調整、本部決定の周知(継続) ⑩施設(支所・滋賀里交流センター・コミュニティセンター)への情報共有(継続)市対策本部の指示に従い、施設の閉鎖と周知(継続) ⑪指定管理施設(市民活動センター・木戸交流センター)への情報共有(継続) ・市対策本部の指示に従い、指定管理施設の閉鎖と周知(継続)・職員及び職員家族の体調把握・市への連絡(継続)</p>
第6段階	小康期 (再燃期)	<p>①行政事務維持・継続に必要な職員の再配置(応援体制)から通常体制への移行調整 ②妊婦・基礎疾患を持つ職員の職場復帰調整 ③感染リスクへ配慮しながら所管事業の通常開催 ④新型インフルエンザ等予防対策についての継続的な指導</p>

所 属 段 階		市民相談室
第1段階	未発生期	①室内における業務継続計画の周知 ②コールセンター危機管理マニュアルの確認と更新 ③コールセンター受託者に対し、従事者への業務継続計画の周知を依頼
第2段階	海外発生期	①相談業務に係る感染防止対策の準備 ②コールセンターと感染に関する情報を共有 ③コールセンターへ感染予防の啓発 ④コールセンターへ感染拡大時の対応計画策定を指示し、具体的な運営方法を協議（稼動に伴う最低必要人員の確保、運営体制の維持、応対拠点の分散化、大津市からの問い合わせ資料提供等）
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①一般相談及び特別相談の感染防止対策の実施 ②特別相談関係機関への情報共有と、関係団体内で対応の検討を依頼し、各関係団体での方針を確認 ③コールセンターと感染拡大時の対応計画に基づく具体的な運営方法を決定 ④感染拡大時体制に向けてのコールセンターへの提供資料を準備
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①特別相談の継続・縮小・中止等の対応について関係団体と協議、方針を決定 ②感染拡大時体制に向けてのコールセンターへ資料を提供 ③感染拡大時のコールセンターモードへの移行(試験移行 ⇒ 本格移行)
第5段階	県内感染期	①特別相談の中止、縮小等の実施 ②コールセンターと感染状況(県内、市内)や市の勤務体制等の情報を共有 ③感染防止対策実施状況下で可能なコールセンター運営体制の強化要請 ④コールセンター運営内容の変更指示(音声案内、メール対応等)
第6段階	小康期 (再燃期)	①特別相談の再開に向けた関係団体との協議及び再開実施の検討 ②コールセンターの通常運営への移行及び再燃時の対応協議

段階	所属	支 所
第1段階	未発生期	①職場内における感染防止対策、日常における留意事項について周知徹底を図る
第2段階	海外発生期	①窓口での感染予防対策の検討
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①消毒剤等の設置 ②職場内における感染予防対策の徹底 ③支所管内の情報収集 ④関係団体等への情報提供 ⑤支所の業務継続・維持に必要な人員の再配置対応の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①BCP本部会議の方針に従い、業務継続計画へ速やかに着手する ②職場内における感染予防対策の徹底(継続) ③支所の業務継続・維持に必要な人員の再配置対応および本庁各課との連絡体制の構築 ④支所管内の情報収集の強化・継続 ⑤関係団体等への情報提供(継続)
第5段階	県内感染期	①BCP本部会議の方針に従い、業務継続計画へ速やかに着手する ②職場内における感染予防対策の徹底(継続) ③支所の業務継続・維持に必要な人員の再配置対応および本庁各課との連絡体制の構築(継続) ④支所管内の情報収集の強化・継続 ⑤関係団体等への情報提供(継続)
第6段階	小康期 (再燃期)	①BCP本部会議の方針に従い、支所の業務継続・維持に必要な人員の再配置から通常体制への移行への対応 ②支所管内の情報収集の継続 ③感染予防対策の徹底(継続)

所 属 段 階		文化・青少年課
第1段階	未発生期	①職場内、所管施設(市民会館、スカイプラザ浜大津、伝統芸能会館、市民文化会館、長等創作展示館、仰木太鼓会館)における感染防止対策、日常における留意事項について周知
第2段階	海外発生期	①職場内及び所管施設での情報共有と感染予防対策検討 ②所管施設の消毒剤等の確保状況の確認
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①業務の維持・継続に必要な人員や配置等について検討 ②市対策本部の方針に従い、各施設の所管の利用に関する注意事項や対応策等についての連絡、調整、本部決定の通知 ③所管施設内の感染防止対策の啓発と実施(うがい・手洗いなどの予防啓発の張り紙、消毒液の設置等) ④規模の大きい開催予定事業の中止又は延期の検討 ⑤規模の大きい関連イベントの中止又は延期の検討時の情報提供 ⑥所管施設の閉館時期・利用者への対応等の検討 ⑦職場内の感染防止対策の実施
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市対策本部の方針に従い、所管施設の自主事業等の自粛要請 ②全ての開催予定事業の中止又は延期の検討 ③全ての関連イベントの中止又は延期の検討時の情報提供 ④職場内の感染防止対策の徹底
第5段階	県内感染期	①優先度の高い事務の継続維持、継続に必要な人員の配置 ②市対策本部の方針に従い、所管施設への閉館指示及び要請(事業の中止あるいは延期) ③市対策本部の方針に従い、開催予定事業の中止又は延期対応 ④市対策本部の方針に従い、不特定多数の来場者のある関連イベントの自粛要請 ⑤職場内の感染防止対策の更なる徹底
第6段階	小康期 (再燃期)	①市対策本部の方針に従い、所管施設の再開検討 ②市対策本部の方針に従い、所管施設での自主事業の再開検討 ③市対策本部の方針に従い、主催事業の再開検討

所 属 段 階		市民スポーツ課
第1段階	未発生期	①社会体育施設への感染予防具の計画的な備蓄(消毒液等)
第2段階	海外発生期	①社会体育施設への手洗い予防具の配布準備 ②所管施設の職員配置計画に基づく職員配置の準備、継続的業務の確認
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①施設利用者に対して感染予防具の使用指導 ②体育館管理人等の感染状況の把握 ③職場内、施設職員に対して感染予防に関する情報提供と感染防止策の徹底 ④感染状況等報告体制の確認
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①社会体育施設(市民体育館、市民運動広場、格技場、乗馬場、キャンプ場、市民プール)に張り紙(うがい・手洗いなどの予防啓発)、消毒液を設置。職員がいる施設にマスクを配布。 ②所管施設の閉鎖検討 ③学校体育施設開放事業の中止の検討(各学区の運営委員会委員長あてに通知) ④社会体育施設の閉鎖の検討(市民体育館、市民運動広場、格技場、乗馬場、キャンプ場、市民プールの閉鎖検討) ⑤主催イベント・集会の中止又は延期の検討 ⑥各種団体にイベント・集会の自粛を要請の検討 ⑦大津市体育協会、大津市スポーツ少年団へ、イベント開催の自粛要請の検討
第5段階	県内感染期	①市対策本部の方針に従い、施設の閉鎖 ②市対策本部の方針に従い、学校体育施設開放事業の中止(各学区の運営委員会委員長あてに通知) ③市対策本部の方針に従い、社会体育施設の閉鎖(市民体育館、市民運動広場、格技場、乗馬場、キャンプ場、市民プールの閉鎖) ④市対策本部の方針に従い、主催イベント・集会の中止又は延期 ⑤市対策本部の方針に従い、受け、各種団体にイベント・集会の自粛を要請 ⑥市対策本部の方針に従い、大津市体育協会、大津市スポーツ少年団へイベント開催の自粛要請
第6段階	小康期 (再燃期)	①市対策本部の方針に従い、施設の開館に向けて施設内の整備 ②市対策本部の方針に従い、学校体育施設開放事業再開の検討(各学区の運営委員会委員長あてに通知) ③市対策本部の方針に従い、社会体育施設の利用再開の検討(市民体育館、市民運動広場、格技場、乗馬場、キャンプ場、市民プール、げんき村) ④市対策本部の方針に従い、延期を決定していた大津市主催のイベントの日程調整等 ⑤市対策本部の方針に従い、各種団体にイベント・集会の再開の要請検討 ⑥市対策本部の方針に従い、大津市体育協会、大津市スポーツ少年団へ、イベント再開の要請検討

段階	所属	国スポ・障スポ大会推進室
第1段階	未発生期	①発生に備えた情報収集体制等の整備・確認
第2段階	海外発生期	①国、県等の関係機関からの情報収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①県等の関係機関からの情報収集及び協議 ②市対策本部、市国スポ・障スポ大会準備委員会等への情報提供 ③大会・大会関連イベント等の中止又は延期の検討・決定・周知 ④各委員会等の開催方法(web会議等)の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①県等の関係機関からの情報収集及び協議 ②市対策本部、市国スポ・障スポ大会準備委員会等への情報提供及び協議 ③書面やweb会議等での各委員会等の開催 ④大会・大会関連イベント等の中止・延期に係る対応
第5段階	県内感染期	①県等の関係機関からの情報収集及び協議 ②市対策本部、市国スポ・障スポ大会準備委員会等への情報提供及び協議 ③書面やweb会議等での各委員会等の開催 ④大会・大会関連イベント等の中止・延期に係る対応
第6段階	小康期 (再燃期)	①中止又は延期していた各委員会等の再開の検討 ②中止又は延期していた大会・大会関連イベント再開の検討

所 属		戸籍住民課
段 階		
第1段階	未発生期	①感染予防具(マスクや手指消毒剤等)の在庫状況の把握
第2段階	海外発生期	①感染予防具(マスクや手指消毒剤等)の一定量の購入
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①手洗い、うがい、マスク着用の徹底(特に窓口職員) ②窓口に手指殺菌消毒剤を設置、注意喚起のポスター掲出、所管施設への情報提供・注意喚起 ③大津市斎場におけるインフルエンザ等によりなくなられた方の遺体の火葬等の取扱い等について、指定管理者と協議 ④待合いスペースの、季節に応じた過密緩和・感染防止対策の検討とその準備 ⑤当課職員の感染により出勤できない場合を想定した対策にかかる、関係機関との協議
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	【職員・来客の感染予防対策】 ①カウンターやパソコンまわりの消毒液による清掃 ②定期的な室内換気 ③待合いスペースの過密緩和・感染防止対策の実施
第5段階	県内感染期	【職員・来客の感染予防対策】 ⇒ 繼続 【業務における対応】 ①インフルエンザ等による死亡届の受理と対策本部への報告 ②県の措置に応じ、墓地への埋葬許可の発行 ③職員の感染により、執務室内の消毒等により戸籍住民課執務室を閉鎖する場合は、仮設窓口を設置し対応。当課職員が出勤できない場合は、過去の戸籍住民課経験者や業務を閉鎖し得る支所の職員等を配置 ④蔓延状況に応じて、指定管理者に対し事前協議事項に従って業務を行うよう指示(火葬・遺体安置等)
第6段階	小康期 (再燃期)	【職員・来客の感染予防対策】 ⇒ 繼続

段階	所属	消費生活センター
第1段階	未発生期	①職員の健康管理に留意 ②感染予防具の備蓄や点検
第2段階	海外発生期	①国(消費者庁等)からの情報収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①国県からの情報収集 ②国民生活センターからの情報収集 ③職員の健康管理の徹底と報告
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①滋賀県消費生活センターとの情報交換 ②感染予防体制の整備 ③感染関連の苦情等情報の収集と報告 ④啓発イベント事業の縮減体制の整備
第5段階	県内感染期	①滋賀県消費生活センターとの業務連携 ②啓発イベント事業の縮減体制の徹底強化 ③感染予防体制の徹底強化 ④感染関連の苦情等情報の収集と報告
第6段階	小康期 (再燃期)	①回復に向けた体制整備 ②感染関連の苦情等情報の収集と報告

(6) 福祉子ども部

所 属		福祉政策課
段 階		
第1段階	未発生期	①職員連絡体制網の確認
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①ふれあいプラザ施設利用者への感染予防の周知 ②ふれあいセンター施設利用者への感染予防の周知 ③生活困窮者自立支援事業の受託事業者へ国の通知等の情報提供 ④民生委員児童委員への感染対策等の情報提供
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①各施設の臨時休館は対策本部会議の決定に従う。 ②ふれあいプラザ及びふれあいセンター施設利用者への感染予防の注意喚起及び施設の感染予防対策の措置 ③生活困窮者自立支援事業の受託事業者へ国の通知等の情報提供 ④民生委員児童委員への感染対策等の情報提供
第5段階	県内感染期	①各施設の臨時休館は対策本部会議の決定に従う。 ②各施設で利用者の協力及び感染予防対策を徹底した上で貸室を継続 ③利用者に感染者又は濃厚接触者の所在が判明した場合は、必要な期間を臨時休館し、消毒等の処置の実施 ④生活困窮者自立支援事業の受託事業者へ国の通知等の情報提供 ⑤民生委員児童委員への感染対策等の情報提供
第6段階	小康期 (再燃期)	①各施設利用者への感染予防の注意喚起及び施設の感染予防対策の措置 ②生活困窮者自立支援事業の受託事業者へ国の通知等の情報提供 ③民生委員児童委員への感染対策等の情報提供

段階	所属	福祉指導監査課
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<p>①各施設の認可・指定所管課との連携の下、感染状況を把握。</p> <p>②市内における指導監査及び実地指導の対象法人・施設において感染症が発生した若しくは発生の疑いがある旨覚知した場合、当該施設に対する指導監査及び実地指導は当該施設が運営を可能とするまで延期する。</p>
第5段階	県内感染期	<p>※指導監査の対象：社会福祉法人、民間認可保育所・幼保連携型認定こども園等</p> <p>※実地指導の対象：指定居宅サービス事業者等、有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅（住宅課の所管に属するものを除く）、指定障害福祉サービス事業者等</p>
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		障害福祉課 やまびこ総合支援センター 療育センター
段 階		
第1段階	未発生期	①市内の障害福祉サービス事業所等への電子メール連絡体制の整備 ②市内聴覚障害者、視覚障害者等への情報提供手段の整備 ③市内の障害福祉サービス事業所等の業務継続計画の作成支援
第2段階	海外発生期	①市内の障害福祉サービス事業所等への情報提供 ②市内聴覚障害者、視覚障害者等への情報提供
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①市内の障害福祉サービス事業所等への情報提供 ②市内聴覚障害者、視覚障害者等への情報提供 ③市内の障害福祉サービス事業所等の業務継続計画の確認 ④市内の障害福祉サービス事業所等への臨時休業の要請検討 ⑤大津市立障害者福祉センターのデイサービス事業等の自主事業の臨時休業の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター及び東部子ども療育センターの臨時休業の検討 ②市内の障害福祉サービス事業所の感染防止対策及び日中活動する事業所の休止要請 ③大津市立障害者福祉センターのデイサービス事業等の自主事業の臨時休業 ④市内聴覚障害者、視覚障害者等への情報提供 ⑤市内の障害福祉サービス事業所等の臨時休業に伴う代替手段について利用者、事業所への周知、対応
第5段階	県内感染期	①やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター及び東部子ども療育センターの臨時休業 ②第二段階(国内発生早期)(県内発生期)の対策の継続 ③障害福祉サービス事業所等の臨時休業に伴う代替手段の対応
第6段階	小康期 (再燃期)	①市対策本部の決定を受け、やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター及び東部子ども療育センターの再開検討 ②市対策本部の決定を受け、障害福祉サービス事業所等の再開検討 ③市対策本部の決定を受け、大津市立障害者福祉センターのデイサービス事業等の自主事業の再開検討 ④市内聴覚障害者、視覚障害者等への情報提供 ⑤市内の障害福祉サービス事業所等への情報提供

所 属		生活福祉課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①保護施設(滋賀保護院)への情報提供
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①保護世帯に対する情報提供
第5段階	県内感染期	①保護世帯に対する情報提供 ②家庭訪問等の縮小・禁止 ③来所相談の自粛要請(電話、郵送等の積極活用) ④保護施設・世帯における感染状況の把握
第6段階	小康期 (再燃期)	①保護施設(滋賀保護院)への情報提供 ②保護世帯に対する情報提供

所 属		幼児政策課
段 階		
第1段階	未発生期	①インフルエンザ等のウイルス感染予防に関する知識の周知(園・保護者) ②園児及び職員用マスクや消毒剤等の衛生用品の確保
第2段階	海外発生期	①今後の対応方針(情報提供、連絡調整等を含む。)の周知(園・保護者) ②園児及び職員用マスク・消毒剤等の追加購入等 ③防疫対策の強化(保育園・幼稚園内での感染防止対策及び有症園児の早期発見対策等) ④公立園の対応を民間園へ情報提供(終息まで適宜提供)
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①保育園・幼稚園行事の縮小、中止、延期(県内外に係わらず発生地域に応じて判断) ②緊急時の保育園給食献立の検討 ③保育園・幼稚園関係者に罹患者、濃厚接触者が発生した場合の臨時休業の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①保育園・幼稚園の臨時休業検討及び民間保育園等への休業要請検討 ②保育園保護者への家庭保育の協力依頼(強化時は特例保育の取扱い検討) ③園医との連携
第5段階	県内感染期	①園児や職員の罹患に伴う保育園・幼稚園の臨時休業及び民間保育園等への休業要請 ②①の措置を講じた保育園・幼稚園の臨時休業の解除又は部分的解除及び民間保育園等への休業解除要請又は部分的解除要請検討
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属 段 階		保育幼稚園課
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①市対策本部の方針に従い病児・病後児保育の休業要請検討 ②施設利用の制限に伴う、利用者負担額の算定方法の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①病児・病後児保育の休業要請検討
第5段階	県内感染期	①施設及び地域で発生した場合の公立保育施設内部消毒の実施 ②閉鎖施設に通う児童のうち、保育を必要とする児童の受入先の調整 ③利用者負担額における減免・減額制度の検討 ④病児・病後児保育への休業要請 ⑤④の措置を講じた病児・病後児保育への休業解除要請又は部分的解除要請検討
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		子ども家庭課 子ども家庭相談室 子育て総合支援センター 児童館
段 階		
第1段階	未発生期	<p>①職場内(窓口含む)、各施設等(ファミリーサポートセンター、児童館、子育て総合支援センター及びつどいの広場)における日常からの感染予防対策(手洗い・うがい等)の周知</p> <p>②感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的備蓄</p>
第2段階	海外発生期	<p>①感染予防具(マスク・消毒液等)の在庫管理の徹底、余裕を持った確保開始</p> <p>②情報収集及び各施設等への情報提供</p> <p>③感染防止対策(パーテーション設置、遊具などの消毒強化等)の検討</p>
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<p>①感染予防具(マスク・消毒液等)の配備確認、備蓄確保</p> <p>②窓口、各施設等における感染防止対策の強化・徹底</p> <p>③情報収集及び各施設等への情報提供の徹底</p> <p>④各施設等における事業の中止・延期、臨時休業時期について検討開始</p>
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<p>①感染予防具(マスク・消毒液等)の配備確認、備蓄確保 <継続></p> <p>②窓口、各施設等における感染防止対策の強化・徹底 <継続></p> <p>③情報収集及び各施設等への情報提供の徹底 <継続></p> <p>④要保護児童(未就園児等在宅幼児)の安全確認【子ども家庭相談室】</p> <p>⑤ファミリーサポートセンターの活動一部制限【子ども家庭課】</p> <p>⑥母と子の家しらゆり内保育の休園(公立保育所と同様)【子ども家庭課】</p> <p>⑦児童館(7館)のイベント・事業中止【子ども家庭課・児童館】</p> <p>⑧ゆめっこ及びつどいの広場のイベント・事業中止【子育て総合支援センター】</p>
第5段階	県内感染期	<p>①感染予防具(マスク・消毒液等)の配備確認、備蓄確保 <継続></p> <p>②窓口、各施設等における感染防止対策の強化・徹底 <継続></p> <p>③情報収集及び各施設等への情報提供の徹底 <継続></p> <p>④要保護児童(未就園児等在宅幼児)の安全確認【子ども家庭相談室】<継続></p> <p>⑤ファミリーサポートセンターの活動一部制限【子ども家庭課】<継続></p> <p>⑥母と子の家しらゆり内保育の休園(公立保育所と同様)【子ども家庭課】<継続></p> <p>⑦児童館(7館)の臨時休館【子ども家庭課・児童館】</p> <p>⑧ゆめっこ及びつどいの広場の臨時休業【子育て総合支援センター】</p> <p>⑨窓口職員・相談員の交替勤務の検討、実施</p>
第6段階	小康期 (再燃期)	<p>①各施設等の再開</p> <p>②各種事業の再開、制限解除</p> <p>③再燃に備えた情報収集の継続</p>

段階	所属	児童クラブ課
第1段階	未発生期	<p>①ウイルス感染予防に関する知識、消毒方法等の周知 ※日常からインフルエンザやノロウイルス等の発生時に実践</p>
第2段階	海外発生期	<p>①感染予防具(マスク・消毒液等)の在庫確認、追加購入 ②国からの情報や市の方針を各クラブへ周知 ③公立児童クラブの対応状況を民間児童クラブへ情報提供 ※①～③は終息まで継続</p>
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<p>①発生地域における児童クラブの運営・閉所方針を情報収集 ②対象となるウイルスの感染予防対策を各クラブへ周知・実施 ③教育委員会及び幼児政策課と施設の閉所条件等について情報交換 ④施設の閉所条件等を各クラブと保護者へ周知</p>
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<p>①市外に移動するクラブ行事の中止 ②間食を個包装の物に切り替えるよう業者に連絡 ③施設閉所時の保護者負担額の減免について、財政課及び保育幼稚園課と協議 ④家族に感染者が発生した場合の連絡について保護者へ周知 ⑤職員の応援体制について、関係課と協議</p>
第5段階	県内感染期	<p>①クラブ行事の中止 ②職員・職員の家族の健康状態の把握 ③通所児童・児童の家族の感染状況の把握 ④状況に応じて通所自粛を保護者に要請 ⑤状況に応じて間食の提供を中止 ⑥必要に応じて応援職員の派遣を関係課に依頼 ⑦児童や職員が感染した場合、小学校が感染に基づき休校になった場合は休所 ⑧休所時の施設消毒、開所に向けた準備 ⑨通所自粛や休所に伴う減免又は還付の処理</p>
第6段階	小康期 (再燃期)	<p>①対象となるウイルスの感染予防対策の継続を各クラブへ周知・実施</p>

(7) 健康保険部

所 属 段 階		長寿政策課 地域包括ケア推進室
第1段階	未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①国内発生時に必要な物資調達を計画し備蓄 ②通所施設及び入所施設における感染予防策の周知 ③通所施設及び入所施設における発生段階別対策の計画 ④在宅要援護高齢者の把握及び支援策の計画
第2段階	海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①通所施設及び入所施設における感染予防策の強化 ②在宅要援護高齢者の支援策の準備
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①通所施設及び入所施設における感染防止策の強化 ②通所施設の利用休止等について検討 ③在宅要援護高齢者の支援策の確認
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ①通所施設及び入所施設の感染状況の確認 ②在宅要援護高齢者の感染状況を確認し、要支援者への生活支援等の実施 ③通所施設の利用休止、イベント等各種事業中止を検討
第5段階	県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ①地域包括支援センター職員の勤務等支援体制の確保 ②在宅要援護高齢者への支援等に従事する職員への予防投薬の実施 ③在宅要援護高齢者への支援(安否確認、その他病気受診の支援、食事提供等) ④通所施設の利用を休止し、イベント等各種事業の中止
第6段階	小康期 (再燃期)	<ul style="list-style-type: none"> ①在宅要援護高齢者への支援の縮小 ②休止している通所施設等の再開検討、イベント等各種事業の再開

段階	所属	介護保険課
第1段階	未発生期	<p>①指定介護サービス事業所等及び居宅介護(予防)支援事業所に対して、新型インフルエンザ対策に関する日常的啓発(感染予防策、マスク・消毒液・食糧の備蓄の必要性など)</p> <p>②居宅介護(予防)支援事業所に対して、個々の利用者ごとに、新型インフルエンザ発生時において、代替サービスの提供可能性の検討を要請</p> <p>③以上の前提となる、指定介護サービス事業所等及び居宅介護(予防)支援事業所との連絡体制の整備(メール・ファックス、責任者名等の把握と日常的更新)</p> <p>④介護保険課職員に対する、新型インフルエンザ対策に関する研修、発生時の対応策等の徹底、感染拡大時の業務継続体制の検討(副担当制の徹底)</p>
第2段階	海外発生期	①指定介護サービス事業所等及び居宅介護(予防)支援事業所に対して感染予防等の啓発、周知
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<p>①県内・市内発生に備えて、指定介護サービス事業所等及び居宅介護(支援)事業所に対して、通所系事業所は臨時休業、短期入所系事業所は新規入所の受入停止(以下「臨時休業等」という)を要請する場合がある旨の予告通知の発出</p> <p>②施設系介護サービス事業所における「面会や外泊、外出、ボランティアの受け入れ等」の自粛を要請</p> <p>③その他、第1・2段階に準ずる</p>
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①第3段階に準ずる
第5段階	県内感染期	<p>①保健所との協議を踏まえ、市対策本部の決定を受け、指定介護サービス事業所等のうち通所系・短期入所系事業所への臨時休業等の要請</p> <p>②施設系介護サービス事業所における感染予防対策の徹底、利用者の健康状況の把握、「新規入所の受け入れ等」の自粛を要請</p> <p>③居宅介護(予防)支援事業所への情報提供と、臨時休業等に伴う代替サービス提供の調整依頼</p> <p>④各事業所の休業実施状況、感染状況の把握</p> <p>⑤介護事業所を通じて収集された在宅要援護高齢者に関する情報の支援所管部署への提供</p> <p>⑥職員の健康状態の把握、業務継続体制の確立</p> <p>⑦外勤を要する認定調査に関して、感染予防対策の徹底、訪問調査の延期等の検討</p>
第6段階	小康期 (再燃期)	<p>①保健所との協議を踏まえ、市対策本部の決定を受け、臨時休業要請の解除検討</p> <p>②各事業所の現状把握</p>

所 属		保険年金課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<p>①職員の感染予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンターやパソコンまわりの消毒液による清掃 ・定期的な室内換気 ・窓口の過密緩和、感染防止対策の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<p>①第3段階に準じる</p>
第5段階	県内感染期	<p>①業務における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設窓口を設置し対応 ・保険年金課職員が出勤出来ない場合は、過去の課業務経験者を配置
第6段階	小康期 (再燃期)	<p>①職員の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員、職員の家庭の感染状況、感染者の回復状況等の把握

(8) 保健所

所 属 段 階		保健総務課
第1段階	未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①大津市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定 ②大津市健康危機管理対策本部会議幹事会の開催 ③保健予防課と連携して発生状況に関する継続的な情報収集 ④抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄(防疫活動用) ⑤医療機関における、発熱(帰国者・接触者)外来の設置場所等、医療法に関連する事項についての事務処理 ⑥個人防護具(PPE)物品等資機材の備蓄 ⑦実地訓練、演習の実施 ⑧大津市新型インフルエンザ等対策行動計画等の職員啓発
第2段階	海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①健康危機管理対策本部の設置検討 ②抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄(防疫活動用) ③国内発生に備えての医療体制の整備 (保健予防課と連携して発熱(帰国者・接触者)外来設置の要請、感染症指定医療機関の準備状況の把握と支援) ④医療機関における、発熱(帰国者・接触者)外来の設置場所等、医療法に関連する事項についての事務処理 ⑤問い合わせに対応する相談窓口の応援 ⑥保健予防課と連携して予防と備蓄について住民への啓発、感染情報等の提供の準備(ホームページ、自治会回覧、ポスター掲示など) ⑦保健予防課と連携して海外での発生状況に関する継続的な情報収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①発熱(帰国者・接触者)相談センターの応援用務(電話対応) ②保健予防課と連携して予防対策等の啓発 (ホームページ掲載、メール配信、府内府外所属にポスター・チラシ掲示配布依頼、チラシ自治会回覧、広報おおつ記事掲載京阪電鉄等にチラシ配布依頼) ③保健予防課と連携して発生状況に関する継続的な情報収集 ④関係機関との情報交換・協議
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ①発熱(帰国者・接触者)相談センターの応援用務 (電話対応、当直、日直、応援体制の調整) ②保健予防課と連携して発生状況に関する継続的な情報収集 ③関係機関との情報交換・協議
第5段階	県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ①第4段階の徹底 ②職員交替制・支援体制及び執務スペースの確保 ③不足している個人防護具(PPE)物品等の調達と再配備 ④関係機関との圈域での医療提供体制の確保にかかる調整 ⑤関係機関との情報交換・協議 ⑥医療機関、医薬品販売事業の指導監視、主催する会議開催の延期又は中止など、通常業務の縮小 ⑦(回復期には)小康期に向けた業務平常化の準備
第6段階	小康期 (再燃期)	<ul style="list-style-type: none"> ①不足している個人防護具(PPE)物品等の調達と再配備 ②関係機関との情報交換・協議

所 属 段 階		衛生課 動物愛護センター
第1段階	未発生期	①食品関係営業施設、生活衛生関係営業施設(旅館、興行場、特定建築物等)、水道事業者、動物取扱業者に対する発生時の危機管理対応の啓発及び指導等
第2段階	海外発生期	①感染動向に関する情報収集 ②食品等への風評被害防止のための安全情報の収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①市民及び事業者(食品関係営業者、生活衛生関係営業者、水道事業者、動物取扱業者)に対する情報の発信 ②営業施設に対する感染予防対策の啓発及び指導 ③食品等への風評被害防止の資料作成及び啓発 ④関係機関(食品衛生協会、生活衛生同業組合、獣医師会等)への情報発信及び協力依頼 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく情報発信
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①食品関係営業、生活衛生関係営業等従事者の健康管理の徹底の啓発及び指導 ②滋賀県衛生科学センターとの検査協力体制の整備 ③獣医師会との連絡調整 ④発熱(帰国者・接触者)相談センターの応援用務(電話対応、当直、日直)
第5段階	県内感染期	①従業者不足による食中毒等の二次的被害の発生防止の指導 ②水道事業者に対する水道水の安定供給の体制等の確認 ③動物愛護センターの開放停止
第6段階	小康期 (再燃期)	①不足している個人防護具(PPE)物品等の調達と再配備 ②関係機関との情報交換・協議

所 属		保健予防課
段 階		
第1段階	未発生期	<p>①業務継続計画の作成 ②関係機関との連絡体制(平常・緊急)の整備 * 関係機関＝医療機関・医師会・歯科医師会・薬剤師会・消防局・県医療政策課感染症対策室 ③海外での発生に関する情報収集と関係機関(*上記)との情報共有 ④国内発生に備えてのサーベイランスの強化 ⑤健康教育の教材作成、スタッフの養成 ⑥マニュアル準備、職員の役割分担の確認、事前のシミュレーション</p>
第2段階	海外発生期	<p>①海外発生に関する情報収集と関係機関(未発生期と同)との情報共有 ②海外(発生地域)からの帰国者に対する健康観察の実施 (発熱(帰国者・接触者)外来設置の要請、感染症指定医療機関の準備状況の把握と支援) ③国内発生に備えてのサーベイランスの強化 ④検査体制について県と調整、検体採取実施体制についての検討・整備(関係医療機関への必要器材の配布・実施手順等の周知) ⑤疑い例発生時の対応準備(入院勧告、就業制限、積極的疫学調査等: 物品・関係書類等) ⑥流行規模や重症度の予測により、住民に対して個人・家庭における食料・生活必需品の備蓄の勧奨検討 ⑦相談体制の検討 ⑧市ホームページでの情報発信、専用ページの開設等による市民への周知</p>
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	<p>①一般相談窓口の設置(24時間体制の検討・準備) ②啓発ポスター・チラシの作成、公共施設、市内鉄道駅での掲示 ③保健所対策本部の開催 ④入院勧告、積極的疫学調査の準備体制の確認(役割分担) ⑤発熱(帰国者・接触者)相談センター開設に向けての検討、準備 ⑥発熱(帰国者・接触者)相談センター開設に向けての周知(三師会ポスター、チラシ掲示配布依頼、保健総務課と協力して実施) ⑦感染確認のための検査の実施(検体搬入・患者への説明と保健指導) ⑧住民に対する啓発・情報提供の強化(集会・外出の自粛要請、予防の徹底) ⑨市ホームページ、広報での情報発信の強化(市民への情報提供の原稿作成) ⑩記者発表及び広報資料の原案作成(発熱(帰国者・接触者)相談センターの開設に関すること) ⑪県内発生に備え、発熱(帰国者・接触者)相談センターの配置調整(課内調整) ⑫市内発生に備え、発生時の体制(疫学調査、健康観察、情報)の整備 ⑬発熱(帰国者・接触者)外来設置(発熱(帰国者・接触者)相談センターからの連絡方法の確認)、設置拡大について医師会等の調整 ⑭相談方法や受診・検査の流れの周知、啓発</p>

第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ①発熱(帰国者・接触者)相談センターの体制変更、強化。 (部局対応へ移行)にむけてのマニュアル整備と調整 ②広報課との連携により、市ホームページを発生時モードに切り替え ③広報での情報発信の強化(市民への啓発、情報提供の原稿作成、市内発生時の患者情報に関すること、相談センターの開設、周知に関すること) ④発熱(帰国者・接触者)外来の設置拡大 ⑤防疫対策の実施 ・感染確認のための検査の実施(検体搬入・患者への説明と保健指導) ・患者発生に伴う入院勧告・入院支援・退院支援 ・積極的疫学調査の実施及び関係都道府県・政令市への調査依頼 ・接触者の健康観察と外出自粛の要請、外出自粛中の支援 ・接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防内服の検討及び説明と実施 ・ウイルス封じ込めのための、地域住民全体への抗インフルエンザウイルス薬の予防内服や人の移動制限についての検討
第5段階	県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ①電話相談による自宅療養者の病状把握及び医療機関受診の調整 ②予防内服の対象者の検討・縮小 ③発熱(帰国者・接触者)外来の設置拡大
第6段階	小康期 (再燃期)	<ul style="list-style-type: none"> ①防疫対策の縮小にむけての調整 ②業務を平常時に戻すための連絡調整を行う ③要支援ケース(難病・結核・精神疾患)の状況確認 ④新型インフルエンザ等ワクチンの接種にかかる調整 ⑤新型インフルエンザ等ワクチンの接種

所 属 段 階		健康推進課
第1段階	未発生期	①職員への新型インフルエンザ等に関する正しい認識・知識の啓発 ②職員用感染予防具(マスク、消毒液等)の計画的な備蓄 ③発生状況に対応した保健事業の整理(すぐに止めるもの、継続するもの等) ④③に必要な職員配置計画の取りまとめ
第2段階	海外発生期	①国内発生時に備えた継続的業務、職員配置計画に基づく職員再配置の準備 ②妊婦、基礎疾患を持つ職員の把握と感染予防対策 ③海外での発生状況に関する継続的な情報収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了場合の就業制限措置の周知 ②保健事業の維持・継続に必要な職員配置計画に基づく職員の再配置の準備 ③発熱(帰国者・接触者)相談センター等の応援要請に伴う職員再配置の準備 ④職員、職員家族の感染状況の把握 ⑤感染予防具の各職場への配布 ⑥妊婦、基礎疾患を持つ職員への感染予防指導と職務環境の見直し ⑦保健事業を通じた予防啓発活動 ⑧感染拡大防止対策を十分講じた事業実施の徹底 ⑨発生状況に関する継続的な情報収集
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①保健事業の中止、延期の決定と周知、関係機関との調整 ②保健事業維持・継続に必要な職員配置計画に基づく職員の再配置 ③発熱(帰国者・接触者)相談センター等の応援要請に伴う職員再配置 ④職員、職員家族の感染状況の把握 ⑤感染予防具の各職場への配布 ⑥職員、職員家族の感染状況の把握 ⑦職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了場合の就業制限措置の徹底 ⑧保健事業を通じた予防啓発活動 ⑨感染拡大防止対策を十分講じた事業実施の徹底 ⑩発生状況に関する継続的な情報収集
第5段階	県内感染期	①保健事業の中止、延期の決定と周知、関係機関との調整 ②保健事業維持・継続に必要な職員配置計画に基づく職員の再配置 ③発熱(帰国者・接触者)相談センター等の応援要請に伴う職員再配置 ④職員、職員家族の感染状況の把握 ⑤感染予防具の各職場への配布 ⑥職員、職員家族の感染状況の把握 ⑦職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了場合の就業制限措置の徹底 ⑧保健事業を通じた予防啓発活動 ⑨感染拡大防止対策を十分講じた事業実施の徹底 ⑩発生状況に関する継続的な情報収集 ⑪回復期には業務平常化の準備
第6段階	小康期 (再燃期)	①保健事業維持・継続に必要な職員の再配置から通常体制への移行調整 ②職員、職員家族の感染状況、感染者の回復状況等の把握 ③職場における新型インフルエンザ等予防対策についての継続的な啓発 ④事業再開(平常化)に関する市民周知と予約システム等の対応 ⑤事業休止等の対応や職員配置等に関する振り返りと今後への見直し

段階	所属	子ども発達相談センター
第1段階	未発生期	①標準的な予防策(職員の手指衛生、環境の衛生管理等)の実施 ②日常的な感染予防対策について来庁者への理解と協力を求める(HP掲載、窓口カウンターでの掲示やアルコール消毒液の常時設置)
第2段階	海外発生期	①未発生期対応の推進
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①環境の衛生管理の徹底 ②来庁者に感染予防策(マスク着用と手指消毒)を依頼 ③対面相談時の飛まつ予防対策(職員のマスク着用)
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①上記、第3段階の継続 ②来庁者に、事前に体調等を確認し、来所時に検温を実施 ③対面相談時の飛まつ予防対策(アクリル板の使用) ④相談中の換気確保(窓がないため、エアコンの常時使用と扉の開放による空気循環) ⑤相談室の連続使用を避け、使用ごとの換気を徹底 ⑥保護者学習会・研修会の参加人数の検討 ⑦職員の講演会・研修会への参加中止
第5段階	県内感染期	①第4段階の継続 ②対面相談の休止の検討、オンライン相談および電話相談の積極的実施 ③保護者学習会と研修会の一部中止、オンラインでの実施 ④回復期には、業務平常化の準備
第6段階	小康期 (再燃期)	①マスク、アルコール消毒液等の不足確認と調達補充

(9) 産業観光部

段階	所属	商工労働政策課 地域ビジネス支援室
第1段階	未発生期	①指定管理施設を含む緊急連絡体制の整備・更新 ②国・県及び関係団体等の連絡先の整理・更新
第2段階	海外発生期	①国・県の中小企業及び経済対策等の情報収集 ②指定管理施設を含む緊急連絡体制の整備・更新 ③国・県及び関係団体等の連絡先の整理・更新
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①国・県の中小企業及び経済対策等の情報収集 ②経済対策等の情報に基づいて増加が想定される業務の体制整備 ③市内事業者の状況把握及び周知啓発 ④所管施設の閉館時期・利用者への対応等検討 ⑤市内商工団体等への情報提供
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①国・県の中小企業及び経済対策等の情報収集 ②経済対策等の情報に基づいて増加が想定される業務の体制整備 ③セーフティネット保証認定等の中小企業及び経済対策等に関する業務 ④市内事業者の状況把握及び周知啓発 ⑤所管施設の閉館時期・利用者への対応等検討 ⑥市内商工団体等への情報提供 ⑦緊急経済対策等の検討 ⑧事業者からの申請受付・相談対応業務の見直し検討(レイアウト変更など)
第5段階	県内感染期	①国・県の中小企業及び経済対策等の情報収集 ②セーフティネット保証認定等の中小企業及び経済対策等に関する業務 ③市内事業者の状況把握及び周知啓発 ④所管施設の閉館指示及び要請(事業の中止又は延期など) ⑤市内商工団体等への情報提供 ⑥必要物資の確保や物流に係る市内商工団体等への協力要請 ⑦緊急経済対策の実施 ⑧感染防止対策を講じた上での労働相談対応 ⑨感染防止対策を講じた上での地域ビジネス支援室による経営支援 ⑩事業者からの申請受付・相談対応業務の見直し(レイアウト変更など)
第6段階	小康期 (再燃期)	①国・県の中小企業及び経済対策等の情報収集 ②セーフティネット保証認定等の中小企業及び経済対策等に関する業務 ③市内事業者の状況把握及び周知啓発 ④所管施設の再開検討 ⑤休止していた業務の再開時期や業務体制の見直し

段階	所属	観光振興課 MICE推進室
第1段階	未発生期	①関係団体等との連絡体制の整備 ②職員の交代勤務に備えた業務マニュアル等の整備、書類整理等の実施 ③オンライン会議、在宅勤務に備えた環境整備等
第2段階	海外発生期	①観光施設及び観光協会等への情報提供 ②関係団体・事業者等に対し、国内発生時の対応策について検討依頼 ③課内職員の交代制、及び業務分担等の検討
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①観光施設及び観光協会等への情報提供 ②発生エリアへの職員の出張等の自粛、又はオンライン対応の実施 ③不特定多数が集まるイベントの自粛等の検討 ④所管施設の閉館期間・利用者への対応等検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①観光施設及び観光協会等への情報提供 ②職員の出張等のオンライン対応又は延期の実施 ③市対策本部等の決定を受け、不特定多数が集まるイベントの自粛要請等実施 ④所管施設の閉館指示、及び自主事業の中止あるいは延期等の要請
第5段階	県内感染期	①観光施設及び観光協会等への情報提供 ②職員の出張等のオンライン対応又は延期の実施継続 ③市対策本部等の決定を受け、不特定多数が集まるイベントの自粛要請等継続 ④所管施設の閉館指示、及び自主事業の中止あるいは延期等の要請継続
第6段階	小康期 (再燃期)	①不特定多数が集まるイベントの再開検討 ②所管施設の再開検討 ③職員の出張等の再開検討

所 属 段 階		農林水産課
第1段階	未発生期	①職員用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄 ②停止不可業務(鳥獣害対策、サル飼養等)の簡易作業マニュアル更新
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①所管施設の閉館時期・利用者への対応等検討 ②停止不可業務の専門職員の2交替・分散配置及び代替(経験者)職員の派遣依頼の準備
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①所管施設への閉館指示及び要請(事業の中止あるいは延期) ②BCP本部会議の決定に依らず、停止不可業務の2交替・分散配置での業務実施を検討
第5段階	県内感染期	①停止不可業務の派遣職員を含めた最低限人数での業務継続
第6段階	小康期 (再燃期)	①所管施設の再開検討

所 属 段 階		田園づくり振興課
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①委託・工事業者との対応を協議
第5段階	県内感染期	①業者との協議により、安全性を考慮し業務・工事の延期、中止等を検討・実施 ②外部との接触制限(各種説明会の中止)
第6段階	小康期 (再燃期)	① 業務・工事の再開の検討・実施 ② 安全性を確保した上で、各種説明会を実施

段階	所属	公設地方卸売市場管理課
第1段階	未発生期	①感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄 ②市場の役割と感染症発生時の対応に関する研修 ③卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し、新型インフルエンザ流行時の事業継続計画策定に関する周知啓発の実施 ④卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する正しい認識・知識の啓発 ⑤県内及び近隣市場との連携体制構築に向けた検討と協議
第2段階	海外発生期	①感染症発生における市場の運営体制や課の勤務体制等の確認 ②県内及び近隣市場との連携体制と具体的役割分担の確認 ③感染症発生に伴う流通への影響や発生地域からの集荷に関する情報の収集 ④卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し、新型インフルエンザについての情報提供及び注意喚起 ⑤感染症発生時に備えた感染症予防対策の徹底に関する周知
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①職員の感染を確認した場合の応援体制の検討 ②国・県に対し、感染拡大時における市場の運営継続に関する方針の確認 ③場内における市場運営継続に関する國の方針の周知 ④卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し、感染防止対策の実施を指導 ⑤感染症発生地域の状況や該当地域からの商品入荷状況の把握 ⑥県内及び近隣市場との連携体制の確認 ⑦第4段階に移行した場合に備え、イベント等の実施要否の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①職員の感染が発生した場合を想定し、運営継続に必要な職員の応援体制についての府内協議 ②市場内のイベント中止の要請 ③卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し、徹底した感染拡大防止対策実施の徹底を周知 ④感染者が発生した場合、関係者(場内業者を含む)からの報告の徹底を指導 ⑤関係者(場内業者を含む)の感染事例の把握 ⑥関係者(場内業者を含む)の感染を確認した場合、立ち入りの制限や休業要請等の実施要否に関する検討 ⑦市場内で感染が確認された場合、消毒等の実施と市場業務継続の広報・周知 ⑧県内及び近隣市場との連携体制の確認
第5段階	県内感染期	①感染リスクを回避するために職員勤務体制を変更 ②職員の感染が発生した場合、運営継続に必要な職員の応援体制導入 ③市場内のイベント中止を徹底 ④関係者(場内業者を含む)における発症や感染等の実態把握 ⑤関係者(場内業者を含む)の感染を確認した場合、必要に応じて立ち入りの制限や休業要請等を実施 ⑥感染症に伴う流通や市場取引の動向や影響の把握 ⑦場内業者の個別の経営状況に関する情報の収集と商工会等の機関と連携した事業向け支援情報の提供体制構築
第6段階	小康期 (再燃期)	①流通の現状把握 ②業務の正常化に向けた体制整備(勤務体制の正常化、応援体制の解除等) ③経済活動の停滞等による事業者や流通への影響把握

(10) 環境部

所 属		廃棄物減量推進課 リサイクルセンター木戸
段 階		
第1段階	未発生期	①一般廃棄物収集運搬委託業者に対する情報提供 ②市内発生時における、感染防止収集留意事項の検討・作成 ③ごみコールセンターとの連絡体制の確立 ④リサイクルセンター木戸の利用者に対し名簿の作成依頼及び体調確認
第2段階	海外発生期	①一般廃棄物収集運搬委託業者に対する情報提供 ②ごみコールセンターに対する情報提供 ③リサイクルセンター木戸の利用者に対し名簿の作成依頼及び体調確認
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①一般廃棄物収集運搬委託業者に対する情報提供と、感染防止策及び業務継続の取り組み要請 ②ごみコールセンター執務室の感染予防準備 ③ごみコールセンター業務継続の取り組み要請 ④リサイクルセンター木戸の感染予防対策準備
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①一般廃棄物収集運搬委託業者に対する情報提供と、感染防止策及び業務継続の取り組み要請 ②ごみコールセンターと業務継続の調整 ③ごみコールセンター執務室の感染予防対策 ④リサイクルセンター木戸の感染予防対策
第5段階	県内感染期	①一般廃棄物収集運搬委託業者に対する情報提供と、感染防止策及び業務継続の取り組みの要請。また、感染防止収集留意事項に沿った収集の実施要請 ②市民への情報発信 ③ごみコールセンターと業務継続の調整、確認 ④市対策本部の方針に従い、リサイクルセンター木戸の閉鎖検討
第6段階	小康期 (再燃期)	①一般廃棄物収集運搬委託業者に対する情報提供と、感染防止策及び業務継続の取り組み要請。また、感染防止収集留意事項に沿った収集の実施要請 ②市民への情報発信 ③ごみコールセンターと業務継続の調整、確認 ④予防対策をした上で、リサイクルセンター木戸の業務再開

段階	所属	産業廃棄物対策課
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①産業廃棄物処理業者に対し、環境省「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づく事業継続計画の策定を周知 ②感染性廃棄物排出事業者(医療機関)に対し、上記ガイドラインを踏まえて排出事業者として適切な対応をとるよう周知
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①産業廃棄物処理業者に対し、上記ガイドラインに基づく事業継続計画の実施等の指示 ②感染性廃棄物排出事業者(医療機関)に対し、上記ガイドラインを踏まえて排出事業者として引き続き適切な対応をとるよう周知
第5段階	県内感染期	①産業廃棄物処理業者に対し、上記ガイドラインに基づく事業継続計画の実施の確認 ②感染性廃棄物排出事業者(医療機関)に対し、上記ガイドラインを踏まえて排出事業者として引き続き適切な対応をとるよう周知
第6段階	小康期 (再燃期)	①産業廃棄物処理業者による措置の実施状況及び改善すべき点等について必要に応じて把握 ②感染性廃棄物排出事業者(医療機関)による措置の実施状況及び改善すべき点等について必要に応じて把握

段階	所属	施設整備課
第1段階	未発生期	①環境交流館の感染防止対策、日常における留意事項等について周知徹底
第2段階	海外発生期	①業務の維持・継続に必要な人員等について、業務継続計画の確認と職員配置の準備 ②感染予防具(マスク・消毒液等)の準備 ③環境交流館の感染予防対策について確認、検討 ④国内発生時に備えた今度の対応方針の周知(情報提供、連絡調整)
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①職員、職員家族の感染状況の把握 ②環境交流館へ消毒剤等の配布と使用指導 ③感染拡大防止対策を検討(人数制限、消毒、利用者名簿の作成等) ④環境交流館の閉鎖時期の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①BCP本部会議の方針に従い、業務継続計画へ速やかに着手 ②業務を継続する際の感染予防対策の実施(清掃・消毒及び換気等) ③職員、職員家族の感染状況の確認(継続) ④環境交流館へ消毒剤等の配布と使用指導(継続) ⑤環境交流館の利用者の体調確認、人数制限、用途制限を開始 ⑥環境交流館の利用者に対し名簿の作成依頼(感染判明時の連絡体制) ⑦市対策本部の方針に従い、環境交流館の閉鎖と周知 ⑧必要に応じて自宅待機等を命じる
第5段階	県内感染期	①業務を継続する際の感染予防対策の実施(継続) ②職員、職員家族の感染状況の確認(継続) ③市対策本部の方針に従い、環境交流館の閉鎖と周知(継続) ④必要に応じて自宅待機等を命じる(継続)
第6段階	小康期 (再燃期)	①環境交流館の再開、通常体制への移行調整 ②職員、職員の家庭の感染状況、感染者の回復状況等の把握

段階	所属	環境美化センター
第1段階	未発生期	①職員用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	①職員への感染予防具配布準備
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①職場内、業務上関係ある委託業者への感染予防の啓発 ②職員、職員家族の感染状況の把握(委託業者も含む) ③職員へ感染予防具配布及び受付窓口に消毒液の設置
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①職場内、業務上関係ある委託業者への感染予防の徹底 ②職員、職員家族の感染状況の確認(委託業者も含む) ③職員又は家族に感染者、濃厚接触者が確認された場合の就業制限の徹底 ④職員へ感染予防具配布及び受付窓口に消毒液の設置(継続) ⑤施設運転に係る委託業者と感染拡大時の具体的対応方法について協議
第5段階	県内感染期	①職員、職員家族の感染状況の確認(委託業者も含む) ②職員へ感染予防具配布及び受付窓口に消毒液の設置(継続) ③委託業者に対し、施設稼働に伴う最低必要人員の確保(社内応援)の要請
第6段階	小康期 (再燃期)	①職員、職員家族の感染状況、感染者の回復状況等の把握(委託業者も含む) ②再燃の恐れがあるため、引き続き感染予防の徹底

段階	所属	北部クリーンセンター
第1段階	未発生期	①職員用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	①職員への感染予防具配布準備
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①職場内、業務上関係ある委託業者への感染予防の啓発 ②職員、職員家族の感染状況の把握(委託業者も含む) ③職員へ感染予防具配布及び受付窓口に消毒液の設置
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①職場内、業務上関係ある委託業者への感染予防の徹底 ②職員、職員家族の感染状況の確認(委託業者も含む) ③職員又は家族に感染者、濃厚接触者が確認された場合の就業制限の徹底 ④職員へ感染予防具配布及び受付窓口に消毒液の設置(継続) ⑤施設運転に係る委託業者と感染拡大時の具体的対応方法について協議
第5段階	県内感染期	①職員、職員家族の感染状況の確認(委託業者も含む) ②職員へ感染予防具配布及び受付窓口に消毒液の設置(継続) ③委託業者と感染拡大時の具体的対応方法について協議(委託業者の本社、支社を含めた部署別総職員数の把握等)
第6段階	小康期 (再燃期)	①県内外の感染者推移に注視し、再びの感染拡大に備える ②委託業者に対し、感染拡大防止策の継続を依頼 ③職員、職員家庭の感染状況、感染者の回復状況等の把握(委託業者も含む)

段階	所属	廃棄物減量推進課 施設管理室衛生プラント
第1段階	未発生期	①職員用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	①職員への感染予防具配布準備
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①職場内、業務上関係ある委託業者への感染予防の啓発 ②職員、職員家族の感染状況の把握(委託業者も含む) ③職員へ感染予防具配布及び受付窓口に消毒液の設置 ④公園施設利用者への感染症予防の対策の実施への協力依頼
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①職場内、業務上関係ある委託業者への感染予防の徹底 ②職員、職員家族の感染状況の確認(委託業者も含む) ③職員又は家族に感染者、濃厚接触者が確認された場合の就業制限の徹底 ④職員へ感染予防具配布及び受付窓口に消毒液の設置(継続) ⑤施設運転に係る委託業者と感染拡大時の具体的対応方法について協議 ⑥公園施設利用者への感染症予防の対策の実施への協力依頼(継続)
第5段階	県内感染期	①職員、職員家族の感染状況の確認(委託業者も含む) ②職員へ感染予防具配布及び受付窓口に消毒液の設置(継続) ③委託業者に対し、施設稼働に伴う最低必要人員の確保(社内応援)の要請 ④状況に応じて公園施設の利用停止
第6段階	小康期 (再燃期)	①職員、職員家族の感染状況、感染者の回復状況等の把握(委託業者も含む) ②再燃の恐れがあるため、引き続き感染予防の徹底 ③公園施設の利用再開、利用者への感染症予防の対策の実施への協力依頼

(11) 都市計画部

所 属		都市計画課
段 階		
第1段階	未発生期	①必要に応じ業務継続計画の見直し
第2段階	海外発生期	①職員及び窓口来庁者の感染予防具(マスク、パーテーション、消毒液等)の備蓄確保、補充方法の確認
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①職員の感染予防対策の徹底(手洗い、うがい、マスク着用等) ②窓口における感染予防対策(消毒液設置、パーテーション設置、混雑緩和、カウンター周辺の消毒、来庁者への注意喚起) ③業務継続計画に基づく第4段階以降の業務縮小について検討 ④主催イベント、集会及び会議の中止、延期又は開催方法の検討 ⑤連携事業の中止、延期又は開催方法について、関係機関との調整
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①職員、窓口における第3段階の感染対策の継続、強化 ②市対策本部の方針に従い、業務継続計画へ着手 ③主催イベント、集会及び会議の中止又は延期 ④関係機関との調整の上、連携事業の中止又は延期 ⑤必要な会議等については、十分対策を講じた上で実施
第5段階	県内感染期	①職員、窓口における第4段階の感染対策の継続、強化 ②市対策本部の方針に従い、業務継続計画の実施(感染拡大状況に応じて縮小業務を追加) ③主催イベント、集会及び会議の中止又は延期 ④関係機関との調整の上、連携事業の中止又は延期 ⑤必要な会議等については、十分対策を講じた上で実施
第6段階	小康期 (再燃期)	①主催イベント・集会の再開検討 ②必要な協議会等については、十分対策を講じた上で実施 ③業務縮小緩和の検討、実施 ④当該段階までの感染予防対策及び業務実施等についての検証

段階	所属	都市魅力づくり推進室
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①旧大津公会堂指定管理者との対応協議 ②旧大津公会堂、町家オフィス結の来館者に対する感染予防の啓発 ③イベント等の自粛要請の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①旧大津公会堂指定管理者への情報提供及び感染防止対策の実施を要請 ②町家オフィス結の来館者に対する感染防止対策を実施 ③イベント等を原則的に中止又は延期
第5段階	県内感染期	①旧大津公会堂、町家オフィス結(コワーキングスペース)の閉鎖を検討・実施 ②イベントを中止又は延期
第6段階	小康期 (再燃期)	①感染防止対策を徹底したうえで、旧大津公会堂及び町家オフィス結(コワーキングスペース)の再開を検討・実施 ②感染防止対策を徹底した上で、イベントの実施を検討

所 属		市街地整備課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①感染拡大地域での協議・交渉等の自粛
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①第3段階の継続 ②都市再生住宅居住者への感染予防の啓発 ③委託・工事業者との対応協議
第5段階	県内感染期	①委託・工事の延期・中止の検討 ②外部との接触制限(説明会等は中止又は延期。協議は必要なもののみ) ③職員の時差出勤又はテレワークの推奨
第6段階	小康期 (再燃期)	

段階	所属	公園緑地課
第1段階	未発生期	①公園利用者に対する感染予防の正しい知識の普及と感染予防策の周知 ②公園施設での感染予防具の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	①国・県・本市の対策本部等が示す指針等に基づく各種感染防止対策の実施 ②公園施設での感染予防具配布準備
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①国・県・本市の対策本部等が示す指針等に基づく各種感染防止対策の実施 ②公園施設での感染予防具の配布・設置 ③感染拡大地域からの公園施設の利用を控える要請
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①国・県・本市の対策本部等が示す指針等に基づく各種感染防止対策の実施 ②各種指示・指針に基づく公園施設の利用制限の実施 ③急を要しない業務の実施の見直し
第5段階	県内感染期	①国・県・本市の対策本部等が示す指針等に基づく感染防止対策の実施 ②各種指示・指針に基づく公園施設の閉鎖の実施 ③職員の外部との接触の制限及び現場施工業務の一時停止 ④感染拡大状況に応じた職員の交替勤務・テレワークの実施
第6段階	小康期 (再燃期)	①国・県・本市の対策本部が示す指針等に基づく感染防止対策の実施 ②感染防止対策を施した上で公園施設の再開 ③公園利用者に対する感染防止行動の継続の要請 ④感染拡大状況に応じた職員の交替勤務・テレワークの継続

所 属		住宅課 空家対策推進室
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①市営住宅居住者への周知 (チラシの配布)
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市営住宅居住者への周知徹底の継続・強化 ②付属施設(集会所等)の使用自粛を検討
第5段階	県内感染期	①状況に応じて付属施設(集会所等)の使用を制限
第6段階	小康期 (再燃期)	①付属施設(集会所等)の使用再開検討

所 属		開発調整課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①許可、申請等手続きの郵送対応を検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①許可、申請等手続きの郵送対応を実施・周知 ②業務体制の縮小、変更を検討
第5段階	県内感染期	①業務体制の縮小、変更について、関係団体への情報提供と協力依頼。ホームページ等で周知
第6段階	小康期 (再燃期)	①業務体制の復旧について、関係団体への情報提供及びホームページ等で周知

所 属		建築指導課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①各種手続きの郵送対応の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①各種手続きの郵送対応を実施・周知 ②業務の縮小及び体制の変更を検討
第5段階	県内感染期	①業務の縮小及び体制の変更について、関係団体への情報提供と協力依頼
第6段階	小康期 (再燃期)	①業務及び体制の復旧について、関係団体への情報提供

(12) 建設部

所 属		地域交通政策課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①主催イベント・集会の中止又は延期の検討 ②指定管理業者との対応協議
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①主催イベント・集会を原則的に中止又は延期 ②必要な協議会等については、十分対策を講じた上で実施 ③指定管理者に対し情報提供、感染防止策及び業務継続の取り組み要請
第5段階	県内感染期	①主催イベント・集会の中止又は延期 ②管理施設の閉鎖、開門時間の制限の検討・実施 (指定管理者との協議や、施設周辺の公共交通機関の状況による)
第6段階	小康期 (再燃期)	①主催イベント・集会の再開検討 ②必要な協議会等については、十分対策を講じた上で実施 ③管理施設の開門時間の調整

所 属		道路建設課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①委託、工事請負業者との対応協議 ②外部との接触制限(工事説明会等の中止)
第5段階	県内感染期	①第4段階(県内・近隣都市 発生早期)の継続・強化 ②緊急性、安全性を考慮し工事の延期・中止等の検討・実施
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		道路・河川管理課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①外部との接触の制限(工事説明会、イベント等の延期、中止) ②委託、工事業者との対応協議
第5段階	県内感染期	①道路及び河川維持管理業務機能の確保に向けた対策の実施 ②緊急性、安全性を考慮し工事の延期・中止等の検討・実施
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		路政課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①職員及び窓口来庁者への注意喚起、感染予防対策の呼び掛け ②感染予防具(マスクや手洗い石鹼、消毒液等)の備蓄数確認と必要数の確保 ③テレワーク、時差出勤、分散勤務の体制検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①官民境界確定業務の規模の見直し ②道路法・法定外道路等の管理に関する条例等に基づく許認可業務の見直し ③道路用地等に関する各種協議・調査の見直し ④来庁者の感染防止のため、業務縮小に向けての協力・啓発
第5段階	県内感染期	①官民境界立会の縮小の検討・実施 ②道路法・法定外道路等の管理に関する条例等に関する許認可業務の縮小の検討・実施 ③道路用地等に関する各種協議・調査の縮小の検討・実施
第6段階	小康期 (再燃期)	①縮小中の業務再開の検討

所 属		建築課
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①職員及び委託・請負業者等への注意喚起
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①職員及び委託・請負業者等への注意喚起 ②感染予防対策の周知・啓発
第5段階	県内感染期	①感染予防及び拡大防止対策の徹底 ②施設打合せ及び現場施工業務の縮小、また感染拡大に伴って適宜業務の一時停止検討・実施
第6段階	小康期 (再燃期)	①感染予防及び拡大防止対策の徹底継続

(13) 教育委員会

所 属 段 階		教育総務課 学校ICT支援室
第1段階	未発生期	①教育委員会事務局の緊急連絡体制の確認 ②事務局職員・教職員及びその家族に感染者や濃厚接触者が発生した場合の服務取扱について、市全体の運用との整理・調整
第2段階	海外発生期	①文部科学省等の動向を注視し、必要な情報を収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①教育委員会所属職員に対して感染防止対策の啓発・実施 ②教育委員会事務局の体制・役割分担の確認 ③市対策本部との連絡調整。市対策本部からの対応方針等について、各課へ周知 ④保健所等の関係機関との連絡調整 ⑤教育委員からの指示の伝達・連絡調整 ⑥教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の召集連絡及び運営 (教育長、教育部長、教育部次長、教育総務課長、教職員室長、学校教育課長、児童生徒支援課長、学校給食課長、生涯学習課長、文化財保護課長)
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①臨時休校措置等の決定事項について報道機関等に周知 ②事務局職員・教職員及びその家族の感染状況等の把握及び人事課への報告 ③必要に応じ、学校のICT(ウェブ会議等)利用時の支援、利用方法等の周知
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属 段 階		教職員室
第1段階	未発生期	①学校園への緊急連絡体制の確認
第2段階	海外発生期	①教職員の海外渡航への注意喚起
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①テレワーク環境の準備
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①県立学校に対する臨時休校措置等について、県教育委員会の情報の入手(勤務態様や服務についての確認) ②教職員及び教職員家族の体調把握と予防等注意喚起・指導及び勤務態様明確化等の服務管理強化の依頼
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	①職務維持、継続に必要な職員の再配置から通常体制への移行調整

所 属 段 階		学校教育課 特別支援教育室
第1段階	未発生期	①学校園への緊急連絡体制の確認 ②学校における感染防止対策の啓発と実施
第2段階	海外発生期	①感染症等に関する正しい情報を小中学校に伝達 ②国内発生時に備えた業務継続体制等の確認 ③文部科学省等の動向を注視し、必要な情報を収集 ④保健所と連携を図り、帰国者・入国者の転入生への対応
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①保健所と連携を図り、帰国者(在籍児童生徒)・入国者(体験入学者等)への対応について、各校に連絡 ②学校における感染防止対策の啓発と実施
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①学校臨時休校措置等への事前対応及び学校運営体制の確立を学校に指示 ②教育委員会新型インフルエンザ対策連絡会議の指示を小中学校に伝達 ③学校における児童生徒の有症者の早期発見・感染状況の把握及び報告 ④教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け学校へ臨時休校措置等を通知 ⑤学校に関する保健的事項について、県教育委員会等と連絡調整 ⑥県立学校に対する臨時休校措置等について、県教育委員会の情報の入手⑦休校期間中の学校の教育体制について、県教育委員会及び各校との連絡調整 ⑧児童・生徒及びその家族の状況把握と報告を依頼 ⑨教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け学校へ臨時休校措置解除の検討 ⑩休校措置解除後の学校行事等の実施検討を指示 ⑪休校措置解除後の教育体制整備について県教育委員会及び各校との連絡調整
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	①学校へ臨時休校措置解除の通知と広報

所 属		教育センター
段 階		
第1段階	未発生期	①職員用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	①教育センターの研修受講生に感染症が発生していることを周知し注意喚起
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①発生状況及び対策方法を当教育センター主催の研修受講生に周知し、研修参加時における留意事項の連絡と徹底 ②発生状況及び今後の予測に基づき、近隣都市、及び、市内で発生したことを想定し、研修の取り扱いを周知
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市立小中学校で感染者が出た場合のセンター主催研修及び各研究委員会ならびに教科等領域別研究会を延期又は中止する事を確認。庁内メール及びWEBページで周知に備える
第5段階	県内感染期	②当教育センター主催の研修・各研究委員会ならびに教科等領域別研究会の延期・中止の決定に向けて協議し、決定事項を研修生とその所属長及び講師に連絡
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		葛川少年自然の家
段 階		
第1段階	未発生期	①職員用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①主催イベント・集会の縮小、感染防止対策の検討 ②利用依頼のある各種団体にイベント・集会の縮小、感染防止対策要請の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①主催イベント・集会の延期または中止 ②利用依頼のある各種団体にイベント・集会中止を要請
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		児童生徒支援課
段 階		
第1段階	未発生期	①学校を訪問する職員(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど)の感染予防具の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①学校訪問を緊急時等に制限
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	①子どもや保護者的心のケアのため、スクールカウンセラー等派遣体制の調整

所 属		教育相談センター
段 階		
第1段階	未発生期	①職員用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①面接相談の停止 ②適応指導教室「ウイング」の閉室及びそれに伴うメンタルフレンドの活動停止 ③不登校対策チームによる巡回相談の停止
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属 段 階	学校給食課 学校給食共同調理場	
第1段階	未発生期	①調理場等で使用する感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①保健所、県教育委員会等と連絡調整を図り、インフルエンザ等感染予防策等の指示を共同調理場・自校式調理場に伝達 ②共同調理場・自校式調理場における感染防止対策の実施 ③新型インフルエンザ等発生時期における学校給食継続・感染拡大防止策の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①共同調理場・自校式調理場及び食材納品業者との連絡調整及び方針の徹底 ②共同調理場・自校式調理場に感染防止策の徹底を周知・徹底 ③新型インフルエンザ等発生時期における学校給食継続・感染拡大防止策の検討・実施及び学校・保護者等への周知啓発
第5段階	県内感染期	④市対策本部及び教育委員会の決定により、学校給食を停止する場合は、共同調理場・自校式調理場及び食品納入業者との連絡調整 ⑤学校給食を停止した場合の食材の補償・転用・処分等の調整
第6段階	小康期 (再燃期)	①学校給食を停止している場合は、給食再開に向け、共同調理場・自校式調理場及び食材納品業者との連絡調整

所 属 段 階	生涯学習課 公民館	
第1段階	未発生期	①職員及び来館者用感染予防物品(消毒液、マスク等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①主催イベント・集会の中止又は延期の検討 ②公民館の貸室中止等の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、主催イベント・集会の中止又は延期 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、公民館の貸室の自粛を要請又は中止
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	①主催イベント・集会の中止又は延期の解除の検討 ②公民館の貸室の自粛を解除又は再開の検討

段階	所属	生涯学習センター 北部地域文化センター 和邇文化センター
第1段階	未発生期	①職員及び来館者用感染予防物品(消毒液、マスク等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、施設の閉鎖検討 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、主催イベント・集会の中止又は延期の検討 ③市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、各種団体にイベント・集会の自粛要請の検討 ④施設利用団体に対し、イベント・集会の縮小、感染防止対策要請の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、施設の休館又は閉鎖 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、主催イベント・集会の中止又は延期 ③市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、各種団体にイベント・集会の自粛を要請
第5段階	県内感染期	④閉鎖期間中における利用団体への既納使用料などの還付準備 ⑤施設利用団体に対し、イベント・集会の縮小、感染防止対策の要請
第6段階	小康期 (再燃期)	①施設の開館に向けた施設内の整備 ②主催イベント・集会の再開の検討 ③各種団体にイベント・集会の再開の要請検討 ④休館期間中における利用団体への既納使用料などの還付準備及び処理

段階	所属	科学館
第1段階	未発生期	①職員及び来館者用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、施設の閉鎖検討 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、主催事業の中止または延期の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、施設の休館 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、主催事業の中止または延期 ③市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、予約済み団体に来館中止または延期を要請
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	①開館に向けた施設内の整備

所 属	図書館(南郷分館含む) 和邇図書館 北図書館	
段 階		
第1段階	未発生期	①職員及び来館者用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、施設(移動図書館含む)の利用制限又は休館検討 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、主催イベント・集会の中止又は延期の検討 ③市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、各種団体にイベント・集会の自粛要請の検討 ④施設利用団体に対し、イベント・集会の縮小、感染防止対策要請の検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、施設(移動図書館含む)の利用制限又は休館 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、主催イベント・集会の中止又は延期 ③市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、各種団体にイベント・集会の自粛を要請 ④施設利用団体に対し、イベント・集会の縮小、感染防止対策の要請
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	①施設(移動図書館含む)の開館に向けた施設内の整備 ②主催イベント・集会の再開の検討 ③各種団体にイベント・集会の再開の要請検討

所 属	文化財保護課 埋蔵文化財調査センター	
段 階		
第1段階	未発生期	①職員及び来館者用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、展覧会の中止・延期や施設の休館の検討・準備 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、講座等の主催イベントの中止又は延期を準備 ③市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、利用団体にイベント・集会等の自粛要請を検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、展覧会の中止・延期や施設の閉鎖 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、講座等の主催イベントの中止又は延期 ③市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、利用団体にイベント・集会等の自粛・延期を要請
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	①施設の開館に向けた施設内の整備 ②展覧会・主催イベントの再開の検討 ③利用団体にイベント・集会等の再開の要請検討

段階	所属	歴史博物館
第1段階	未発生期	①職員及び来館者用感染予防物品(消毒液、マスク等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、展覧会の中止・延期や施設の休館の検討・準備 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、れきはく講座等の主催イベントの中止又は延期を準備 ③市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、利用団体に貸しギャラリー等の自粛要請を検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、展覧会の中止・延期や施設の閉鎖 ②市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、れきはく講座等の主催イベントの中止又は延期
第5段階	県内感染期	③市対策本部及び教育委員会新型インフルエンザ等対策連絡会議の決定を受け、利用団体に貸しギャラリー等の自粛・延期を要請 ④閉鎖期間中の利用団体への施設使用料等の還付準備
第6段階	小康期 (再燃期)	①施設の開館に向けて施設内の整備 ②主催イベントの再開の検討 ③利用団体に貸しギャラリー等の再開要請検討

段階	所属	少年センター 大津少年センター 堅田少年センター
第1段階	未発生期	①職員用感染予防具(マスク・消毒液等)の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①発生状況及び対策方法を職員に周知し、来所者における留意事項の連絡と徹底 ②発生状況および今後の予測に基づき、近隣都市、及び、市内で発生したことを想定し、職員研修で取り扱いを周知 ③市立全小中学校が休校及び感染者が出た場合の少年センター主催行事を延期又は中止することを検討
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①少年センター主催の研修の延期・中止に向けて協議し、決定事項を参加予定者及び関係機関に連絡
第5段階	県内感染期	
第6段階	小康期 (再燃期)	

(14) 消防局

所 属 段 階		消防総務課
第1段階	未発生期	①消防局感染対策行動計画に基づく確認作業、準備 ②大津市及び消防局業務継続計画に基づく確認作業、準備及び教育の実施 ③感染防止物品(消毒液等)の備蓄 ④国、県、市部局及び関係機関から通知文書等の周知
第2段階	海外発生期	①消防局感染対策行動計画に基づく確認及び更新 ②大津市及び消防局業務継続計画内容の確認及び更新 ③関係機関(国、県、保健所等)との連絡調整、情報収集(拡大状況、患者数の確認等) ④職員への健康管理の徹底 ⑤妊婦、基礎疾患を持つ職員の把握と感染予防対策 ⑥各消防署施設の感染防止対策の検討(仮眠室・食堂等) ⑦職員への新型インフルエンザの正しい知識の周知 ⑧特別勤務体制の内容確認(日勤者の隔日勤務へのシフト変更、配置転換等) ⑨プレパンデミックワクチンの接種について、国の指針のもと、救急隊員・消防隊員等優先接種対象職員名簿等の実施計画を作成 ※警防課と調整
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①関係機関(国、県、保健所等)との連絡調整、情報収集(拡大状況、患者数の確認等) ②職員の健康管理の強化(感染防止対策の徹底) ③妊婦、基礎疾患を持つ職員への感染予防指導と職務環境の見直し ④感染防止物品(消毒液等)の配布 ⑤特別勤務体制の検討 ⑥業務、行事、イベント等の制限・縮小等についての検討 ⑦一般来庁者との対応管理(手指消毒、マスク着用等の徹底) ⑧国の指針のもと、救急隊員・消防隊員等優先接種対象職員へのプレパンデミックワクチン接種
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①消防局対策本部の設置(市対策本部及び関係機関との連絡調整・情報収集) ②職員及び職員の同居家族等の健康、感染状況の把握 ③職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了した場合の就業制限の徹底 ④妊婦、基礎疾患を持つ職員への感染予防の徹底と職務変更等の指導 ⑤感染防止物品(消毒液等)の配布(継続) ⑥消防局業務継続計画に基づく特別勤務体制の実施検討 ⑦業務、行事、イベント等の制限・縮小の実施 ⑧一般来庁者との対応管理強化(手指消毒、マスク着用等の徹底) ⑨消防局業務継続計画に基づく特別勤務体制の実施検討 ⑩テレワーク実施の検討及び実施(二交替勤務・時差出勤等)
第5段階	県内感染期	①第4段階(県内・近隣都市発生早期)の継続・強化 ②職員及び職員の同居家族等の健康、感染状況の把握 ③職員若しくは家族に感染者、濃厚接触者が出了した場合の就業制限の徹底 ④妊婦、基礎疾患を持つ職員の就労制限指導、徹底 ⑤消防局業務継続計画に基づく特別勤務体制の実施 ⑥テレワーク実施の検討及び実施(二交替勤務・時差出勤等) ⑦感染防止物品(消毒液等)の配布(継続)
第6段階	小康期 (再燃期)	①業務継続計画における通常体制への移行調整 ②職員、職員の家庭の感染状況、感染者の回復状況等の把握 ③妊婦、基礎疾患を持つ職員の職場復帰調整、健康管理 ④職員の健康管理(メンタルケア・健康相談等) ⑤新型インフルエンザ等予防対策についての継続的な指導、教育

所 属		予防課
段 階		
第1段階	未発生期	①大津市及び消防局業務継続計画に基づく確認作業、準備及び教育の実施
第2段階	海外発生期	①大津市及び消防局業務継続計画に基づく確認
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①窓口業務における感染予防策の検討と実施 ②会議の自粛についての検討と実施 ③消防検査、立入検査の縮小等の検討 ④主催又は依頼された各種イベント、講習会等の制限・縮小等についての検討と実施
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①窓口業務における感染予防策の実施及び制限 ②消防検査、立入検査の縮小等の検討と実施 ③主催又は依頼された各種イベント、講習会等の制限・縮小の実施
第5段階	県内感染期	①窓口業務の制限強化 ②消防検査の制限強化 ③立入検査の制限強化 ④主催又は依頼された各種イベント、講習会等の原則中止
第6段階	小康期 (再燃期)	①消防検査、立入検査業務の制限解除の検討と実施 ②主催又は依頼された各種イベント、講習会等の再開時期の検討と実施

所 属 段 階		警防課
第1段階	未発生期	①大津市及び消防局業務継続計画に基づく確認作業、準備及び教育の実施 ②現場活動用感染予防資器材の計画的な備蓄
第2段階	海外発生期	①大津市及び消防局業務継続計画に基づく確認 ②関係機関(国、県、保健所等)との連絡調整、情報収集(拡大状況、患者数の確認等) ③現場活動用感染予防資器材の配布について検討
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①関係機関(国、県、保健所等)との連絡調整、情報収集(拡大状況、患者数の確認等) ②現場活動用感染予防資器材の各署所への配布 ③業務、行事、イベント等の制限・縮小の検討及び実施 ④感染患者、濃厚接触者接触に対する現場活動体制の検討及び指示
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①情報収集(保健所における対応状況の確認等) ②保健所等、各関係機関との連絡調整及び連携体制 ③現場活動用感染予防資器材の各署所への配布(継続) ④感染患者、濃厚接触者接触に対する現場活動体制及び現場活動時の感染予防対策の徹底 ⑤業務、行事、イベント等の制限・縮小の検討及び実施
第5段階	県内感染期	①情報収集(患者発生状況等) ②保健所、各関係機関との連携体制の強化 ③現場活動用感染予防資器材の各署所への配布(継続) ④感染患者、濃厚接触者接触に対する現場活動体制及び現場活動時の感染予防対策の徹底強化(継続) ⑤業務、行事、イベント等の制限・縮小の検討及び実施(継続) ⑥新型インフルエンザに対する感染予防資器材の在庫管理
第6段階	小康期 (再燃期)	①業務継続計画における通常体制への移行調整 ②情報収集(国及び県等の動向、患者数の状況等) ③感染患者、濃厚接触者接触に対する現場活動体制及び現場活動時の感染予防対策の徹底(継続)及び見直し

段階	所属	通信指令課
第1段階	未発生期	①大津市及び消防局業務継続計画に基づく確認作業、準備及び教育の実施
第2段階	海外発生期	①大津市及び消防局業務継続計画に基づく確認 ②119番通報受信時の海外渡航歴等内容聴取の徹底
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①罹患防止対策のため消防関係者以外の入室制限 ②119番受信時における情報収集の徹底(感染者との濃厚接触歴の有無聴取等)
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①消防関係者以外の入室制限強化 ②119番受信時における情報収集の強化 ③出動時における救急隊等への感染予防指示及び患者情報の伝達等の徹底
第5段階	県内感染期	①消防関係者以外の入室制限強化 ②119番受信時における情報収集の強化 ③出動時における救急隊等への感染予防指示及び患者情報の伝達等の徹底
第6段階	小康期 (再燃期)	①業務継続計画における通常体制への移行調整

(13) 出納室・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・議会局

所 属		出納室
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①指定金融機関等との連絡・調整、状況把握
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①第3段階の継続・強化 ②研修会等の開催可否(延期)を検討
第5段階	県内感染期	①第4段階の継続・強化 ②研修会等の開催中止又は延期 ③金融機関公金検査の中止又は延期
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		監査委員事務局
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①監査委員への連絡調整
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①監査等実施計画の調整 ②監査委員への連絡調整
第5段階	県内感染期	①第4段階の継続・強化
第6段階	小康期 (再燃期)	

所 属		選挙管理委員会事務局
段 階		
第1段階	未発生期	
第2段階	海外発生期	
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①選挙時における投・開票所内の感染防止対策 ②感染防止用具の確保と投・開票所への配布 ③選挙委員等関係者への連絡調整
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①選挙時における投・開票所内の感染防止対策 ②感染防止用具の確保と投・開票所への配布 ③選挙委員等関係者への連絡調整
第5段階	県内感染期	①第3・4段階の継続・強化
第6段階	小康期 (再燃期)	

段階	所属	農業委員会事務局
第1段階	未発生期	①事務局内における感染予防具(マスク・消毒液等)の在庫確認
第2段階	海外発生期	①事務局内における感染予防具(マスク・消毒液等)の備蓄開始
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①窓口カウンターへの手指消毒液の設置・利用・マスク着用の推奨 ②農業委員への連絡調整
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①窓口カウンターへの手指消毒液の設置・利用・マスク着用の徹底 ②消毒液によるカウンター等の清掃 ③定期的な換気 ④農業委員への連絡調整 ⑤総会開催前の委員の検温、体調管理の徹底 ⑥会議(総会は含まない)、研修会等の開催の中止、延期の決定と周知
第5段階	県内感染期	①第4段階の継続・強化
第6段階	小康期 (再燃期)	①会議、研修会等の開催の決定 ②第5段階までに実施した対策についての検証と改善

所 属 段 階		議会局
第1段階	未発生期	①議会BCPの定期的な見直し(改正) ②オンライン会議実施のための環境整備
第2段階	海外発生期	①議会としての備蓄品の在庫確認(不足分の発注) ②感染症に係る情報収集
第3段階	国内発生 県内・近隣都市 (京都・大阪) 未発生期	①局職員及び同居家族等の健康状況の確認 ②マスク着用の徹底 ③議会フロア入口等への消毒液設置 ④時差勤務の検討 ⑤感染症に係る情報の収集・整理・議員への発信
第4段階	県内・近隣都市 (京都・大阪) 発生早期	①第3段階時の対応を継続 ②在宅勤務、分散勤務に向けた検討 ③議員等の健康管理(状況把握) ④執行部との情報共有 ⑤災害対策会議の運営 ⑥会議等での3つの密回避行動
第5段階	県内感染期	①第4段階時の対応を継続 ②通常業務の絞込み
第6段階	小康期 (再燃期)	①第3段階時の対応を継続 ②順次、通常業務へ移行 ③次の感染拡大に備えた対応の検討

第2章 業務の優先度

1. 業務の優先度

新型インフルエンザ等の発生時においては、BCP本部会議の業務継続計画の発動の決定に基づき、各部局が定めた継続業務の優先度に基づき、優先度C及び優先度Bに定めた業務を、順次、縮小及び停止・休止し、優先度Aに定めた業務を行うとともに、新型インフルエンザ等の感染者の拡大が確認された場合に、応急的に対応するため、新たに発生する業務を行う。

各部局の業務の優先度の考え方については、下記のとおりである。

なお、【縮小すべき業務】(優先度B)及び【停止・休止の可能な業務】(優先度C)については、第4段階(県内・近隣都市(京都・大阪)発生早期)から第5段階(県内感染期)に至った段階を、業務継続計画を発動するかどうか検討する段階とする。なお、第6段階(小康期)においては、順次、平常時の業務に戻すこととする。

【新型インフルエンザ等対策業務】(優先度 S)

新型インフルエンザ等の感染者の拡大が確認された場合に、優先度Aの業務に加えて、新たに発生する業務Sを行うもの。(第1章1. 部局において新たに発生する業務等の第2段階から第6段階の業務)

【継続すべき優先業務】(優先度 A)

新型インフルエンザ等発生時においても、業務を休止すると市民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるなど中断することが不可能な業務。

【縮小すべき業務】(優先度 B)

新型インフルエンザ等発生時においても、業務を休止出来ないが、通常どおり継続すべきとまではいえず、業務量を縮小する業務。また、法手続きの遅れを生じる場合もあるが、非常時にはやむを得ないと考えられる業務。

【停止・休止の可能な業務】(優先度 C)

新型インフルエンザ等流行の回復期、小康期に先送りが可能な業務、又は、感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務。

(1) 政策調整部

企画調整課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
市政の総合企画に関すること。	C	
政策の調査研究及び企画立案に関すること。	C	
市政運営に必要な調整に関すること。	C	
庁議に関すること。	C	
総合計画の策定及び進行管理に関すること。	C	
部門別企画との調整に関すること。	C	
国土利用計画に関すること。	C	
土地利用の総合企画及び総合調整に関すること。	C	
大津市土地利用問題協議会に関すること。	C	
まちづくりの計画に係る関係団体との連絡調整に関すること。	C	
地域の振興計画に関すること。	C	
辺境の開発振興に関すること。	C	
琵琶湖の総合的な保全に係る調整及び連絡に関すること。	C	
広域行政に関すること。	C	
都市制度その他地方自治制度の調査研究に関すること。	C	
大津市総合教育会議に関すること。	C	
市長の特命事項に関すること。	A	緊急を要するもの
部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。	B	
公印の保管に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	C	

市長公室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
市長及び副市長の総合的な日程調整に関すること。	B	
市長及び副市長の政策に係る調整に関すること。	B	
秘書に関すること。	B	
交際及び涉外に関すること。	C	
市長の資産等の公開に関すること。	C	
褒章及び表彰に関すること。	C	
名誉市民に関すること。	C	

広報課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
市政の普及等広報活動に関すること。	B	
広報紙の編集発行に関すること。	B	
報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整に関すること。	A	

市政情報課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
情報公開の実施に関すること。	B	
個人情報の保護の実施に関すること。	B	
文書の整理及び保存に関すること。	C	
文書管理の企画指導に関すること。	C	
市政に必要な資料の収集及び管理に関すること。	C	
市政資料コーナーの管理及び運営に関すること。	C	
大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)に基づき水道、ガス事業管理者又は消防局長が行った公文書の公開の請求に対する決定に係る行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求に対する裁決の処理に関すること。	B	
大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)に基づき水道、ガス事業管理者又は消防局長が行った保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に係る行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決の処理に関すること。	B	
指定統計その他各種統計に関すること。	B	
統計調査員の選任及び研修に関すること。	C	
定期刊行物の発行に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	C	

情報システム課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【システム第1係】		
情報システム利用に係る企画及び調整に関すること。	C	
情報システムの運営及び管理に関すること。	A	
OA機器の管理と導入に関すること。	C	
地域情報化に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	C	
【システム第2係】		
情報システム利用に係る企画及び調整に関すること。	C	
情報システムの運営及び管理に関すること。	A	
情報通信基盤の運営及び管理に関すること。	A	
情報セキュリティ対策に関すること。	B	
OA機器の管理と導入に関すること。	C	

イノベーションラボ		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
デジタルイノベーション戦略の推進に関すること。	C	
データに基づく政策決定の推進に関すること。	C	
スマートシティの推進に関すること。	C	
オープンデータの推進に関すること。	C	
イノベーションラボの一般庶務に関すること。	C	

人権・男女共同参画課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
人権啓発に係る総合企画に関すること。	C	
人権啓発の推進に関すること。	C	
人権啓発及び人権擁護に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。	B	
人権擁護委員の推薦等に関すること。	C	
人権擁護推進員の委嘱等に関すること。	C	
地域改善対策の経過措置に関すること。	C	
男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び推進に関すること。	C	
男女共同参画社会の形成に係る調査及び研究に関すること。	C	
男女共同参画社会の形成に係る関係機関等との連絡調整に関すること。	C	
男女共同参画の推進に係る啓発に関すること。	C	
その他男女共同参画社会の形成に関すること。	C	
男女共同参画センターとの連絡調整に関すること。	C	
課及び女性力室の一般庶務に関すること。	C	

女性力室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
女性の活躍推進に関すること。	C	

いじめ対策推進室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
いじめ相談に関すること。	B	
大津の子どもをいじめから守る委員会に関すること。	B	
大津市いじめに関する重大事態再調査委員会に関すること。	B	
市民向けいじめ防止に関する啓発に関すること。	C	
室の一般庶務に関すること。	C	

(2) 総務部

総務課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【総務係】		
市議会に関すること。	A	
儀式に関すること。	C	
行政区域に関すること。	B	
市民憲章に關すること。	C	
漂流物に關すること。	B	
私学振興に關すること。	B	
文書の收受及び発送に關すること。	A	
文書の印刷に關すること。	C	
公印の管理に關すること。	A	
市長及び副市長の事務引継ぎに關すること。	A	
他課等の所管に属さない証明に關すること。	B	
他課等の所管に属さない事項に關すること。	C	
市長の特命事項に關すること。	A	
部内の事務事業に係る調整及び連絡に關すること。	B	
日本赤十字社滋賀県支部との連絡調整に關すること。	B	
課の一般庶務に關すること。	B	
【法規係】		
市議会議案の審査に關すること。	A	
規則、訓令等の審査に關すること。	A	
法規及び例規の解釈に關すること。	B	
訴訟、調停等の総括に關すること。	A	
条例の公布等に關すること。	A	
例規集の編集発行に關すること。	C	
法規関係資料の収集及び保管に關すること。	C	
公平委員会との連絡調整に關すること。	B	

危機・防災対策課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【危機管理計画係】		
危機管理基本計画に關すること。	A	
地域防災計画に關すること。	B	
水防計画に關すること。	B	
防災会議に關すること。	B	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に關すること。	A	
防災行政無線施設の管理に關すること。	A	
防災意識啓発に關すること	B	
課の一般庶務に關すること。	B	
【総合防災係】		
災害対策本部に關すること	A	
防災に係る総合的な企画及び調整に關すること。	C	
防災に係る関係機関等との連絡調整に關すること。	A	
防災訓練に係る企画及び調整に關すること。	C	
防災協定に關すること。	B	
防災研修に關すること。	C	

人事課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
人材育成及びその構築に関すること。	C	
組織・機構に関すること。	C	
職員の職務権限に関すること。	C	
職員の定数に関すること。	C	
職員等の任免、服務分限及び懲戒に関すること。	B	
職員の採用試験の実施及び職員選考委員会に関すること。	C	
職員の昇任試験の実施及び昇任選考委員会に関すること。	C	
職員の研修に関すること。	C	
職場研修の指導及び助言に関すること。	C	
職員の表彰に関すること。	C	
職員の人事評価制度および勤務成績の評定に関すること。	C	
職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。	A	
職員の退職手当に関すること。	B	
現金、物品等の亡失等に伴う職員の損害賠償に関すること。	C	
職員団体及び労働組合に関すること。	C	
特別職報酬等審議会に関すること。	C	
職員分限懲戒審査委員会に関すること。	C	
社会保険に関すること。(会計年度任用職員)	B	
その他職員の福利厚生に関すること	C	
公印の保管に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	B	

職員支援室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
職員の衛生管理及び安全管理に関すること。	B	
公務災害の認定及び補償に関すること。	B	
滋賀県市町村職員共済組合等共済に関すること。	B	
職員互助会に関すること。	C	
その他職員の福利厚生に関すること。	B	給与控除
職員の健康相談(随時対応)に関すること。	B	
職員の病気休暇及び病気による休職に係る復職に関すること。	B	
各種健康相談(長勤・健診事後フォロー)に関すること。	B	
職員の健康管理に係る研修に関すること。	C	
その他職員の健康管理(健診関係)に関すること。	B	

財政課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
予算の編成、配当及び執行管理に関すること。	A	
一時借入金に関すること。	B	
地方交付税に関すること。	B	
起債に関すること。	B	
財政状況の調査、公表及び報告に関すること。	C	
公会計制度に関すること。	C	
指定金融機関等の指定に関すること。	C	
財政統計に関すること。	C	
関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	B	

行政改革推進課

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
行政改革の推進に関すること。	C	
行政評価制度に関すること。	C	
権限移譲に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	B	

公共施設マネジメント推進課

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
公共施設の在り方の検討に関すること。	C	
公共施設の機能適正化に関すること。	C	
ファシリティマネジメントの推進に関すること。	C	
中長期保全計画及び個別施設計画の策定に関すること	C	
公共施設の定期点検に関すること	C	
公共施設の維持管理の技術的支援に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること	B	

管財課

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【管理係】		
市庁舎(支所及び出先機関の庁舎を除く。)の施設の維持管理に関すること。	A	
大津市庁舎管理規則(昭和42年規則第4号)に基づく庁舎内における行為の許可等、庁舎内の各課に割り当てられた執務場所以外の場所への立市有自動車に係る事故防止及び事故処理に関すること。	A	
職員に対する車両の安全運転の啓発及び推進に関すること。	B	
道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2の規定に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者との連絡調整に関すること。	C	
市有自動車の点検整備に関すること。	B	
市有物件災害共済に関すること。	C	
自動車損害賠償責任保険に関すること。	B	
庁内の案内に関すること。	A	
庁舎内の電話に関すること。	A	
市有自動車の管理及び配車に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	B	
【財産係】		
市有財産の総括及び調整に関すること。	C	
普通財産の取得、貸付け、譲渡及び管理に関すること。	B	
行政財産の取得(他課の分掌事務に属するものを除く。)及び行政財産の取得に係る指導調整に関すること。	C	
不動産の借入の総括に関すること。	C	
登記(建設部等の事業用地等に係る登記を除く。)に関すること。	C	
市有地の境界明示に関すること。	C	
寄付採納の調整に関すること。	C	
財産台帳及び借地台帳の整備保管に関すること。	C	
基金の総括に関すること。	C	
不動産評価委員会に関すること。	C	
財産区等に関すること。	B	
財産区特別会計予算の編成及び執行に関すること。	B	

契約検査課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【契約係】		
建設工事等の入札及び契約に関すること。	B	
建設工事等に係る業者の入札参加申請に関すること。	B	
建設工事契約審査委員会に関すること。	C	
入札監視委員会に関すること。	C	
公印の保管に関すること。	B	
【調達係】		
物品の購入等の入札及び契約に関すること。	B	
物品の購入等に係る業者の入札参加申請に関すること。	B	
不用物品の処分に関すること。	C	
物品の規格統制に関すること。	C	
物品の需要計画及び調整に関すること	C	
課の一般庶務に関すること。	B	
【工事検査係】		
工事の検査に関すること。	B	
工事の検査に伴う技術指導に関すること。	C	

市民税課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【税制グループ】		
税制の総括及び調査研究に関すること。	C	
固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。	A	
関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。	A	
市税の諸証明及び窓口事務の総括に関すること。	A	3つの税の課で対応
軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課及び調定に関するこ と。	A	
原動機付自転車標識の交付に関すること。	A	
公印の保管に関すること。	A	
課の一般庶務に関すること。	B	
【市民税第1グループ】		
個人市県民税の賦課及び調定に関すること。	A	
個人市県民税に係る各種統計報告に関すること。	C	
所得税との調整に関すること。	B	
農業所得に関すること。	B	
租税教育の推進に関すること。	C	
【市民税第2グループ】		
個人市県民税の賦課及び調定に関すること。	A	
個人市県民税に係る各種統計報告に関すること。	C	
所得税との調整に関すること。	B	
農業所得に関すること。	B	
租税教育の推進に関すること。	C	
【法人・事業所税グループ】		
法人市民税の賦課及び調定に関すること。	A	
事業所税の賦課及び調定に関すること。	A	

資産税課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【資産税係】		
償却資産の評価及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。	A	
償却資産概要調査等報告書に関すること。	B	
償却資産評価調査に関すること。	A	
償却資産課税台帳に関すること。	A	
特別土地保有税の賦課に関すること。	C	
国有提供施設等所在市町村助成交付金及び国有資産等所在市町村交付金に関すること。	A	
国有資産等所在市町村交付金算定標準額に係る固定資産価格の証明に関すること。	A	
固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定に関すること。	A	
納稅通知書、納付書及び課税明細書に関すること。	A	
土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に関すること。	A	
登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載に関すること。	A	
納稅管理人及び相続人代表者に係る手続に関すること。	B	
固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に係る調整に関すること。	A	
課の一般庶務に関すること。	B	
【土地係】		
土地の評価に関すること。	A	
土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。	A	
土地概要調査等報告書に関すること。	B	
土地総評価見込額等の調べに関すること。	B	
土地評価調査に関すること。	A	
土地評価資料の整備及び保管に関すること。	C	
地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。	C	
【家屋係】		
家屋の評価に関すること。	A	
家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。	A	
家屋概要調査等報告書に関すること。	B	
家屋評価調査に関すること。	A	
家屋評価資料の整備及び保管に関すること。	C	
地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。	C	

収納課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【管理係】		
市税収納の総括管理に関すること。	B	
税収納システムに関すること。	A	
市税の督促の公示送達に関すること。	B	
市税の納付又は納入に係る受託証券の管理に関すること。	A	
滞納処分票の管理に関すること。	C	
公印の保管に関すること。	A	
課の一般庶務に関すること。	B	
【収納係】		
市税その他徴収金の収納に関すること。	A	
市税の納付書の発行に関すること。	A	
過誤納金の還付等に関すること。	A	
市税の口座振替に関すること。	A	
県民税の払込手続に関すること。	A	
【徴収第1係】		
市税その他徴収金の徴収に関すること。	B	
市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。	B	
市税の差押調査書謄本等の公示送達に関すること。	A	
【徴収第2係】		
市税その他徴収金の徴収に関すること。	B	
市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。	B	
市税の差押調査書謄本等の公示送達に関すること。	A	
【債権回収係】		
市税その他徴収金の徴収に関すること。	B	
市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。	B	
市税の繰上げ徴収に関すること。	B	
差押財産の換価に関すること。	B	
市税の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。	A	
交付要求に関すること。	B	
市税の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関すること。	A	
市税の差押調査書謄本等の公示送達に関すること。	A	
市の債権の管理に係る指導・助言・企画立案及び調査研究に関すること。	C	
市の債権の管理に係る研修に関すること。	C	
債権管理連絡会議に関すること。	C	
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所保険料の徴収業務のうち、主に高額かつ徴収困難な滞納案件に関すること。	B	

コンプライアンス推進室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
職員の公正な職務の執行の確保に関すること。	B	
行政事務調査に関すること。	C	
不当要求行為等対策に関すること。	C	
公益通報者保護制度に関すること。	B	窓口
行政運営上の事務改善のための調査、研究及び指導に関すること。	C	
職員提案制度に関すること。	C	
監査の結果に係る措置の総括に関すること。	C	
行政手続法(平成5年法律第88号)及び大津市行政手続条例(平成8年条例第30号)の施行に係る総括に関すること。	B	
市長に対する行政不服審査法に基づく不服申立て(大津市情報公開条例に基づく公文書の公開の請求に対する決定及び大津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に係るもの)の総括に関すること。	B	
包括外部監査に関すること。	C	
室の一般庶務に関すること。	B	

(3) 市民部

自治協働課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【自治協働係】		
開発行為、中高層等協議に關すること。	A	
認可地縁団体の証明の交付及び使用料に關すること。	A	
経理・支払いに關すること。	A	
地域の情報収集に關すること。	A	
公印の保管に關すること。	A	
関係団体(大津市自治連合会等)との連絡調整に關すること	B	
市民活動センターの管理運営に關すること。(連絡調整含む)	B	
自治会等報償金の支払いに關すること。	B	
地域の自治の振興に關すること。	B	
課内及び部内の事務事業の調整連絡に關すること。	B	
課の一般庶務に關すること。	B	
課及び協働のまちづくり推進室、市民相談室の予算に關すること。	B	
地縁による団体(※地方自治法第260条の2の規定)に關すること。	B	
ふれあいの家設置事業費補助事業(新築・改造)に關すること。	B	
ふれあい掲示板設置事業費補助事業に關すること。	B	
コミュニティ助成事業に關すること。	B	
大津市自治連合会運営補助金に關すること。	C	
わがまちづくり市民運動推進会議補助金の交付に關すること。	C	
普通財産(自治会集会所施設に限る。)の取得、貸付け(重要案件)に關すること。	C	
普通財産(自治会集会所施設に限る。)の寄附採納、貸付け及び管理に關すること。	C	
自治会の加入促進に關すること。	C	
協働提案制度(パワーアップ・市民活動応援事業)の企画・実施に關すること。	C	
わがまちづくり市民運動推進会議に關すること。	C	
普通財産の貸付に係る使用料に關すること。	C	
【施設管理係】		
緊急を要する支所等の修繕・工事に關すること。	A	
緊急時における支所職員の人員配置調整に關すること。	A	
業者等への支払い業務に關すること。	A	
支所等の企画、立案に關すること。	C	
支所等の管理運営及び施設整備に關すること。	C	
支所等の予算編成、執行・経理・一般庶務に關すること。	C	
行政財産の使用許可に關すること。	C	
堅田なぎさ苑・木戸・滋賀里交流センターの管理運営及び施設整備に關すること。	C	
支所の臨時・嘱託職員の雇用、研修に關すること。	C	
緊急を要しない支所等の修繕・工事に關すること。	C	
支所の会計年度任用職員の雇用、研修に關すること。	C	

【生活安全係】		
犯罪被害者支援見舞金に関すること。	A	
メール配信・HP掲載。	A	
おうみ犯罪被害支援センターへの財政支援・連携協力。	B	
大津市防犯協会の会計事務・一般事務(助成金の交付含む)	B	
防犯カメラ設置事業補助金に関すること。	B	
防犯協会補助金に関すること。	B	
安全なまちづくり補助金に関すること。	B	
子ども安全リーダー補助金に関すること。	B	
交通安全協会及び水上安全協会の補助金に関すること。	B	
防犯カメラ運用・設置企画	B	
防犯に関する啓発及び関係機関との連絡・調整	B	
交通安全条例に係る用務	C	
国県要望に係る用務	C	
大津市防犯協会の行事(役員会、総会、研修会等)の実施	C	
出前講座(防犯)に関すること。	C	
大津地区交通対策協議会、大津市交通安全対策会議に関すること。	C	
学区要望に関すること。	C	
交通安全の啓発及び関係機関との連絡・調整	C	
カンガルー教室の実施に関すること。	C	
交通安全運動の推進・広報に関すること。	C	
出前講座(交通安全)に関すること。	C	

協働のまちづくり推進室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
コミュニティセンターとの連絡調整に関すること	A	
室内の事務事業に係る連絡調整に関すること。	B	
コミュニティセンターの管理運営に関すること	B	
まちづくり協議会の設立に関すること。	C	
まちづくり協議会の運営に関すること。	B	
まちづくり協議会設立支援補助金に関すること。	B	
まちづくり協議会運営支援補助金に関すること。	B	
一括交付金制度の制度設計に関すること。	C	
大津市協働推進計画の推進に関すること。	C	
大津市協働を進める三者委員会に関すること。	C	
大津市職員協働推進本部に関すること。	C	
まちづくり提案制度の企画・実施に関すること。	C	
公民館のコミュニティセンター化に関すること。	C	

市民相談室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
市民相談に關すること。(緊急事案)	A	
市民相談に關すること。(緊急事案以外)	B	
広聴活動に關すること。	B	
地域要望に關すること。	B	
コールセンターの運営に關すること。	A	
パブリックコメントに關すること。	C	
行政相談委員の推薦に關すること。	C	

支所(36支所)		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
地域の実情の把握及び調査に關すること。	A	
自治会及び各種団体との連絡調整に關すること。	A	
市税に関する申告書等の受付に關すること。	A	
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、その他収納金の取扱いに關すること。	A	
市税に係る課税証明書及び納税証明書並びに固定資産課税台帳記載事項証明書の交付申請の受付及び当該証明書の交付に關すること。	A	
固定資産税関係台帳の閲覧に關すること。	A	
原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付及び返納に關すること。	A	
戸籍及び住民基本台帳の届出の受付に關すること。	A	
印鑑登録に關すること。	A	
埋火葬許可に關すること。	A	
死産届に關すること。	A	
戸籍の謄抄本、住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録等に関する各種証明書の交付申請の受付及び当該証明書の交付に關すること。	A	
生活保護法による傷病届の受理及び診療依頼書の交付に關すること	A	
児童手当の受付に關すること。	A	
国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金及び医療費助成の資格取得、喪失等の届出及び諸給付の申請の受付並びに被保険者証の交付に關すること。	A	
介護保険に係る要介護認定及び要支援認定の申請の受付並びに受給者資格証明書の交付に關すること。	A	
支所庁舎の総合的な管理に關すること。	A	
公印の保管に關すること。	A	
文書の掲示に關すること。	A	
日赤募金に關すること。	C	
自衛官及び自衛官候補生に關すること。	C	

文化・青少年課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【文化振興グループ】		
市民文化の振興施策の企画及び推進に関すること。	C	
芸術文化の振興に関すること。	C	
文化芸術関係団体の育成に関すること。	C	
市民文化会館、長等創作展示館及び仰木太鼓会館との連絡調整に関すること。	A	
市民会館、スカイプラザ浜大津及び伝統芸能会館の指定管理者による管理に関すること。	A	
【青少年グループ】		
青少年施策の総合企画及び推進に関すること。	B	
青少年施策の調査及び研究に関すること。	C	
青少年対策本部に関すること。	B	
青少年施策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。	B	
その他青少年施策について必要な事項に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	B	

市民スポーツ課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【管理係】		
社会体育(スポーツ、レクリエーション及び野外活動をいう。以下同じ。)に係る施設の整備及び管理に関すること。	B	施設の安全性に関わる緊急修繕のみ行う
学校体育施設の開放に関すること。	C	
坂本市民格技場の管理運営に関すること。	B	施設の安全性に関わる緊急修繕のみ行う
桐生若人の広場の管理運営に関すること。	B	施設の安全性に関わる緊急修繕のみ行う
市民運動広場の管理運営に関すること。	B	施設の安全性に関わる緊急修繕のみ行う
比良げんき村、大谷乗馬場及び市民プールの指定管理者による管理に関すること。	B	施設の安全性に関わる緊急修繕のみ行う
市民体育館との連絡調整に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	C	
【振興係】		
スポーツ推進委員に関すること。	C	
社会体育の指導者の研修、養成及び育成に関すること。	C	
社会体育団体の育成指導に関すること。	C	
社会体育の普及振興に関すること。	C	
スポーツ推進審議会に関すること。	C	
社会体育に係る調査、統計に関すること。	C	
国際スポーツ交流事業に関すること。	B	国際スポーツイベント開催に必要な準備を行う

国スポ・障スポ大会推進室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【総務企画グループ】		
第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会の総務企画に関すること。	C	
国スポ・障スポ大会準備委員会等に関すること。	C	
室のホームページに関すること。	C	
室の庶務に関すること。	C	
【競技グループ】		
国スポ等の競技運営に関すること	C	

戸籍住民課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【庶務係】		
住民基本台帳等に係る各種の統計及び報告に関すること。	A	
交通災害共済事業に関すること。	C	
自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。	B	
窓口事務及び法務局関係の研修に関すること。	B	
住居表示の企画、実施及び啓発に関すること。	B	
住居表示の実施に伴う町の区域及び名称に関すること。	B	
住居表示審議会に関すること。	C	
住居表示に係る関係行政機関及び関係諸団体との連絡調整に関するこ と。	B	
住居表示台帳の作成に関すること。	A	
建物新築届等による住居番号の付定・変更・廃止に関すること。	A	
既実施地区の街区及び住居番号の変更に関すること。	A	
住居表示システムに関すること。	B	
自動車臨時運行許可に関すること。	A	
公印の保管に関すること。	A	
課の一般庶務に関すること。	B	
各種証明書の郵便申請に係る受付及び証明書の発送に関すること。	A	
文書の収発に関すること。	A	
職員の人事事項に関する届出及び報告に関すること。	B	
会計年度任用職員の雇用、勤務報告、予算に関すること。	B	
課の予算編成及び執行に関すること。	B	
【施設管理係】		
墓地及び納骨堂に関すること。	A	
改葬許可に関すること。	A	
志賀聖苑及び大津聖苑の指定管理による管理に関すること。	A	
志賀聖苑及び大津聖苑に係る地域との協議に関すること。	C	
志賀聖苑及び大津聖苑の周辺地域の整備に関すること。	B	
志賀聖苑及び大津聖苑の施設・設備の整備に関すること。	B	
【届出受付係】		
課及び支所で受付した戸籍・住民基本台帳の届出に係る審査及び前点 検に関すること。	A	
特別永住者及び中長期在留者の居住地届に関すること。	A	
住民異動に伴う国民健康保険及び国民年金の資格取得喪失等の受付 及び国民健康保険新規加入に係る国民健康保険被保険者証の作成及 び交付に関すること。	A	
埋葬及び火葬の許可に関すること。	A	
公印の保管に関すること。	A	
戸籍・住民基本台帳の届出に関すること。	A	
【記録整備係】		
住基、戸籍、戸籍附票に関する入力及び附帯業務に関すること。	A	
戸籍、受付入力、入力後点検及び住基入力指示に関すること。	A	
戸籍移記入力、入力後点検に関すること。	A	
戸籍決裁入力、戸籍附票入力に関すること。	A	
戸籍訂正に関すること。	A	
戸籍の附票の入力後点検に関すること。	A	
戸籍届出書の送付に関すること。	A	
公印の保管に関すること。	A	
戸籍法取扱準則に基づく報告等に関すること。	A	
相続税法第58条の通知に関すること。	A	
実態調査に関すること。	B	
特別永住者及び中長期在留者の記録整備に関すること。	A	

【登録証明係】		
印鑑登録事務に関すること。	A	
戸籍の全部事項証明書等(戸籍謄本等)、住民票の写し、印鑑登録証明書、身分証明書及びその他各種証明書に係る受付、作成及び交付に関すること。	A	
戸籍、住民基本台帳その他各種証明に関する手数料の徴収に関すること。	A	
住民基本台帳の閲覧に関すること。	A	
特別永住者証明書に関すること。	A	
本人通知制度に関すること。	A	
証明書コンビニ等交付サービスに関すること。	A	
住民基本台帳カードに関すること。	A	
ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務等における支援措置に関すること。	A	
民・刑事処分通知の整理及びそれらに係る名簿の整備等に関すること。	A	
【カード交付係】		
個人番号カードに関すること。	A	
個人番号の通知カードに関すること。	A	
住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。	A	
特定個人情報の保護に関すること。	A	

消費生活センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
消費生活に関する情報の収集及び提供を行うこと。	A	
消費生活に関する商品、資料等の展示を行うこと。	A	
消費生活に関する相談に応じること。	B	
消費生活に関する苦情の処理を行うこと。	B	
消費生活に関する研修会、懇談会、講演会等の開催に関すること。	C	
消費者に自主活動の場を提供すること。	C	
その他センターの目的を達成するために必要なこと。	A	

(4) 福祉子ども部

福祉政策課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
福祉施策の総合企画及び総合調整に関すること。	C	
大津市社会福祉審議会に関すること。	C	
社会福祉統計に関すること。	C	
民生委員児童委員に関すること。	A	
戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護に関すること。	B	
災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用業務に関すること。	A	
大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会に関すること。	C	
無料低額宿泊所及び無料低額診療事業に関すること。	B	
地域福祉活動推進事業に関すること。	C	
社会福祉法人大津市社会福祉協議会との調整に関すること。	B	
成年後見制度利用支援に関すること。	B	
生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に関する事項(他課の分掌事務に属するものを除く)	A	
ふれあいセンターとの連絡調整に関すること。	B	
ふれあいプラザの指定管理者による管理に関すること。	B	
部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。	A	
公印の保管に関すること。	A	
課及びふれあいセンターの一般庶務に関すること。	B	

福祉指導監査課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【法人・施設係】		
社会福祉法人の指導監査に関すること。	B	
社会福祉施設の指導監査に関すること。	B	
社会福祉法人及び社会福祉施設の特別監査に関すること。	A	
社会福祉法人の設立認可、定款変更認可等に関すること。	B	
社会福祉法人の設立及び社会福祉施設等の整備に係る審査会に関すること。	B	
社会福祉充実計画の承認に関すること。	B	
保育所の処遇の監査に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	B	
【事業所係】		
指定居宅サービス事業者等の指導に関すること。	B	
有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅(住宅課の所管に属するものを除く。)の立入検査に関すること。	B	
指定障害福祉サービス事業者等の指導に関すること。	B	
指定居宅サービス及び指定障害福祉サービス事業者等の監査に関すること。	A	

障害福祉課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【管理係】		
障害福祉事業の企画及び調整に関すること。	B	
おおつ障害者プラン(大津市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)の策定及び推進に関すること。	C	
災害時要援護者台帳の整備に関すること。	C	
障害者基本法(昭和45年法律第84号)に関すること。	C	
社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に関すること。	C	
指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関すること。	B	
自立支援給付費等の審査支払事務に関すること。	A	
障害福祉事業に係る補助金等に関すること。	B	
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者相談員及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく知的障害者相談員の設置等に関すること。	C	
児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく障害児及び障害者に係る措置(以下障害福祉課の項において「措置」という。)の負担金の徴収に関すること。	C	
やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター及び東部子ども療育センターとの連絡調整に関すること。	A	
障害者福祉センターの指定管理者による管理に関すること。	B	
だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)第11条第2項の規定による特定施設の新築等をしようとする者との協議に関すること。	C	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関すること。	A	
障害者スポーツ振興事業に関すること。	C	
公印の保管に関すること。	A	
課の一般庶務に関すること。	B	
【認定審査係】		
大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会に関すること。	B	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付等に関すること。	A	
障害支援区分の認定調査、主治医意見書及び審査認定の審査に関すること。	A	
大津市介護給付費等の支給に係る審査会に関すること	B	
特別児童扶養手当・特別障害者手当等の認定等に関すること。	A	
自立支援医療機関の指定に関すること。	B	
自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の認定等に関すること。	A	
ガソリン助成、福祉タクシー助成に関すること。	B	

【障害福祉係】		
障害者総合支援法法改正に関すること。	B	
障害者自立支援協議会に関すること。	B	
研修・実習等関係機関への対応に関すること。	C	
障害者虐待防止に関すること。	A	
障害者差別解消に関すること。	A	
成年後見等権利擁護に関すること。	A	
障害者総合支援法に基づく相談支援に関すること。	A	
障害者総合支援法に基づく自立支援給付に係る支給に関すること。	A	
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の利用決定に関すること。	B	
補装具・日常生活用具の給付に関すること。	A	
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業に関すること。	A	
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に関すること。	A	
在宅重度障害者住宅改造費補助金に関すること。	B	
身体障害者自動車改造費補助金に関すること。	B	
身体障害者自動車操作訓練費補助金に関すること。	B	
入浴サービス事業に関すること	A	
紙おむつ券給付に関すること。	A	
児童発達支援に関すること。	B	
意思疎通支援事業に関すること。	A	
緊急通報システムに関すること。	A	
障害児サマースクールに関すること。	C	
知的障害者生活支援センター利用登録に関すること。	B	
居住サポート事業に関すること。	B	
退院促進事業に関すること。	B	
措置の実施及び措置の負担金の徴収の決定に関すること。	A	
その他心身障害者(児)福祉に関すること。	A	

やまびこ総合支援センター、3療育センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
知的障害児通園施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の規定に基づくサービス	B	通園は休止 家庭訪問、電話連絡等実施
自立訓練事業施設 次に掲げるサービス		
ア 居宅介護		
イ 重度訪問介護		
ウ 行動援助		
エ 重度障害者等包括支援		
オ 移動支援		
カ 夜間の一時保護		
キ 生活介護		
ク 自立訓練		
ケ 日中一時支援(日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、活動の場を提供し、見守るとともに、社会に適応するための日常的な訓練等を行うサービスをいう。以下同じ。)	B	【委託事業】 滋賀県障害福祉課通知 臨時休業基準に基づく
コ 入浴サービス		
生活支援センター 相談支援	A	【委託事業】 滋賀県障害福祉課通知 臨時休業基準に基づく
生活介護事業施設 生活介護	B	【委託事業】 少人数制による通所実施

生活福祉課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【庶務係】		
生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護金品の支給に関すること。	A	
生活保護法による経理に関すること。	A	
生活保護法による医療扶助及び介護扶助に関すること。	A	
生活保護法による保護施設の設置許可、指導監査等に関すること。	C	
社会福祉統計に関すること。	C	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付に関すること。	A	
行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。	A	
社会福祉法人大津市社会福祉協議会福祉資金貸付業務に関すること。	A	
社会福祉法人大津市社会福祉協議会法外扶助費支給業務に関すること。	A	
課の一般庶務に関すること。	B	
【保護第1係】		
生活保護法による措置に関すること。	A	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関すること。	A	
生活困窮者自立支援法に関すること。	A	
【保護第2係】		
生活保護法による措置に関すること。	A	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関すること。	A	
生活困窮者自立支援法に関すること。	A	
【保護第3係】		
生活保護法による措置に関すること。	A	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関すること。	A	
生活困窮者自立支援法に関すること。	A	
【保護第4係】		
生活保護法による措置に関すること。	A	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関すること。	A	
生活困窮者自立支援法に関すること。	A	

幼児政策課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【管理指導係】		
保育所職員の研修及び保育指導に関すること。	B	
保育所入所児童の保健衛生指導及び給食栄養指導に関すること。	B	
指定保育士養成施設に関すること。	B	
【研修育成係】		
保育所入所障害児童の発達相談に関すること。	B	
市立幼稚園の学校選択制に関すること	B	申請対応
幼児の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関すること。	B	申請対応
【政策係】		
課及び市立保育所及び市立幼稚園の一般庶務に関すること。	C	
市立保育所の運営に関すること。	A	
市立保育所との連絡調整に関すること。	A	
市立保育事業の企画及び調整に関すること。	B	
市立幼稚園の予算管理及び経理に関すること。	C	
教材、教具等学校物品の調達、処分及び整備計画に関すること。	C	

保育幼稚園課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【利用者支援係】		
保育施設の利用の調整及び要請に関すること。	A	
子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給認定に関すること。	A	
保育所の保育料等の収納に関すること。	A	
保育所保育料徴収業務の収納課への移管に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	C	
【認可・給付係】		
子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給並びに特定保育所への委託費の支払に関すること。	A	
病児保育事業に関すること。	B	
保育所及び幼保連携型認定こども園の設置並びに地域型保育事業等の開設の認可に関すること。	C	
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。	C	
特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。	C	
認可外保育施設に関すること。	C	
【施設係】		
市立保育所及び市立幼稚園の施設整備及び施設管理に関すること。	B	
公有地の管理に関すること。	C	

子ども家庭課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【子育て支援係】		
児童福祉事業の企画及び調整に関すること。	C	
児童手当の認定及び支給事務に関すること。	B	
児童館等の児童福祉施設の整備に関すること。	C	
子育て総合支援センターとの連絡調整に関すること。	B	
その他児童福祉に関すること。	B	
課及び児童館一般庶務に関すること。	B	
【家庭福祉係】		
母子及び父子福祉事業の企画及び調整に関すること。	C	
母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による相談に関すること。	B	
寡婦福祉施設の管理運営に関すること。	B	
母と子の家しらゆりの指定管理者による管理に関すること	B	
母子家庭、父子家庭及び寡婦の日常生活支援に関すること。	B	
児童扶養手当の認定及び支給に関すること。	B	
母子、父子等に対する各種手当等の支給に関すること。	B	
母子父子寡婦福祉資金に関すること。	B	
女性相談に関すること。	B	
児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく母子生活支援施設における保護の実施及び費用の徴収に関すること。	B	
母子生活支援施設との連絡調整に関すること。	B	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に関すること。	B	
自立支援給付金事業に関すること。	B	
母子家庭等日常生活支援事業に関すること。	B	
母子家庭等就業・自立支援センター事業に関すること。	B	
その他母子対策並びに父子及び寡婦の福祉に関すること。	B	

子ども家庭相談室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
家庭児童の相談に関すること。	B	
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に関すること。	B	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に関すること。	B	
児童福祉法に基づく助産施設における助産の実施及び費用の徴収に関すること。	C	
里親制度に関すること。	C	

子育て総合支援センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
子育て中の家族の交流の機会及び場所の提供に関する事業	C	
子育てに関する情報の収集及び提供に関する事業	C	
子育てに関する相談及び講座の実施に関する事業	C	
子育てに関する事業を行う者等との連携及び調整に関する事業	C	
乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。)のうち社会的又は精神的な発達に課題のある者及びその保護者に対し、当該乳幼児の療育その他の支援を行う事業(以下「発達支援療育事業」という。)	B	
前各号に掲げるもののほか、子育ての支援に資する事業で市長が必要と認めるもの	C	

児童クラブ課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
放課後児童健全育成事業の企画及び調整に関すること。	C	
児童クラブへの通所の登録及び費用の徴収に関すること。	A	
指導員の研修及び保育指導に関すること。	C	
児童クラブへの通所児童の保健衛生指導に関すること。	A	
児童クラブの管理運営に関すること。	A	
児童クラブの施設の管理に関すること。	A	保育場所の確保
課の一般庶務に関すること。	A	臨時補助対応等
全児童クラブ(共通)		
児童クラブの管理運営業務及び保育業務に関すること。	A	

(5) 健康保険部

長寿政策課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【長寿生きがい係】		
高齢者の健康及び生きがい事業の推進に関すること。	C	
老人クラブ、シルバー人材センター等福祉団体の育成に関すること。	C	
敬老祝記念品の贈呈に関すること。	C	
老人憩いの家の管理運営に関すること。	C	
老人福祉センター及び市立デイサービスセンターの指定管理者による管理に関すること。	C	事業運営に係る調整事務
老人健康広場の整備に関すること。	C	
介護保険法(平成9年法律第96号)に基づく地域支援事業(介護予防に関するものに限る。)に関すること。	C	
社会福祉法人大津市社会福祉事業団との調整に関すること。	C	事業運営にかかる調整事務
軽費老人ホーム事務費運営補助に関すること。	C	
部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。	A	
公印の保管に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	C	
【高齢福祉係】		
高齢者の支援に係る企画及び推進に関すること。	C	
認知症施策に関すること	B	
高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること	A	
介護保険法に基づく地域支援事業(介護予防に関するものを除く。)その他高齢者の福祉に資する事業に関すること。	A	日常生活の支援サービスの継続
老人福祉法(昭和38年法律第133号)による措置及び負担金の徴収に関すること。	B	入所等の措置事務
介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント及び配食サービスに関すること。	A	
地域包括支援センターの管理運営に関すること。	A	高齢者福祉の拠点施設としての機能確保
福祉有償運送に関すること。	C	

地域包括ケア推進室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
地域包括ケアシステムに関すること。	B	
介護予防・日常生活支援総合事業の企画及び推進に関すること。	A	
介護予防・日常生活支援総合事業のサービス費の給付に関すること。	B	
高齢者福祉計画に関すること。	C	
養護老人ホーム及び経費老人ホームの認可及び届出に関すること。	C	
有料老人ホームの届出に関すること。	C	
地域包括支援センター(7カ所)		
介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)に関すること。	C	
総合相談支援及び権利擁護に関すること。	A	高齢者等からの各種相談・調整等事務
包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。	A	高齢者等からの各種相談・調整等事務
介護予防支援に関すること。	A	要支援認定者のサービス計画策定
公印の保管に関すること。	B	

介護保険課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【事業所施設係】		
介護保険全般に係る企画及び推進に関すること。	C	
介護保険事業計画に関すること。	C	
民間の介護保険施設等の整備に関すること。	C	介護保険法
介護保険サービスの質の向上に関すること。	C	
介護保険制度の広報に関すること。	C	
介護保険サービス事業者の指定等に関すること。	C	介護保険法
特別養護老人ホーム等の許可及び届出に関すること。	C	老人福祉法
介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関すること。	C	介護保険法
公印の保管に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	C	
【資格給付係】		
介護保険の給付に関すること。	A	介護保険法(被保険者にとって必要性が生じるため)
介護保険被保険者の資格に関すること。	A	介護保険法(被保険者にとって必要性が生じるため)
介護保険被保険者証の交付及び更新に関すること。	A	介護保険法(被保険者にとって必要性が生じるため)
介護サービス諸費の審査及び支払に関すること。	B	介護保険法
高額介護サービス費の貸付に関すること。	C	
第三者行為による保険給付及び損害賠償に関すること。	C	
介護保険の事業報告及び統計に関すること。	C	
資格者証に関すること。	B	介護保険法(被保険者にとって必要性が生じるため)
利用者負担の軽減に関すること。	B	介護保険法(被保険者にとって必要性が生じるため)
介護保険事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。	B	介護保険法(予算執行業務)
【認定審査係】		
要介護認定に関すること。	B	介護保険法(被保険者にとって必要性が生じるため)
訪問調査及び主治医意見書に関すること。	B	介護保険法
介護認定審査会の運営に関すること。	B	介護保険法
訪問調査員の指導及び育成に関すること。	C	
受給者資格証明書に関すること。	B	介護保険法
介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストに関すること。	B	介護保険法(被保険者にとって必要性が生じるため)
【賦課収納係】		
介護保険料の賦課及び調定に関すること。	B	介護保険法
介護保険料の決定・変更通知書及び納付書の発行に関すること。	B	介護保険法
介護保険料の収納に関すること。	B	介護保険法
介護保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。	C	

保険年金課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【管理賦課係】		
国民健康保険事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。	B	
諸証明の発行に関すること。	B	
国民健康保険の趣旨の普及に関すること。	C	
国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。	C	
大津市国民健康保険診療所に関すること。	A	
国民健康保険料の賦課及び調整に関すること。	A	条例、規則
国民健康保険料決定通知書、変更通知書及び納付書の発行に関すること。	A	条例、規則
公印の保管に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	C	
【資格給付係】		
国民健康保険の給付に関すること。	A	国保法、条例、規則
国民健康保険被保険者の資格に関すること。	A	"
国民健康保険被保険者証の交付及び更新に関すること。	A	"
療養諸費の審査、支払等に関すること。	A	"
国民健康保険の医療費の適正化に関すること。	B	
国民健康保険高額療養費の貸付に関すること。	A	規則
第三者行為による保険給付及び損害賠償に関すること。	B	国保法
国民健康保険の事業報告及び統計に関すること。	C	
【収納係】		
国民健康保険料の徴収に関すること。	B	条例、規則
国民健康保険料の還付金に関すること。	A	
国民健康保険料の督促及び滞納整理に関すること。	B	条例、規則
国民健康保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。	C	
【医療助成係】		
福祉医療費の助成に関すること。	A	条例
福祉医療費の助成対象者の資格に関すること。	A	"
老人福祉医療費受給券及び福祉医療費受給券の交付及び更新に関すること。	A	規則
福祉医療費の審査、支払等に関すること。	A	条例
保険者及び医療機関との連絡調整に関すること。	B	"
福祉医療費受給者の高額療養費返還請求に関すること。	C	
福祉医療費助成の事業報告及び統計に関すること。	C	
【年金係】		
国民年金被保険者の資格管理に関すること。	A	国年法
国民年金諸届の受理及び報告に関すること。	B	"
国民年金の給付に係る事務に関すること。	A	"
国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関すること。	B	"
国民年金の趣旨の普及に関すること。	C	
その他国民年金に関すること。	C	
在日外国人老齢福祉金及び在日外国人障害福祉金の給付に関すること。	A	規則

【高齢者医療係】		
後期高齢者医療の被保険者の資格に関すること。	A	高齢者の医療の確保に関する法、条例、規則
後期高齢者医療の給付に関すること。	A	"
後期高齢者医療保険料の賦課に関すること。	A	"
後期高齢者医療保険料の徴収及び還付に関すること。	A	"
後期高齢者医療保険料の督促及び滞納整理に関すること。	B	"
滋賀県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。	B	
後期高齢者医療の啓発に関すること。	C	
後期高齢者医療の保険事業及び医療費の適正化に係る連絡調整に関すること。	C	
後期高齢者医療の事業報告及び調査統計に関すること。	C	
後期高齢者医療事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。	B	
後期高齢者医療保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。	C	
後期高齢者医療保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。	C	
国民健康保険葛川診療所		
診療に関すること。	A	条例、規則
診療報酬その他収入金の徴収に関すること。	C	

(6) 保健所

保健総務課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
地域保健事業の企画、立案及び調査研究に関すること。	C	
健康危機管理の総括に関すること。	A	
新型インフルエンザ対策に関すること。	A	
公益社団法人大津市医師会、一般社団法人大津市歯科医師会及び一般社団法人大津市薬剤師会との調整に関すること。	A	
保健所運営協議会に関すること。	C	会議の延期等
保健所衛生委員会に関すること。	C	会議、巡視の延期及び縮小
保健衛生統計調査に関すること。	B	人口動態調査は実施。実地調査については国と協議により実施を検討
地域医療に関すること。	C	
献血に関すること。	B	必要な対策を講じ、できる限り継続
地域の保健医療に係る各種団体への補助に関すること。	C	
墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。	C	
公印の保管に関すること。	B	
庁舎の維持管理に関すること。	B	消毒や飛沫飛散防止対策等
公用車の管理に関すること。	B	
医療機関の監視に関すること。	C	
病院、診療所、助産所の許可及び届出に関すること。	B	
医療安全に関すること。	A	
衛生検査所に関すること。	B	
医療従事者の免許に関すること。	A	
医療統計に関すること。	C	国と協議
医療機能情報に関すること。	B	
救急医療に関すること。	A	
あん摩マッサージ指圧師等の届出等に関すること。	B	
医薬品等の販売等の許可及び監視指導に関すること。	B	
毒物劇物販売等の登録及び監視指導に関すること。	B	
麻薬及び向精神薬の免許申請等に関すること。	B	
地域医療施策の企画、調整及び推進に関すること。	A	
地方独立行政法人市立大津市民病院に関すること。	A	
地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に関すること。	C	会議の延期等
在宅医療の体制整備に関すること。	C	
地域医療確保対策に係る医療機関等への補助に関すること。	A	
課の庶務に関すること。	C	期限のある事務以外は延期

衛生課・動物愛護センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び遊泳用プールの衛生に関すること。	B	許可事務、検査確認事務【興行場法、旅館業法等】
温泉の利用に関すること。	B	許可事務【温泉法】
建築物における衛生的環境の確保に関すること。	B	登録等事務【ビル管理办法】
水道事業の衛生及び飲用井戸の衛生指導に関すること。	B	健康被害の発生の恐れがある衛生相談等【水道法】
環境衛生及び食品衛生の教育及び啓発に関すること。	C	
衛生営業総合管理システムに関すること。	C	
公衆浴場運営補助金に関すること。	C	
衛生害虫の相談に関すること。	B	健康被害発生の恐れがある衛生害虫の相談等【感染症予防法】
食品衛生関係施設の営業許可並びに監視及び指導に関すること。	B	許可事務【食品衛生法】
食品衛生監視指導計画の策定に関すること。	C	
食中毒の調査に関すること。	A	食中毒事件発生時の患者、施設調査等【食品衛生法】
食中毒の予防に関すること。	C	
不良食品の調査に関すること。	B	健康被害発生の恐れがある不良食品の調査等【食品衛生法】
食鳥処理の事業及びふぐの取扱いの規制に関すること。	B	許可等事務【食鳥処理法】
と畜場及び化製場等に関すること。	C	
BSE対策特別措置法に関すること。	B	健康被害発生の恐れがある際の情報提供等【BSE対策特措法】
有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。	B	健康被害発生の恐れがある際の情報提供等【家庭用品規制法】
衛生関係功労者等の表彰に関すること。	C	
食品等の試験検査に関すること。	A	食中毒調査等に付随する食品等の検査【食品衛生法等】
大気汚染、水質汚濁、悪臭等環境に係る試験検査に関すること。	B	健康等被害発生の恐れがある際の大気質等の調査【大気汚染防止法、水質汚濁防止法等】
動物の愛護及び管理に関すること。	B	飼養管理業務【動愛法等】
動物取扱業の登録に関すること。	B	登録等事務【動愛法等】
特定動物の飼養許可に関すること。	B	許可事務【動愛法等】
狂犬病の予防に関すること。	A	野犬等の緊急捕獲【狂犬病予防法】
飼い犬の登録に関すること。	C	
県動物保護管理センターとの連絡調整に関すること。	C	
防疫に係る消毒に関すること。	A	感染症蔓延予防措置との緊急消毒【感染症予防法】
課の庶務に関すること。	C	

保健予防課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
健康危機管理に関すること。	A	新型インフルエンザ対応業務
結核予防対策に関すること。	A	感染症予防法に基づく患者対応が必要
感染症対策に関すること。	A	感染症予防法に基づく患者対応が必要
特定感染症の検査に関すること。	C	
予防接種に関すること。	A	集団予防接種の時期変更等
特定疾患に関すること。	B	受給者証更新申請の集中受付期間、方法の変更等
難病支援に関すること。	B	医療講演会、相談会の縮小
難病関係団体の支援に関すること。	C	
原子爆弾被爆者の援護に関すること。	B	被爆者、被爆者二世の健康診断業務
アスベスト被害の救済に関すること。	B	アスベスト救済法に基づく申請受付業務
地域精神保健福祉活動に関すること。	A	精神保健福祉法
精神保健福祉の啓発及び研修に関すること。	C	
精神保健福祉関係団体への支援に関すること。	C	
精神医療に関すること。	A	精神保健福祉法
課の一般庶務に関すること。	C	

健康推進課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
保健衛生思想の普及、調査及び研究に関すること。	C	
保健事業に係る補助金に関すること。	C	
総合保健システムに関すること。	C	
母子保健施策の企画、調査及び研究に関すること。	C	
母子保健事業に関すること(乳幼児健診、ハイリスク妊娠産婦訪問)。	A	
母子保健事業に関すること(新生児訪問、妊婦健診、多胎児家庭ヘルパー派遣)。	B	
母子保健事業に関すること(上記を除く)。	C	
乳幼児健診に関すること。	B	
歯科保健に関すること。	B	歯科検診
児童福祉法に基づく疾病により長期療養を必要とする児童に対する事業に関すること。	B	小児慢性特定疾病申請・相談
成人及び老人の保健施策の企画、調査及び研究に関すること。	C	
成人及び老人の保健事業に関すること。	B	子宮がん検診・乳がん検診(個別)・肝炎ウイルス検査・大腸がん検査・肺がん結核健診・胃がん健診・健康診査(後期高齢)・基本健康診査・保健指導
生活習慣病の予防に関すること。	C	
健康教育に関すること。	C	
健康増進思想の普及及び啓発に関すること。	C	
健康づくり教室事業に関すること。	C	
介護保険法に基づく地域支援事業(老人保健施策に関するものに限る。)に関すること。	C	
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。	B	特定健診・保健指導(国保)

健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく医療等以外の保健事業に 関すること。	B	
健康増進及び母親健診事業に関すること。	C	
各種健診の事後指導に関すること。	C	
消化器がん検診検討委員会附属機関に関すること。	C	
公印の保管に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	C	
すこやか相談所（7カ所）		
保健施策の企画、調査及び研究に関すること。	C	
保健事業の実施に関すること(ハイリスク・緊急事案への対応、相談業 務)。	A	
保健事業の実施に関すること(上記を除く)。	B	
保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。	C	

子ども発達相談センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
発達に係る相談及び助言に関すること。	B	
発達に係る診察及び検査に関すること。	B	
発達障害児等の福祉に係る研修会等の開催その他の啓発に関するこ と。	B	
発達障害児等及びその家族の支援に係る関係機関との連携及び調整に に関すること。	B	
発達障害児等の早期発見、早期対応、支援施策の企画に関すること。	C	
公印の保管に関すること。	B	
センターの一般事務に関すること。	C	

(7) 産業観光部

商工労働政策課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
経済情報の調査、収集及び提供に関すること。	B	
産業振興に係る総合企画及び総合調整に関すること。	C	
商業振興に関すること。	B	
鉱工業の振興に関すること。	B	
新産業の創出促進及び振興に関すること。	B	
労働者福祉の向上に関すること。	C	
雇用及び就労対策に関すること。	B	
労働福祉関係行政機関との連絡調整に関すること。	B	
経済関係団体、商業関係団体及び一般財団法人大津市勤労者互助会への補助金及び同団体との連絡調整に関すること。	B	
工業関係団体及び勤労福祉関係団体との連絡調整に関すること。	B	
大規模集客施設に関すること。	B	大店立地法等
中小企業の金融対策及び経営相談に関すること。	A	
商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合の設立の認可等に関すること。	B	
中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に基づく高度化事業計画の認定等に関すること。	B	
企業誘致及び事業所立地に関すること。	C	
工業団地の適地対策に関すること。	C	
工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく特定工場の新設等の届出の受理等に関すること。	B	
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展と基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づく基本計画に関すること。	B	
職業相談に関すること。	A	
企業内人権啓発の推進に関すること。	B	
まちなか交流館、道の駅地域振興施設及び勤労福祉センターの指定管理者による管理に関すること。	—	
旧大津びわこ競輪場に関すること。	C	
共同作業場に関すること。	B	
計量法(平成4年法律第51号)に基づく事務に関すること。	B	
家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)及びガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく表示監視に関すること。	B	
部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。	B	
公印の保管に関すること。	—	
課及び地域ビジネス支援室の一般庶務に関すること。	C	

地域ビジネス支援室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
中小企業者の事業高度化、販路開拓、経営革新等の支援に関すること。	B	
中小企業者及び起業者の育成に関すること。	A	
中小企業者及び起業者の支援に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。	B	

観光振興課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
観光振興に係る企画に関すること。	C	
観光資源の開発及び整備並びに観光振興組織の整備に関すること。	C	
公益社団法人びわ湖大津観光協会その他の関係諸団体との連絡調整に関すること。	B	外部団体が関係する業務のため
国際観光の推進に関すること。	C	
観光振興に係る助成金に関すること。	B	外部団体が関係する業務のため
観光統計に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	C	外部団体が関係する業務のため
観光施設の整備及び管理運営に関すること。	C	
温泉に関すること。	B	外部団体が関係する業務のため
大津祭曳山展示館、旧竹林院、公人屋敷及び比良とぴあの指定管理者による管理に関すること。	—	外部団体が関係する業務のため

MICE推進室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
MICEの推進に関すること。	C	
外国人旅行者の誘致に関する事業の推進に関すること。	C	
国際交流の推進に関すること。	C	
姉妹都市、友好都市との調整及び涉外に関すること。	C	
多文化共生に関すること。	C	
公益財団法人大津市国際親善協会に関すること。	B	同上
その他国際交流に関すること。	C	
室の一般庶務に関すること。	C	

農林水産課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【農業係】		
農業振興地域の整備に関すること。	C	
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)に関すること。	B	
農業委員会との連絡調整に関すること。	C	
農業関係諸証明に関すること。	B	
農業統計に関すること。	C	
コメの生産調整推進対策に関すること。	C	
農業団体との連絡調整に関すること。	B	
中山間地域等の農業振興対策に関すること。	B	
課、田園づくり振興課、鳥獣害対策室及び放牧場の一般庶務に関すること。	C	
【農業振興係】		
農産振興に関すること。	B	
植物防疫及び土壤改良に関すること。	B	
園芸振興に関すること。	B	
畜産振興に関すること。	B	
乳牛及び和牛の種畜譲渡に関すること。	C	
仰木ふれあい広場の管理運営に関すること。	C	
農業経営基盤の強化に関すること。(新規就農資金に関すること。)	A	
農業経営基盤の強化に関すること。(新規就農資金に関することを除く。)	B	
農林漁業融資資金に関すること。	B	

【林業・水産係】		
林業の振興に関すること。	B	
林業災害に関すること。	A	
市有林に関すること。	C	
生活環境保全林等の維持管理に関すること。	C	
森林法(昭和26年法律第249号)に関すること。	B	
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)に関すること。	C	
森林の保全に関すること。	B	
漁業の振興に関すること。	B	
漁業災害に関すること。	A	
森林キャンプ村及び漁港の指定管理者による管理に関すること。	—	
【鳥獣害対策係】		
鳥獣害対策等の実施に関すること。	A	
鳥獣の捕獲の許可に関すること。	B	
鳥獣の飼養の許可等に関すること。(サルの飼養に関すること。)	A	
鳥獣の飼養の許可等に関すること。(サルの飼養に関することを除く。)	B	
ヤマドリの販売許可に関すること。	B	

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【田園振興係】		
団体営土地改良事業に関すること。	B	
棚田地域振興法(令和元年法律第42号)に関すること。	C	
農地の保全活動の支援に関すること。	C	
旧農業集落排水処理施設及び使用料の徴収に関すること。	C	
農用地内の農業の用に供する大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例(平成16年条例第59号)に基づく法定外道路及び普通河川(国から譲与を受けた水路等に限る。)に関すること。	B	
災害復旧事業に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	C	
【基盤整備係】		
ほ場整備事業に関すること。	B	
土地改良法に基づく土地改良区等が行なう土地改良事業の施行認可等	C	
土地改良区の運営指導及び検査に関すること。	C	
地すべり防止区域(農林水産省所管)の管理及び関係団体に関すること。	B	
【ため池整備係】		
農業用ため池の整備に関すること。	B	
農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)に関すること。	B	

公設地方卸売市場		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
卸売市場事業の企画及び運営に関すること。	B	
卸売市場運営協議会に関すること。	C	
卸売市場事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。	C	
使用料及び保証金に関すること。	B	
国、県その他市場関係機関との連絡調整に関すること。	B	
市場施設の整備に関すること。	C	
市場施設の維持管理に関すること。	B	
市場施設の使用の指定、許可等に関すること。	B	
仲卸業者及び売買参加者(以下「仲卸業者等」という。)に係る許可、認可及び承継並びに卸売業者、仲卸業者等及びせり人の指導監督に関すること。	C	
関連事業者に係る許可、認可及び指導監督に関すること。	B	
集荷及び販路確保対策に関すること。	B	
関係団体の指導監督に関すること。	B	
市場統計、調査及び公表に関すること。	A	
売買取引の立会い、検査及び事故品の判定に関すること。	A	
各種調査及び資料の収集に関すること。	C	
公印の保管に関すること。	C	
公設地方卸売市場の庶務に関すること。	C	

(8) 環境部

環境政策課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【環境管理係】		
環境施策の総合企画及び総合調整に関すること。	C	
環境マネジメントシステムの推進に関すること。	C	
事業者の環境管理の推進に関すること。	C	法令に基づく届出の受理等あり
環境保全協定の締結に関すること。	C	
環境施策推進本部に関すること。	C	
環境審議会に関すること。	C	
特定旅館建築審議会に関すること。	C	審議案件が発生すれば開催
公害防止資金の貸付に関すること。	C	法令に基づく申請の受理等
部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。	B	
公印の保管に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	B	
【環境保全係】		
環境保全意識の普及及び啓発に関すること。	C	
環境保全活動の推進に関すること。	B	
煌めき大津環境賞に関すること。	B	
環境情報システムに関すること。	B	
空地の適正な管理に係る指導及び勧告に関すること。	B	法令に基づく対応あり
路上喫煙等の防止に関すること。	B	法令に基づく対応あり
ラムサール条約に関すること。	C	
保護樹木及び保護樹林に関すること。	B	法令に基づく申請の受理あり
【公害規制係】		
公害防止対策に関すること。	B	
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定による届出の受理及び規制指導等に関すること。	B	法令に基づく届出の受理等あり
水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境監視に関すること。(大気汚染常時監視システムの管理運営を含む。)	B	法令に基づく対応あり
悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定による悪臭の規制等に関すること。	B	法令に基づく対応あり
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定による指定区域の指定、措置命令、土地の調査報告等に関すること。	B	法令に基づく対応あり
公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)等の規定による公害に係る苦情の処理等に関すること。	A	公害苦情処理対応
公害紛争調整委員会に関すること。	C	
環境影響評価専門委員会に関すること。	C	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定による公害防止統括者等の届出の受理等に関すること。	B	法令に基づく届出の受理等あり
大津市生活環境の保全と増進に関する条例(平成10年条例第27号)の規定による許可、届出の受理、規制指導等に関すること。	B	法令に基づく届出の受理等あり
滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(昭和54年滋賀県条例第37号)の規定による許可、届出の受理、規制指導等に関すること。	B	法令に基づく届出の受理等あり

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の規定による事前協議等に 関すること。	B	法令に基づく届出の受理 等あり
環境影響評価にすること。	B	法令に基づく手続き等あり
発生源における排水、ばい煙、土壤、騒音、振動及び悪臭に係る各種調査に 関すること。	B	法令に基づく手続き等あり
水環境、大気汚染、土壤環境、音環境(環境騒音)に係る各種調査に 関すること。	C	
大気汚染の緊急時の連絡にすること。	B	法令に基づく手続き等あり
水環境、大気汚染等に係る研究にすること。	C	

廃棄物減量推進課・リサイクルセンター木戸		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【リサイクル推進係】		
ごみ処理施策の企画及び調整にすること。	B	廃掃法
ごみ減量推進施策にすること。	B	廃掃法
資源再利用推進施策にすること。	B	廃掃法
環境美化推進施策にすること。	B	廃掃法
リサイクルセンター木戸との連絡調整にすること。	C	
課及びリサイクルセンター木戸の一般庶務にすること。	C	期限のある事務
【指導係】		
ごみ処理業者の許可及び指導監督にすること。	A	
ごみ収集委託にすること。	A	
ごみの適正排出及び処理にすること。	A	
ごみ集積所の設置及び変更にすること。	A	
【生活排水係】		
し尿処理事業の総合計画にすること。	C	廃掃法
し尿処理事業の委託にすること。	A	
し尿処理業者等の許可及び指導監督にすること。	A	
浄化槽の整備促進及び設置費等補助にすること。	B	
浄化槽の保守点検業者の登録にすること。	B	廃掃法
公衆便所の維持管理にすること。	B	廃掃法
【収集係】		
臨時ごみの収集、運搬及び配車計画にすること。	A	
収集車両の管理にすること。	A	
美化パトロール並びに散在性ごみ及び不法投棄ごみの回収にすること。	B	
犬、猫等の死体の収集及び運搬にすること。	A	

施設管理室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
本市の設置する一般廃棄物処理施設の統括にすること。	A	
本市の設置する一般廃棄物処理施設の民間事業者による管理運営及び そのモニタリングの統括にすること。	B	
本市の設置する一般廃棄物処理施設に係る地域との調整にすること。 室の一般庶務にすること。	B	
	C	

産業廃棄物対策課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
産業廃棄物処理に係る企画及び調整に関すること。	C	
産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導に関すること。	B	廃掃法許可
産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の設置許可及び指導に関すること。	B	廃掃法許可
産業廃棄物排出事業者の指導に関すること。	B	排出者指導
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に関すること。	B	PCB法
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に関すること。	B	自り法登録・許可
課の一般庶務に関すること。	B	

不法投棄対策課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
廃棄物の不法投棄その他の不適正処理の防止及び是正措置に関すること。	B	
土砂等による土地の埋立て等の規制に関すること。	B	
放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関すること。	C	
放置自動車廃物判定審査会に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	B	

施設整備課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
一般廃棄物処理施設等の整備計画の立案及び推進等に関すること。	C	
一般廃棄物処理施設等に係る用地取得及び当該取得に伴う補償に関すること。	C	
一般廃棄物処理施設等の建設及び施工管理に関すること。	B	
一般廃棄物処理施設等に係る地域との協議に関すること。	C	
一般廃棄物処理施設等の周辺地域の整備に関すること。	B	現場対応等
課の一般庶務に関すること。	B	支払事務

環境美化センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【処理係】		
ごみの処分に関すること。	A	
ごみ処理施設及び付属諸施設の維持管理に関すること。	A	
廃棄物処理手数料の徴収に関すること。	A	
ごみの搬入の指示に関すること。	A	
ごみの処分に係る調査統計に関すること。	C	
環境美化センターの一般庶務に関すること。	B	
【処分場係】		
最終処分場の維持管理に関すること。	A	
ごみの搬入の指示に関すること。	A	
廃棄物処理手数料の徴収に関すること。	A	

北部クリーンセンター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【処理係】 ごみの処分に関すること。 ごみ処理施設及び付属諸施設の維持管理に関すること。 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ごみの搬入の指示に関すること。 ごみの処分に係る調査及び統計に関すること。 北部クリーンセンターの一般庶務に関すること。	A A A A C B	市民生活 市民生活 市民生活 市民生活
【処分場係】 最終処分場の維持管理に関すること。 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ごみの搬入の指示に関すること。	A A A	

衛生プラント		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
し尿等の処理に関すること。 処理業務に係る水質検査及び調査統計に関すること。 施設の維持管理及び電気、機械設備等の保安に関すること。 処理業務に係る調査研究及び改善に関すること。 施設の一般庶務に関すること。	A B B C B	

(9) 都市計画部

都市計画課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
社会資本整備総合交付金に関すること。	C	
都市計画マスター・プランに関すること。	B	
大規模開発に係る指導及び連絡調整に関すること。	C(場合によってB)	
市域図の管理及び販売に関すること。	B	
都市計画施設に係る計画決定及び連絡調整に関すること。	C(場合によってB)	
都市計画に係る調査及び区域区分、地域地区の計画決定並びに連絡調整に関すること。	C(場合によってB)	
都市計画に係る調査及び区域区分、地域地区の計画決定並びに連絡調整に関すること。	C(場合によってB)	
都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の規定による都市計画施設の区域内における建築許可に関すること。	B	都計法第53条第1項
都市計画施設、区域区分及び地域地区の明示に関すること。	B	風営法第3条、建築基準法第6条
都市計画法、公有地の拡大に関する法律(昭和47年法律第66号)、国土利用法(昭和49年法律第92号)、多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)、駐車場法(昭和32年法律第106号)及び流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)に基づく手続に関すること。	C(場合によってB)	駐車場法第12条、公拡法第4条、第5条、国土法第23条
	B	
地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づく地価調査事務に関すること。	C	地価公示法第7条、施行令第1条
地区計画推進事業に関すること。	B	都計法第58条第2項
都市計画基本図等の作成に関すること。	C	
山百合の丘事業に関すること。	C	
景観形成に係る企画及び推進方策に関すること。	C	
大津市景観審議会に関すること。	C(場合によってB)	
公共事業景観形成ガイドラインに関すること。	C	
景観形成に係る市民啓発に関すること。	C(場合によってB)	
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)に基づく歴史的風土保存区域及び特別保存地区内における建築等の規制に関する届出及び許可等に関すること。	B	古都保存法第7条、第8条、施行令第1条、第4条
景観法(平成16年法律第110号)に基づく建築等の規制に関する届出等に関すること。	B	景観法第16条
大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年条例第5号)の規定に基づく風致地区内における建築等の規制に関する許可、協議等に関すること。	B	条例第2条、第3条
大津市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成元年条例第59号)に基づく現状変更行為許可等に関すること。	B	条例第4条
地区別景観形成実施計画の作成に関すること。	C	
地区別景観形成実施計画の企画、事業調整及び新規開拓に関すること。	C	
景観形成にかかる草津市との連携に関すること。	B	
屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び大津市屋外広告物条例(平成20年条例第53号)に基づく事務に関すること。	B	屋外広告物法第3条、条例第6条
公共掲示板の管理に関すること。	C	
市街地の高度利用の在り方の検討に関すること。	B	検討業務
部内の事務事業にかかる調整及び連絡に関すること。	B	
公印の保管に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	C	日常業務

都市魅力づくり推進課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
官民連携の推進に関すること。	C	
中心市街地の活性化の推進に関すること。	C	
湖岸の魅力向上等に関すること。	C	
浜大津公共広場の管理運営に関すること。	C	
旧大津公会堂の指定管理者による管理に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	B	支払い等

市街地整備課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
膳所駅周辺地区整備事業に関すること。	C	
都市計画道路3・4・50号桜かや線事業に関すること。	C	
公共施設(大津駅南口地下ホール)管理に関すること。	B	設備点検・清掃業務
個人及び組合の施行に係る土地区画整理事業の認可、指導及び助成に関すること。	B	土地区画整理法第4条、第14条、第51条の2他急ぐ協議のみ
市街地再開発事業に関すること。	C	
優良建築物等整備事業に関すること。	C	
中心市街地活性化事業に関すること。	C	
密集市街地整備に関すること。	C	
堅田駅前土地区画整理事業に関すること。	B	都計法第53条
開発等の事前協議に関すること。	B	急ぐ協議のみ
大津駅西第一土地区画整理事業に関すること。	B	最低限の事業推移
大津駅西地区における都市再生住宅の管理に関すること。	B	設備管理は所有者と調整
所管する行政財産の管理・使用許可に関すること。	B	緊急性のあるもののみ
課の一般庶務に関すること。	B	日常業務

公園緑地課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【管理係】		
都市公園及び緑地の管理運営に関すること。	B	必要最小限の管理
都市公園台帳の整備に関すること。	C	
都市公園、緑地、街路樹等の維持管理に関すること。	B	必要最小限の管理
都市公園の指定管理者による管理に関すること。	B	急ぐもののみ
都市公園及び緑地に係る用地取得並びに当該取得に伴う補償に関すること。	C	
自然保護に関すること。	C	
自然環境の保全と増進に係る総合企画及び調整に関すること。	C	
緑化施策の推進に関すること。	B	急ぐもののみ
公園緑地協会との調整に関すること。	B	急ぐもののみ
児童遊園地の維持、管理及び整備に関すること。	B	必要最小限の管理
課の一般庶務に関すること。	B	必要最小限の管理
【建設係】		
都市計画公園及び都市計画緑地の計画及び事業認可に関すること。	C	
公園緑地事業の工事に関すること。	B	危険箇所の工事のみ
公園緑地の維持修繕に関すること。	B	危険箇所の修繕のみ
開発行為及び中高層建築の協議に関すること。	B	急ぐ協議のみ
緑地協定に関すること。	B	急ぐ協定のみ
他課からの依頼に係る工事に関すること。	B	危険箇所の工事のみ

住宅課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【住宅政策係】		
総合的住宅施策に関すること。	C	
市営住宅の建設整備に関すること。	C	
市営住宅のストック改善事業に関すること。	B	
地域優良賃貸住宅の整備及び家賃低廉化事業に関すること。	C	
住宅地区整備事業に関すること。	C	
境界関係等敷地管理に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	B	
【管理係】		
市営住宅の入居者の選定に関すること。	A	
市営住宅の維持管理に関すること。	A	
市営住宅の使用料の決定、収納及び滞納整理に関すること。	A	
市営住宅の明渡請求訴訟等法的措置に関すること。	C	
持家住宅建設資金及び住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。	C	
家賃証明書の交付に関すること。	B	
行政財産の使用許可に関すること。	B	

空家対策推進室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
空家対策に関すること。	B	

開発調整課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【管理係】		
大津市開発審査会に関すること。	B	
開発許可申請等の手数料の徴収に関すること。	A	
開発登録簿の閲覧及び管理に関すること。	B	都市計画法第46条
開発行為の完了により本市に帰属した物件のうち未登記のものの処理に関すること。	C	
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地の認定等に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	B	
【指導係】		
市街化区域外における都市計画法に基づく開発行為の許可及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく許可並びにこれらに係る完了検査等に関すること。	A	都市計画法第36条
市街化区域外における都市計画法第32条の規定に基づく協議に関すること。	B	
都市計画法に基づく完了公告に関すること。	A	都市計画法第36条
市街化区域外における都市計画法第37条の規定に基づく建築制限の解除に関すること。	B	
開発登録簿の調製に関すること。	B	
市街化区域外における不法開発の取締り是正指導及び防災対策に関すること。	B	
市街化区域外における採石法(昭和25年法律第291号)等に基づく許認可に係る意見具申等に関すること。	B	
開発相談に関すること。	C	

【審査係】		
市街化区域における都市計画法に基づく開発行為の許可及び宅地造成等規制法に基づく許可並びにこれらに係る完了検査等に関すること。	A	都市計画法第36条
市街化区域における都市計画法第32条の規定に基づく協議に関すること。	B	
都市計画法に基づく完了公告に関すること。	A	都市計画法第36条
市街化区域における都市計画法第37条の規定に基づく建築制限の解除に関すること。	B	
開発登録簿の調製に関すること。	B	
市街化区域における不法開発の取締り及び開発区域内外の災害対策に関すること。	B	
市街化区域における採石法等に基づく許認可に係る意見具申等に関すること。	B	
開発相談に関すること。	C	

建築指導課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【管理係】		
建築審査会及び公開による意見の聴取に関すること。	B	
建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築許可申請書、建築確認申請書及び建築工事届の受理に関すること。	A	建築基準法
建築確認申請等の手数料の徴収に関すること。	B	
建築基準法に基づく建築許可書、計画通知書及び確認通知書の交付に関すること。	A	建築基準法
建築確認の証明に関すること。	B	
建築動態統計調査に関すること。	B	
建築物等実態調査に関すること。	B	
住宅金融支援機構委託業務に係る申請書の受理、通知書の交付及び報告事務等並びに当該業務に係る収入に関すること。	B	申請受理、通知書交付のみに縮小
租税特別措置法に基づく優良住宅の認定等に関すること。	B	
建築計画概要書の閲覧に関すること。	B	
建築基準法第12条第8項の規定に基づく台帳整理に関すること。	C	
公印の保管に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	C	
【指導係】		
建築基準法に基づく許可、認定、承認(仮使用承認を除く。)及び指定に関すること。	B	
建築協定に関すること。	B	
大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく中高層建築物及びその他の建築物に係る行政指導に関すること。	B	
建築基準法第42条の規定による道路にかかる相談及び道路台帳の整備に関すること。	B	
だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例第12条(同条例第14条において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る審査及び終了通知書の交付並びに同条例第13条(同条例第14条において準用する場合を含む。)の規定による市道及び助言に関すること。	B	
だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例19条の規定による適合証の交付及び同条例第22条の規定による立入調査に関すること。	B	
がけ地近接危険住宅移転事業に関すること。	B	
大津市坂本伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成16年条例第6号)に関すること。	B	
大津市特定旅館建築規制条例(平成元年条例第52号)に関すること(特定旅館建築審議会に関することを除く。)。	B	

【審査係】		
建築基準法に基づく建築物等の確認及び検査に関すること。	A	建築基準法
既存不適格及び不適合建築物の調査及び措置に関すること。	B	
住宅金融支援機構委託業務の審査及び検査に関すること。	A	住宅金融支援機構法
建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条の規定による指導、助言及び指示並びに同法第5条の規定による計画の認定に係る審査及び同意に関すること。	B	
滋賀県地域優良木造住宅の審査等に関すること。	B	
建築基準法第42条の規定による道路に係る相談及び道路台帳の整備に関すること。	B	
既存建築物の耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業に関すること。	B	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画に関すること。	B	
建築基準法の規定による指定確認検査機関に関すること。	A	建築基準法
建築基準法の規定による仮使用承認に関すること。	A	建築基準法
長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に関すること。	A	長期優良住宅普及促進法
【建築安全推進係】		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること。	B	
建築基準法等に基づく違反建築物等の相談、指導、措置等に関すること。	C	
特殊建築物等の定期報告、防災啓発、指導等に関すること。	B	
昇降機設備等の定期報告に関すること。	B	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく認定等に関すること。	B	
アスベスト対策事業に関すること。	B	
都市の低炭素課の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。	B	
【生活道路整備推進係】		
生活道路の整備推進に関すること。	B	

(10) 建設部

地域交通政策課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
地域公共交通の維持活性化に関すること。	B	
鉄軌道、旅客自動車等の交通機関及び関係団体との連絡調整に関すること。	A	
地域公共交通計画の策定に関すること。	B	
公共交通関連施設の管理に関すること。	B	
バス停におけるベンチの設置に関すること。	C	
自転車道の整備促進に関すること。	C	
自転車駐車場の整備及び管理に関すること。	C	
放置自転車等の対策に関すること。	C	
バリアフリー化の促進に関すること。	C	
公共駐車場の指定管理者による管理に関すること。	C	
駐車場事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。	C	
土木積算システムの保守、管理及び運用に関すること。	B	
建設情報の標準化及び電子納品に関すること。	C	
建設監理に関すること。	C	
滋賀県土木交通部発行の土木工事標準積算基準書図書の管理に関すること。	C	
公共基準点及び街区基準点の管理に関すること。	A	
県営工事負担金に関すること。	C	
滋賀県建設業協会との連絡調整に関すること。	C	
部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。	A	
公印の保管に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	C	

広域事業課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
新名神高速道路の建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。	C	
その他国・県の広域的道事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。	C	
大戸川ダム対策本部に関すること。	C	
大戸川ダム建設、大津放水路建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。	C	
その他国・県の広域的河川事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。	B	災害警戒関連調整用務
課の一般庶務に関すること。	C	

道路建設課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【建設係】		
都市計画道路及び広場の事業認可に関すること。	C	
都市計画道路及び広場の工事に関すること。	C	
道路及び橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。	C	
【用地係】		
都市計画道路及び広場の事業認可(建設係の分掌事務に属するものを除く。)に関すること。	C	
都市計画道路及び広場に係る用地取得及び当該取得に伴う補償に関すること。	C	
道路及び橋りょうの新設及び改良に係る用地取得並びに当該取得に伴う補償に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	C	
【計画・橋梁係】		
道路全般にかかる計画に関すること。	C	
橋りょうの維持管理に関すること。	C	
橋りょうに係る災害復旧工事に関すること。	C	

道路・河川管理課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【管理係】		
市道及び法定外道路の管理に関すること。	B	
道路法及び大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例第20条第1項の規定による工事施行命令(普通河川等に係るものを除く。)に関すること。	C	
市街灯の新設、改修及び維持管理並びに防犯灯の維持管理に関すること。	C	
市道及び法定外道路に係る都市計画法第32条の規定による協議に関すること。	C	
私道整備及び田上山砂防協会(他課の分掌事務に属するものを除く。)の事業に関すること。	C	
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に基づく災害台帳の整備保管に関すること。	C	
市道及び法定外道路の管理瑕疵による事故処理に関すること。	B	
社会資本整備総合交付金に関すること(他課の分掌事務に属するものを除く。)。	C	
課及び堅田内湖対策室の一般庶務に関すること。	C	
【維持第1係】		
市道及び法定外道路(南部地域)の維持補修に関すること。	A	
市道及び法定外道路(南部地域)に係る災害復旧工事に関すること。	A	
交通安全施設(南部地域)の工事に関すること。	C	
公共交通機関に係る施設(南部地域)の維持管理に関すること。	B	
街路樹(南部地域)の維持管理に関すること。	B	
街路樹(南部地域)の整備に関すること。	B	
緑地台帳(南部地域)に関すること。	C	
【維持第2係】		
市道及び法定外道路(北部地域)の維持補修に関すること。	A	
市道及び法定外道路(北部地域)に係る災害復旧工事に関すること。	A	
交通安全施設(北部地域)の工事に関すること。	C	
公共交通機関に係る施設(北部地域)の維持管理に関すること。	B	
街路樹(北部地域)の維持管理に関すること。	B	
街路樹(北部地域)の整備に関すること。	B	
緑地台帳(北部地域)に関すること。	C	

【河川係】		
準用河川及び普通河川等の新設、改良及び維持補修に関すること。	A	
準用河川及び普通河川等に係る災害復旧工事に関すること。	A	
河川及び道路に係る災害復旧事業の調整に関すること。	B	
急傾斜地防災工事に関すること。	B	
河川台帳の整備に関すること。	C	
大津市港湾の管理に関する条例に規定する港湾の施設の維持管理に関すること。	B	
土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に係る県及び府内関係部局との連絡調整に関すること。	A	

路政課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【審査係】		
市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の占用等の許可並びに不正使用及び不法使用の排除のための査察指導に関すること。	C	
道路法(昭和27年法律第180号)の規定による道路管理者以外の者が行う工事、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく準用河川の管理者以外の者が行う工事又は大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例第5条第1項の規定による工事の承認及び工事施行状況の監視に関すること。	C	
市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等に係る都市計画法第32条の規定による協議及び同法第36条の規定による完了検査に関すること。	C	
大津市港湾の管理に関する条例に基づく港湾の使用の許可等に関すること。	C	
土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に係る県及び府内関係部局との連絡調整に関すること。	C	
道路法第47条の2の規定による特殊車両通行許可に関すること。	C	
一級河川に係る河川法に基づく占用等の許可に関する申請の受付及び経由事務に関すること。	C	
【用地係】		
市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産管理に関すること。	C	
市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産取得に関すること。	C	
準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の整備に係る用地処理に関すること。	C	
準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の用地管理に関すること。	C	
市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の敷地に係る用地紛争の処理に関すること。	C	
法定外道路及び普通河川等の用途廃止に関すること。	C	
【路政係】		
市道路線の認定、変更及び廃止に関すること。	B	
都市計画法第40条の規定による土地の帰属に関すること。	B	
道路台帳及び道路網図の整備保管に関すること。	C	
河川台帳の保管に関すること。	C	
法定外道路、準用河川及び普通河川等の台帳並びに特定図の整備保管に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。公印の保管に関すること。	C	
【境界地籍係】		
市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の境界確定に関すること。	C	
地籍調査に関すること。	C	

建築課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【建築第1係】 南部地域(市道幹1042号線以南をいう。)の市有建物の建設工事及び營繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。 学校用地、住宅用地等の土地造成工事に係る設計、現場監督及び検査に関すること。	B	現場の安全確保2人
【建築第2係】 北部地域(市道幹1042号線以北をいう。)の市有建物の建設工事及び營繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。 課の一般庶務に関すること。	B	現場の安全確保2人
【機械設備係】 市有建物の建設工事及び營繕工事に係る機械設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。	C	
【電気設備係】 市有建物の建設工事及び營繕工事に係る電気設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。	B	現場の安全確保2人

(11) 教育委員会

教育総務課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【企画総務係】		
教育行政に係る総合企画及び調査研究に関すること。	C	
教育委員会所管の事務事業及び予算に係る連絡調整に関すること。	C	
教育に係る基本方針及び計画に関すること。	C	
教育委員会の会議に関すること。	B	
教育委員会所管職員(県費負担教職員及び幼稚園の職員を除く。)の任免、服務及び給与に関すること。	A	
教育委員会所管職員(県費負担教職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること。	A	
教育委員会所管職員の福利厚生に関すること。	B	
教育委員会所管職員の研修に関すること。	C	
教育委員会所管職員(幼稚園の職員を除く。)の保健衛生及び安全管理に関すること。	B	
秘書、表彰、請願及び陳情に関すること。	C	
職員団体及び労働組合に関すること。	C	
公印の管理に関すること。	C	
教育に係る広報、調査及び統計に関すること。	C	
教育行政に関する相談及びこれに係る教育委員会内の連絡調整に関すること。	C	
他課等の所管に属さない事項に関すること。	C	
課及び学校ICT支援室の一般庶務に関すること。	C	
【施設係】		
学校の建設計画及びこれらに係る涉外調整に関すること。	C	
学校(幼稚園を除く。)の規模等の適正化に関すること。	C	
学校施設(幼稚園の施設を除く。以下同じ。)の設置及び廃止に関すること。	C	
学校施設の管理及び設備に関すること。	B	
学校施設の借地契約等に関すること。	C	
学校施設の目的外使用に関すること。	B	
学校の各種管理委託業務に関すること。	B	
学校施設に係る各種補助業務に関すること。	C	
【学校ICT支援室】		
学校等におけるICT機器の管理及び導入に関すること。	B	
学校等の情報通信ネットワーク環境の運営及び管理に関すること。	B	
校務支援システムの運営及び管理に関すること。	B	

教職員室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
県費負担教職員の任免及び進退の内申に関すること。	A	人事の内申、補充任用
学校の管理運営及び組織編成に関すること。	A	学級数異動報告対応、振替授業申請等
県費負担教職員の服務の監督及び研修に関すること。	A	教職員の服務監督
県費負担教職員の人事評価に関すること。	B	
県費負担教職員の福利厚生に関すること。	C	
県費負担教職員の健康管理に関すること。	A	
学校の働き方改革に関すること。	B	勤務時間管理
県費負担教職員に係る職員団体に関すること。	C	
県費負担教職員の栄典事務に関すること。	B	
室の一般庶務に関すること。	A	

学校教育課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【学事グループ】		
学齢簿の編成保管に関すること。	B	入学通知関係業務
児童、生徒及び幼児の就学及び転入に関すること。	B	"
就学援助費に関すること。	B	受付業務
課の一般庶務に関すること。	B	人件費支払等
学校の予算管理及び経理に関すること。	B	
教材、教具等学校物品の調達、処分及び整備計画に関すること。	B	
【指導グループ】		
学校教育の指導助言及び教育課程に関すること。	C	指導業務
学校人権教育の推進に関すること。	C	
学習指導及び進路指導に関すること。	C	
教科書その他の教材の取扱いに関すること。	B	転出入関係業務
教育資料の調査、作成及び出版に関すること。	C	
通学区域審議会に関すること。	C	
通学区域の設定及び変更に関すること。	C	
市立の小学校、中学校及び幼稚園の学校選択制に関すること。	B	申請対応
児童、生徒及び幼児の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関すること。	B	申請対応
【保健体育グループ】		
学校の保健、安全及び環境衛生に関すること。	A	学校保健安全法
学校体育の指導助言及び教材の取扱いに関すること。	C	学校教育法施行規則
学校体育の指導者の研修、要請及び育成に関すること。	C	教育公務員特例法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
学校体育団体の育成指導に関すること。	C	
学校保健並びに学校体育に係る調査及び統計に関すること。	C	学校保健安全法施行規則・地方教育行政法
学校保健、安全及び環境衛生に関すること。	A	学校保健安全法
【特別支援室】		
特別支援教育の教育課程に関すること。	C	
特別支援学級、通級指導教室に関すること。	B	
特別支援教育の相談に関すること。	B	
子どもの発達や言葉の教室に関すること。	B	
その他、子どもの支援に関すること。	C	

教育センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
教育関係職員の研修(法定研修)に関すること	B	教育公務員特例法第23条及び第24条
教育関係職員の研修(法定研修以外)に関すること	C	延期及び中止
教育に関する専門的、技術的事項を調査研究すること	C	休止
教育に必要な資料を作成すること	C	休止
教育に関して相談に応じ、及び指導すること。(教育相談センター業務以外)	C	休止
教育に関する図書その他の資料を収集し、及び利用に供すること。	C	休止
教科書の研究及び展示等に関すること。	C	休止
教育センターの設備及び備品の維持管理に関すること。	C	休止
教育センターの広報に関すること。	C	休止
その他教育センターの目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。	C	休止
教育センターの一般庶務に関すること。	C	休止

葛川少年自然の家

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関すること。	B	
少年自然の家の使用許可に関すること。	B	
使用料等の徴収に関すること。	B	
公印の保管に関すること。	B	
ふるさと体験学習事業の企画及び指導に関すること。	B	
主催研修事業の企画及び指導に関すること。	C	
一般利用団体のプログラム指導に関すること。	C	
カウンセラーの育成及び指導に関すること。	C	
少年自然の家の一般庶務に関すること。	B	

児童生徒支援課

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
生徒指導に関すること。	B	
通学路の安全対策に関すること。	C	
学校の危機管理に関すること。	B	
大津市立小中学校いじめ等事案対策対策検討委員会に関すること。	C	
課の庶務に関すること。	C	

教育相談センター

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【管理係】		
設備及び備品の維持管理に関すること。	C	
広報活動に関すること。	C	
センターの庶務に関すること。	C	
【教育相談係】		
条例第3条第1号及び第3号に掲げる事業の実施に関すること。	B	
【適応指導教室係】		
条例第3条第2号に掲げる事業の実施に関すること。	C	

学校給食課

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
共同調理場の運営及び維持管理に関すること。	A	学校給食法
調理員の研修に関すること。	C	
学校給食の献立の作成に関すること。	A	学校給食法
学校給食の調理及び栄養指導に関すること。	A	学校給食法
学校給食物資の購入及び副食の配送計画に関すること。	A	学校給食法
学校給食の巡回指導に関すること。	C	
学校給食に係る調査及び統計に関すること。	C	
学校給食費の徴収に関すること	A	学校給食法
課の一般庶務に関すること。	B	納期限のある支払事務

生涯学習課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
生涯学習に係る総合企画及び総合調整に関すること。	C	
人権学習の推進に関すること。	C	
社会教育委員に関すること。	C	
社会教育及び家庭教育の推進に関すること。	C	
社会教育関係団体等の育成等に関すること。	C	
青少年及び成人の学習活動の促進並びに指導者の育成に関すること。	C	
子ども読書活動の推進に関すること。	C	
社会教育施設の設置及び管理に関すること。	C	
公民館の企画に関すること。	C	
大津公民館及び和邇公民館並びに小野公民館分館の施設整備等に関すること。	C	
公民館運営審議会に関すること。	C	
大津公民館の指定管理者による管理に関すること。	C	
生涯学習センター、北部地域文化センター、和邇文化センターの管理办法の検討に関すること。	C	
公民館、生涯学習センター、北部地域文化センター、和邇文化センター、科学館及び図書館との連絡調整に関すること。	C	
公民館の一般庶務に関すること。	B	
課の一般庶務に関すること。	B	

公民館		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に規定する事業の実施に関すること。	C	
人権学習及び生涯学習の推進に関すること。	C	
各種団体及び公民館相互の連絡調整に関すること。	C	
行事の共催及び後援に関すること。	C	
当該公民館の施設、設備及び備品の維持管理に関すること。	C	
公印の保管に関すること。	C	
当該公民館の庶務に関すること。	C	

生涯学習センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
大津市生涯学習センター管理運営規則第2条第2項に掲げる事業の実施に関すること。	C	主催事業の中止の周知 申請済団体への使用不可の周知 使用料の返還処理
生涯学習の調査及び研究に関すること。	C	延期
生涯学習センターの整備及び管理に関すること。	B	
広報活動に関すること。	C	延期
ホール等の使用の許可及び使用料の徴収に関すること。	C	延期・申請期間の検討
関係機関との連絡調整に関すること。	C	延期
設備及び備品の維持管理に関すること。	C	休館の看板・消毒液の設置
センターの一般庶務に関すること。	C	休館に伴う事務処理

北部地域文化センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則第2条第1号に掲げる事業の実施に関すること。	C	主催事業の中止の周知 申請済団体への使用不可の周知 使用料の返還処理
文化ホールの整備及び管理に関すること。	B	
広報活動に関すること。	C	延期
ホール等の使用の許可及び使用料の徴収に関すること。	C	延期・申請期間の検討
関係機関との連絡調整に関すること。	C	延期
設備及び備品の維持管理に関すること。	C	休館の看板・消毒液の設置
センターの一般庶務に関すること。	C	休館に伴う事務処理

和邇文化文化センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則第2条第2号に掲げる事業の実施に関すること。	C	主催事業の中止の周知 申請済団体への使用不可の周知 使用料の返還処理
文化ホールの整備及び管理に関すること。	B	
広報活動に関すること。	C	延期
ホール等の使用の許可及び使用料の徴収に関すること。	C	延期・申請期間の検討
関係機関との連絡調整に関すること。	C	延期
設備及び備品の維持管理に関すること。	C	休館の看板・消毒液の設置
センターの一般庶務に関すること。	C	休館に伴う事務処理

科学館		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
第2条第1項第2号に掲げる事業の実施に関すること。	C	
設備及び備品の維持管理に関すること。	B	
科学館の広報に関すること。	B	
その他科学館の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。	C	センター管理運営に関する規則
科学館の一般庶務に関すること。	B	

図書館		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【総務係】		
本館、和邇館及び北図書館の運営の総合企画立案に関すること。	C	
本館の行事の企画運営に関すること。	C	
視聴覚ホールの企画運営に関すること。	C	
展示ホールの企画運営に関すること。	C	
施設、設備及び備品の維持管理に関すること。	B	
関係機関及び団体との連絡調整に関すること。	B	
公印の管理に関すること。	C	
本館の一般庶務に関すること。	B	
和邇館及び北図書館との連絡調整に関すること。	B	
【資料係】		
資料の選出に関すること。	C	
図書原簿の作成に関すること。	C	
資料の分類及び目録作成に関すること。	C	
資料の除籍に関すること。	C	
電子計算機の管理に関すること。	B	
蔵書点検に関すること。	C	

【奉仕係】		
資料の貸出し及び複写サービスに関すること。	B	複写サービスはC
利用者登録に関すること。	C	
参考業務に関すること。	C	
読書相談及び読書指導に関すること。	C	
資料の利用予約及びリクエストサービスに関すること。	B	
語学室の運営に関すること。	C	
資料の相互貸借に関すること。	B	
自動車文庫に関すること。	B	
各種団体の育成に関すること。	C	
和邇図書館		
和邇館の行事の企画運営に関すること。	C	
資料の選出に関すること。	C	
図書原簿の作成に関すること。	C	
資料の分類及び目録作成に関すること。	C	
資料の除籍に関すること。	C	
蔵書点検に関すること。	C	
資料の貸出し及び複写サービスに関すること。	B	複写サービスはC
利用者登録に関すること。	C	
参考業務に関すること。	C	
読書相談及び読書指導に関すること。	C	
資料の利用予約及びリクエストサービスに関すること。	B	
資料の相互貸借に関すること。	B	
自動車文庫に関すること。	B	
各種団体の育成に関すること。	C	
和邇館の一般庶務に関すること。	B	
その他和邇館の管理運営に関すること。	B	

和邇図書館		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
和邇館の行事の企画運営に関すること。	C	
資料の選出に関すること。	C	
図書原簿の作成に関すること。	C	
資料の分類及び目録作成に関すること。	C	
資料の除籍に関すること。	C	
蔵書点検に関すること。	C	
資料の貸出し及び複写サービスに関すること。	B	複写サービスはC
利用者登録に関すること。	C	
参考業務に関すること。	C	
読書相談及び読書指導に関すること。	C	
資料の利用予約及びリクエストサービスに関すること。	B	
資料の相互貸借に関すること。	B	
自動車文庫に関すること。	B	
各種団体の育成に関すること。	C	
和邇館の一般庶務に関すること。	B	
その他和邇館の管理運営に関すること。	B	

北図書館		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
北館の行事の企画運営に関すること。	C	
資料の選出に関すること。	C	
図書原簿の作成に関すること。	C	
資料の分類及び目録作成に関すること。	C	
資料の除籍に関すること。	C	
蔵書点検に関すること。	C	
資料の貸出し及び複写サービスに関すること。	B	複写サービスはC
利用者登録に関すること。	C	
参考業務に関すること。	C	
読書相談及び読書指導に関すること。	C	
資料の利用予約及びリクエストサービスに関すること。	B	
資料の相互貸借に関すること。	B	
各種団体の育成に関すること。	C	
北館の一般庶務に関すること。	B	
施設・備品の維持管理に関すること。	B	
公印の管理に関すること。	B	
その他北館の管理運営に関すること。	B	

文化財保護課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
文化財の調査及び保護に関すること。	B	埋蔵文化財発掘調査
文化財の啓発及び活用に関すること。	C	
埋蔵文化財調査センターとの連絡調整に関すること。	C	
課の一般庶務に関すること。	B	

埋蔵文化財調査センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
施設及び備品の維持管理に関すること。	B	施設の安全性に関わる緊急修繕のみ行う
収蔵遺物・資料の整理・管理に関すること	B	収蔵資料の温湿度管理のみ行う
収蔵資料の報告書等の作成に関すること。	C	
収蔵資料に関する展示・講演会等に関すること。	C	
資料貸出・熟覧許可に関すること。	C	
文化財保護課等関係機関との連絡調整に関すること。	C	
埋蔵文化財調査センターの一般庶務に関すること。	B	

少年センター		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
少年の非行防止及び健全育成を図るために必要なこと	C	
少年問題に関して相談を受けること	B	
少年問題に関する情報及び資料を収集し、及び整備すること	C	
非行又は非行のおそれのある少年を補導すること	C	
少年補導(委)員会に関すること	C	

歴史博物館		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
歴史博物館の整備及び管理に関すること。	B	施設の安全性に関わる緊急修繕のみ行う
博物館資料の調査、収集、保管に関すること	B	収蔵資料の温湿度管理のみ行う
博物館資料の報告書等の作成に関すること。	C	
博物館資料に関する企画展・講演会等に関すること。	C	
企画展示室の使用の許可及び使用料の徴収に関すること。	C	
関係機関との連絡調整に関すること。	C	
歴史博物館の一般庶務に関すること。	C	

(12) 消防局

消防総務課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【企画広報係】		
消防施策の総合企画及び総合調整に関すること。	B	
主要事業の進行管理等に関すること。	B	
事務事業の評価の総括に関すること。	B	
消防局主催事業の企画及び総括に関すること。	C	
消防組織及び消防力の配置計画に関すること。	A	
消防に係る情報の収集、分析及び統計の総括に関すること。	A	
職員の教養及び研修に関すること。	C	
広報活動の総括に関すること。	A	
条例、規則等の制定及び改廃に関すること。	B	
消防応援に係る協定の締結及び覚書の交換に関すること。	C	
消防音楽隊に関すること。	C	
【庶務係】		
公印の管守に関すること。	B	
職員の任免、分限、懲戒、表彰その他人事に関すること。	A	
職員の配置、服務及び規律に関すること。	B	
文書の收受・編さん及び保管に関すること。	C	
職員及び消防作業従事者等の公務災害補償に関すること。	B	
職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。	C	
消防職員委員会に関すること。	B	
非常招集計画に関すること。	C	
消防長会に関すること。	B	
他課の所管に属しないこと。	C	
【経理係】		
消防施設の建築事務及び整備保全に関すること。	C	
予算要求・決算見込みその他財政資料に関すること。	B	
備品の受払及び整備保全に関すること。	B	
寄附採納に関すること。	B	
職員の給与に関すること。	A	
予算差引及び各種命令書に関すること。	A	
諸収入に伴う請求・調定及び公金の受払に関すること。	A	
旅費計算と支払事務に関すること。	A	
物品の請求、基金調達品その他物品の用度に関すること。	A	
消防施設の整備保全に関すること。	B	
消防施設用地等賃借に関すること。	B	
その他経理に関すること。	B	
【消防団係】		
消防団員の報酬・費用弁償・退職報償金に関すること。	A	
消防団員の教養及び研修に関すること。	B	
消防団員の公務災害補償及び共済事業に関すること。	A	
消防団員の給貸与品に関すること。	A	
その他消防団に関すること。	C	

危機管理室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
危機管理体制計画に関すること。	A	
事業継続計画に関すること。	A	
各種危機事案の対策に関すること。	A	
危機管理に関する職員研修ならびに意識啓発に関すること。	C	
消防活動支援協定締結事業所等との連携に関すること。	B	
室の一般庶務に関すること。	C	

予防課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【安全指導係】		
自衛消防及び自主防災組織の育成指導に関すること。	C	
住宅の防火に関すること	B	
予防広報及び防火運動行事の企画に関すること。	B	
防火・防災管理講習に関すること。	—	現在実施なし
消火器具整備事業補助に関すること。	B	
【設備係】		
建築物の許認可及び確認申請の同意事務に関すること。	A	消防法
消防用設備等及び特殊消防用設備等の指導に関すること。	C	
消防対象物の立入検査及び防火指導に関すること。	C	
防火対象物の違反是正に関すること。	B	
防火対象物の防火・防災管理に関すること。	C	
防火対象物の統計に関すること。	C	
【危険物係】		
危険物関係許可事務及び検査に関すること。	A	消防法
危険物取扱者、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の指導に関すること。	C	
危険物施設の立入検査に関すること。	C	
危険物製造所等の指導及び違反是正に関すること。	B	事故は除く
危険物関係の統計、調査及び研究に関すること。	C	
危険物保安審議会に関すること。	C	
【調査係】		
火災の調査、統計等に関すること。	A	
類似火災の防止対策に関すること。	B	
火薬類の許可等の事務(煙火の消費並びに建設用びよう打ち銃用空砲及び救命索発射銃用空砲の譲受け及び消費に係るものに限る。)に関すること。	B	
その他、課の一般庶務に関すること。	C	

警防課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【消防係】		
消防対策に関すること。	A	
消防活動状況の確認及び指導に関すること。	A	
消防隊の運用計画に関すること。	B	
消防隊の訓練計画に関すること。	C	
消防総合訓練の計画及び指導に関すること。	C	
生活環境の保全と増進に関する条例に基づく事前協議等に関すること。	B	
消防水利の配置計画、設置及び修理に関すること。	B	
消防関係の統計に関すること。	C	
災害現場の管理及び活動支援に関すること。	A	
消防活動技術の調査、研究及び指導に関すること。	C	
水防資器材の配置及び管理に関すること。	C	
消防応援に関する事項(協定の締結及び覚書の交換を除く)。	A	
その他、課の一般庶務に関すること。	C	

【救助係】		
救助対策に関すること。	A	
救助活動状況の確認及び指導に関すること。	A	
救助隊の運用計画に関すること。	B	
救助隊の訓練計画に関すること。	C	
消防総合訓練の計画及び指導に関すること。	C	
生活環境の保全と増進に関する条例に基づく事前協議等に関すること。	B	
救助関係の統計に関すること。	C	
救助活動技術の調査、研究及び指導に関すること。	C	
国際消防救助隊に関すること。	C	
その他、課の一般庶務に関すること。	C	
【装備係】		
消防車両及び消防機械器具の更新に関すること。	C	
消防機械器具の配置、管理、整備及び操作指導に関すること。	A	
機関員等の運転技能管理及び指導に関すること。	C	
その他、課の一般庶務に関すること。	C	

救急高度化推進課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
救急対策に関すること。	A	
救急活動状況の確認及び指導に関すること。	A	
救急隊の運用計画に関すること。	A	
救急隊の訓練計画に関すること。	C	
救急関係の統計に関すること。	C	
救急活動技術の調査、研究及び指導に関すること。	C	
医療関係機関等との協定の締結及び連絡に関すること。	A	
応急手当の普及啓発に関すること。	C	
メディカルコントロール協議会に関すること。	B	
その他、室の一般庶務に関すること。	C	

通信指令課		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【指令第1係・指令第2係】		
火災、救急、救助、その他の災害の受報及び出動指令に関すること	A	
各種災害の情報及び伝達に関すること	A	
各関係機関への連絡及び出動要請に関すること	A	
非常召集に係る伝達に関すること	A	
気象情報等に係る伝達に関すること	B	
【情報管理係】		
電子計算機器及び補助記録媒体の管理に関すること	B	
端末機の操作研修並びにネットワーク及びパスワードの管理に関すること	B	
情報の電子計算組織による管理化に関する調査、企画に関すること	C	
情報の管理、消防統計事務に関すること	C	

本署		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【庶務係】		
職員の服務及び研修に関すること。	C	
文書の収発、編さん及び保存に関すること。	C	
庁舎、施設及び器具の整備保存に関すること。	A	
物品の請求、出納に関すること。	B	
職員の給貸与品に関すること。	C	
消防分団との連絡調整に関すること。	A	
非常招集に関すること。	A	
広報及び統計に関すること。	C	
公印の管守に関すること。	C	
その他署の庶務に関すること。	C	
【安全指導係】		
防火協力団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。	C	
防災関係行事の企画及び実施に関すること。	C	
住宅の防火対策に関すること。	B	
防火協力団体及び自主防災組織に対する防火及び防災に係る相談に関すること。	C	
【予防係】		
消防対象物の立入検査及び防火指導に関すること。	C	
防火対象物の違反是正に関すること。	B	
消防用設備等の指導及び検査に関すること。	B	
防火対象物の完成検査に関すること。	B	
事業所の自衛消防組織等の育成指導に関すること。	C	
予防広報及び火災の調査統計に関すること。	B	
各種届出の受理及び証明に関すること。	B	
事業所に対する防火及び防災に係る相談に関すること。	C	
【指揮係】		
火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。	A	
災害現場における指揮、支援、広報及び観察に関すること。	A	
指揮業務の諸計画に関すること	C	
災害現場での活動に係る安全管理及び評定に関すること。	B	
指揮業務に係る機械器具の整備保全に関すること。	A	
【消防係】		
火災その他の災害の警戒、防衛に関すること。	A	
救助、救急業務に関すること。	A	
消防活動の諸計画に関すること。	C	
消防機械器具の整備保全に関すること。	A	
消防地水利の調査及び保全に関すること。	B	
火災その他の災害の調査に関すること。	A	
消防団員及び自衛消防隊等の訓練指導に関すること。	C	
その他消防業務の諸計画に関すること	C	
【救急係】		
火災その他の災害の警戒、防衛に関すること。	A	
救急業務に関すること。	A	
救急活動の諸計画に関すること。	C	
応急救護体制の整備に関すること。	C	
救急指導啓発に関すること。	C	
救急器具の整備保全に関すること。	A	
その他救急業務の諸計画に関すること。	C	
【救助係】		
火災その他の災害の警戒、防衛に関すること。	A	
救助業務に関すること。	A	
救助活動の諸計画に関すること。	C	
救助器具の整備保全に関すること。	A	
その他救助業務の諸計画に関すること。	C	

分署		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【消防第1係及び消防第2係】		
火災その他の災害の警戒、防御に関すること。	A	
救助、救急業務に関すること。	A	
消防活動の諸計画に関すること。	C	
消防機械器具の整備保全に関すること。	A	
消防地水利の調査及び保全に関すること。	B	
消防対象物の立入検査及び防火指導に関すること。	C	
予防広報に関すること。	B	
火災その他の災害の調査に関すること。	A	
消防団員及び自衛消防隊等の訓練指導に関すること。	C	
住宅の防火対策に関すること。	C	
火災予防の届出の受理に関すること。	C	
防火及び防災に係る相談に関すること。	C	
その他消防業務の諸計画に関すること。	C	
分署の庶務に関すること。	C	
【救急第1係及び救急第2係】		
火災その他の災害の警戒、防御に関すること。	A	
救急業務に関すること。	A	
救急活動の諸計画に関すること。	C	
応急救護体制の整備に関すること。	C	
救急指導啓発に関すること。	C	
救急器具の整備保全に関すること。	A	
その他救急業務の諸計画に関すること。	C	

出張所		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【大津市南消防署南郷出張所】		
火災その他の災害の警戒、防御に関すること。	A	
救助、救急業務に関すること。	A	
消防活動の諸計画に関すること。	C	
消防機械器具の整備保全に関すること。	A	
消防地水利の調査及び保全に関すること。	B	
火災その他の災害の調査に関すること。	A	
消防団員及び自衛消防隊等の訓練指導に関すること。	C	
住宅の防火対策に関すること。	C	
火災予防の届出の受理に関すること。	C	
防火及び防災に係る相談に関すること。	C	
【大津市中消防署水上出張所】		
火災その他の災害の警戒、防御に関すること。	A	
消防活動の諸計画に関すること。	C	
消防機械器具の整備保全に関すること。	A	
消防地水利の調査及び保全に関すること。	B	
火災その他の災害の調査に関すること。	A	
住宅の防火対策に関すること。	C	
火災予防の届出の受理に関すること。	C	
防火及び防災に係る相談に関すること。	C	
【大津市中消防署救急出張所及び大津市東消防署青山出張所】		
救助、救急業務に関すること。	A	
救急活動の諸計画に関すること。	C	
応急救護体制の整備に関すること。	C	
救急指導啓発に関すること。	C	
救急器具の整備保全に関すること。	A	
その他救急業務の諸計画に関すること。	C	

(13) 出納室・監査委員事務局・選挙管理委員会・農業委員会事務局・議会局

出納室		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
【出納グループ】		
つり銭の交付・管理に関すること。	B	
データ伝送システムの支払い(銀行・NTTデータ)に関すること。	B	
ホームページの更新・管理に関すること。	C	
ロックバックに関すること。	B	
一時借入金の処理に関すること。	A	
関係例規(規則等)の改廃管理に関すること。	B	
基金の管理・運用に関すること。	B	
共通消耗品の交付・管理に関すること。	B	
金融機関向け公金取扱い説明会に関すること。	C	
金融機関等の変更に伴う対応に関すること。	B	
現金支出処理に関すること。	A	
公共料金の確認とりまとめに関すること。	A	
公金管理運用会議に関すること。	C	
公金検査に関すること。(金融機関)	C	
公金検査に関すること。(庁内外所属)	C	
公金取扱いマニュアルの管理に関すること。	C	
口座引落処理に関すること。	A	
口座振込による支払に関すること。	A	
口座振替依頼書の管理に関すること。	B	
歳計外現金受入調定書の確認に関すること。	C	
歳計現金の資金運用に関すること。	B	
歳入歳出外現金に関すること。	B	
歳入相談業務等に関すること。	B	
財務会計システムの管理に関すること。	B	
財務規則第35条の届出管理に関すること。	B	
支払処理に伴う訂正・組戻依頼に関すること。	A	
支払通知書システムに関すること。	B	
資金管理に関すること。	B	
資金前渡職員の登録管理に関すること。	B	
室の庶務に関すること。	B	
手数料の支払に関すること。	A	
收支計画に関すること。	B	
収納印の交付・管理に関すること。	B	
収納金の消込に関すること。	A	
振替確定に関すること。	A	
製本作業に関すること。	B	
窓口収納金の収納及び管理に関すること。	A	
窓口払いによる支払に関すること。	A	
村中財産会計の管理に関すること。	B	
大金庫の貸金庫貸出等の管理に関すること。	A	
直接入金に関すること。	A	
納付書及び収納証書の管理に関すること。	B	
戻入命令書の確認に関すること。	B	
有価証券等の受払いに関すること。	A	
例月現金出納検査資料の作成・提出に関すること。	B	

【審査グループ】		
スケジュール周知に関すること。	B	
会計研修会に関すること。(係長級及び主任級向け)	C	
会計研修会に関すること。(庶務担当者向け)	C	
会計研修会に関すること。(新規採用職員向け)	C	
会計事務のIT化検討に関すること。	C	
関係例規(規則等)の改廃管理に関すること。	B	
債権者登録に関すること。	B	
歳出相談業務等に関すること。	B	
財務会計システム再構築に関すること。【歳出】	C	
支出命令書・払出命令書・公金振替・支出更正・戻出命令・精算書の審査に関すること。	B	
手引書等の改正に関すること。	B	
出納事務センターの運営に関すること。	B	
出納審査の電子決裁推進に関すること。	C	

監査委員事務局		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
監査、出納検査及び審査等の計画立案及び調整に関すること。	B	
定期監査、行政監査、隨時監査及び財政的援助団体等の監査の調査、報告書の作成及び公表手続き等に関すること。	B	
例月現金出納検査の調査及び報告書の作成等に関すること。	B	
決算審査及び基金運用状況審査の調査等を行うこと。	B	
一定数の選挙権を有する者の請求に基づく監査の調査等を行うこと。	C	
住民の請求に基づく監査の調査等を行うこと。	B	
議会の要求による監査の調査等を行うこと。	C	
出納職員等の賠償責任に関する監査の調査等を行うこと。	C	
指定金融機関等の検査の結果について報告を求めること。	C	
その他監査、出納検査及び審査の調査、報告書の作成及び公表手続き等に関すること。	C	
監査委員に関すること。	B	
事務局職員の人事及び服務に関すること。	B	
公印の保管に関すること。	B	
その他一般庶務に関すること。	C	

選挙管理委員会事務局		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【庶務係】		
委員との連絡及び委員会の議事に関すること。	A	
規程の制定及び改廃に関すること。	A	
公告式及び公印の管理に関すること。	A	
政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関すること。	A	
予算の経理及び物品保管に関すること。	A	
文書の収受、発送、整理及び保存に関すること。	B	
選挙に関し必要と認める事項の啓発宣伝に関すること。	B	
明るい選挙推進協議会との連絡に関すること。	B	
その他庶務に関すること。	B	
【選挙係】		
選挙人名簿の管理及び調整並びに縦覧に関すること。	A	
選挙資格の調査に関すること。	A	
選挙執行事務の管理及び指導に関すること。	A	
直接請求に関すること。	A	
選挙関係の諸証明に関すること。	A	
不在者投票及び在外投票に関すること。	A	
裁判員候補者予定者の選定及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。	A	
検察審査員候補者予定者の選定及び検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。	A	
投票区、開票区及び選挙区に関すること。	A	
選挙に関する訴願、訴訟及び異議の申し出に関すること。	A	
選挙関係法令等の調査研究に関すること。	C	
その他選挙に関すること。	B	

農業委員会事務局		
業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備 考
【農業振興係】		
総会の招集に関すること。	A	
規則、規程の制定並びに改廃に関すること。	C	
委員会の予算並びに物品の出納及び保管に関すること。	C	
職員の人事に関すること。	C	
委員及び農地利用最適化推進委員の研修に関すること。	C	
公印の管理に関すること。	C	
文書の収発及び管理に関すること。	B	
総会の議事録の作成及び編さんに関すること。	C	
総会の議決事項の処理に関すること。	C	
調査統計に関すること。	C	
農地等の利用の最適化の推進に関すること。	C	
農地台帳の整備に関すること。	C	
農地の賃借料に係る情報の提供に関すること。	C	
農業者年金受託業務に関すること。	B	
広報誌の発行に関すること。	C	
事務局の一般庶務に関すること。	B	
【農地係】		
農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務に関する事務(農業振興係の分掌に属するものを除く)。	A	
遊休農地の調査に関すること。	C	
開拓財産の管理事務に関すること。	B	
関係行政機関等からの照会に関すること。	B	
相続税等の納税猶予に関する事務。	B	
農地に関する相談等に関する事務。	C	
諸証明の交付に関する事務。	B	

【議会総務課】

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
正副議長の秘書に関すること。	B	
交際、儀式及び涉外に関すること。	B	
議員報酬及び費用弁償に関すること。	A	
市議会議員共済会に関すること。	A	
職員の任免、服務、分限及び懲戒に関すること。	A	
議会の予算、決算及び経理に関すること。	A	
政務活動費に関すること。	B	
議会災害対策会議に関すること。	A	
公印の保管に関すること。	A	
事務局の一般庶務に関すること。	C	
議会局内他課の所管に属さない事項に関すること。	C	
議会関係例規の制定及び改廃に関すること。	A	
政治倫理審査会に関すること。	A	
政策検討会議に関すること。	B	
議会活性化検討委員会に関すること。	C	
議会ミッションロードマップに関すること。	B	
議員研修会に関すること。	C	
議長会に関すること。	B	

【議事調査課】

業務名(各課事務分担によるもの)	優先度	備考
本会議に関すること。	A	
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに全員協議会に関すること。	A	
議案の受理並びに決議案及び意見書案の処理に関すること。	A	
請願、陳情等の受理及び処理に関すること。	A	
議決事項の処理に関すること。	A	
議決証明の交付に関すること。	A	
会議録及び諸記録の調製編さんに関すること。	B	
傍聴人にに関すること。	A	
その他議事に関すること。	B	
各種の調査並びに資料の収集及び保管に関すること。	C	
照会事項の処理に関すること。	C	
各種統計に関すること。	C	
議会図書室の企画運営に関すること。	C	
行政視察に関すること	C	
議会広報及び広聴に関すること。	A	
議会広報広聴委員会に関すること。	B	
市議会情報システムに関すること。	B	

第3章 学校・保育園等関連施設への連絡体制

本計画に関する各施設及び関係機関への連絡体制は以下のとおりとする。

(1) 学校関係

	学校種	市内数	連絡調整等担当課
市立学校	幼稚園	29	福祉子ども部幼児政策課
	小学校	37	教育委員会学校教育課
	中学校	18	"
県立学校	高等学校	8	県教育委員会
	高等学校(定時制)	3	"
	特別支援学校	1	"
国立学校	幼稚園	1	文部科学省 (市教育委員会教育総務課)
	小学校	1	"
	中学校	1	"
	大学	2	"
	特別支援学校	1	"
私立学校	幼稚園	9	滋賀県総務部総務課
	中学校	1	"
	高等学校	2	"
	大学	4	"

※「国立学校」の項の()の市教育委員会教育総務課は、市対策本部の対応内容等について、報告する。

(2) 保育園・児童クラブ・児童館

	学校種	市内数	連絡調整等担当課
保育園	公立	14	福祉子ども部幼児政策課
	民間(認可)	53(57)	"
	民間(認可外)	22	福祉子ども部保育幼稚園課
認定子ども園	民間(認可)	20(21)	福祉子ども部幼児政策課
地域型保育事業	民間(認可)	29	福祉子ども部幼児政策課
児童クラブ	市立	37	福祉子ども部児童クラブ課
	民間	25	"
児童館	市立	7	福祉子ども部子ども家庭課

※「保育園 民間(認可)」の項の()の数字は分園を含めた合計数

(3) 障害福祉事業所、介護保険事業所関係

	種別	市内数	連絡調整担当課
障害福祉事業所 (※)	訪問系	74	福祉子ども部障害福祉課
	通所系	55	"
	入所・短期入所系	5	"
	居住系	21	"
	相談系	18	"
	児童通所系	39	"
	地域活動支援センター	2	"
	日中一時支援	39	"
指定介護サービス事業所	通所系	183	健康保険部介護保険課
	短期入所系	33	"

※令和2年7月1日現在。地域活動支援センター及び日中一時を含む。

(4) 市の所管施設

施設の名称	連絡調整等担当課
政策調整部	
男女共同参画センター	政策調整部人権・男女共同参画課
市民部	
木戸交流センター(指定管理)	市民部自治協働課
滋賀里交流センター	"
市民活動センター(指定管理)	"
長等創作展示館	市民部文化・青少年課
仰木太鼓会館	"
市民文化会館	"
市民会館(指定管理)	"
スカイプラザ浜大津(指定管理)	"
伝統芸能会館(指定管理)	"
社会体育施設 (市民プール・市民運動広場・市民体育館・格技場・乗馬場・キャンプ場等) (指定管理含む)	市民部市民スポーツ課
比良げんき村 (指定管理)	"
斎場(大津聖苑・滋賀聖苑) (指定管理)	市民部戸籍住民課
福祉子ども部	
ふれあいプラザ(指定管理)	福祉子ども部福祉政策課
ふれあいセンター(伊香立、比叡、中、膳所、南)	"
やまびこ総合支援センター	福祉子ども部障害福祉課
北部子ども療育センターわくわく教室	"
東部子ども療育センターのびのび教室	"
障害者福祉センター(指定管理)	"
母と子の家しらゆり(指定管理)	福祉子ども部子ども家庭課
子育て総合支援センターゆめっこ	福祉子ども部子ども家庭課 子育て総合支援センター
木戸つどいの広場(にじっこ) (指定管理)	"
東部つどいの広場(きらきら広場) (指定管理)	"
健康保険部	
老人憩いの家(5カ所)	健康保険部長寿政策課
老人福祉センター(5カ所) (指定管理)	"
デイサービスセンター(4カ所) (指定管理含む)	"
産業観光部	
まちなか交流館「ゆうゆうかん」(指定管理)	産業観光部商工労働政策課
勤労福祉センター(指定管理)	"
道の駅「妹子の郷」(指定管理)	"
公人屋敷(旧岡本邸)(指定管理)	産業観光部観光振興課
旧竹林院(指定管理)	"
幻住庵	"
大津祭曳山展示館(指定管理)	"
比良とぴあ(指定管理)	"
水泳場	"
おごと温泉観光公園(指定管理)	"
葛川森林キャンプ村(指定管理)	産業観光部農林水産課
環境部	
リサイクルセンター木戸	環境部廃棄物減量推進課
伊香立環境交流館	環境部施設整備課
都市計画部	
旧大津公会堂(指定管理)	都市計画部都市魅力づくり推進室
大石緑地スポーツ村(指定管理)	都市計画部公園緑地課
柳が崎湖畔公園(指定管理)	"
におの浜ふれあいスポーツセンター(指定管理)	"
緑のふれあいセンター(指定管理)	"
運動施設等(体育館、グラウンド、野球場、競技場等)(指定管理)	"

教育委員会

教育センター	教育委員会教育センター
葛川少年自然の家	教育委員会葛川少年自然の家
教育相談センター	教育委員会教育相談センター
生涯学習センター	教育委員会生涯学習センター
北部地域文化センター	教育委員会北部地域文化センター
和邇文化センター	教育委員会和邇文化センター
科学館	教育委員会科学館
図書館	教育委員会図書館
和邇図書館	教育委員会和邇図書館
北図書館	教育委員会北図書館
少年センター(大津、堅田)	教育委員会(大津、堅田)少年センター
歴史博物館	教育委員会歴史博物館
大津公民館	教育委員会生涯学習課

※ 指定管理者制度導入施設のうち、駐車場・駐輪場・漁港は除く。

※ 企業局については、別に定めている「大津市企業局新型インフルエンザ等対策業務継続計画」に基づき対応する。